

# 季刊 社会保障研究



Vol. 37      Spring 2002      No. 4

## 研究の窓

日本の年金問題 ..... 田 近 栄 治 314

## 特集：学界展望—年金研究の現在

座談会：年金研究の現在 ..... 岩 本 康 志・大 竹 文 雄・小 塩 隆 士 316

法学からみた年金研究の現在 ..... 菊 池 馨 実 350

## 投稿（論文）

年金，早期退職，貯蓄 ..... 前 多 康 男・桃 田 朗 360

## 投稿（研究ノート）

育児支援策が出生行動に与える影響 ..... 駿 河 輝 和・西 本 真 弓 371

## 動 向

平成 11 年度社会保障費—解説と分析— ..... 国立社会保障・人口問題研究所 380

## 判例研究

社会保障法判例 ..... 大 原 利 夫 388

—生活保護開始申請書の交付拒否等に対する国家賠償

法上の損害賠償請求が認められた事例—

## 書 評

John B. Shoven (ed.) *Administrative Aspects of Investment-Based*

*Social Security Reform* ..... 加 藤 久 和 393

菊池馨実著『社会保障の法理念』 ..... 河 野 正 輝 396

季刊社会保障研究 (Vol. 37, Nos. 1~4) 総目次 ..... 400

# 季刊 社会保障研究

Vol. 37 Spring 2002 No. 4

## 研究の窓

日本の年金問題 ..... 田 近 栄 治 314

## 特集：学界展望—年金研究の現在

座談会：年金研究の現在 ..... 岩 本 康 志・大 竹 文 雄・小 塩 隆 士 316

法学からみた年金研究の現在 ..... 菊 池 馨 実 350

## 投稿（論文）

年金，早期退職，貯蓄 ..... 前 多 康 男・桃 田 朗 360

## 投稿（研究ノート）

育児支援策が出生行動に与える影響 ..... 駿 河 輝 和・西 本 真 弓 371

## 動 向

平成 11 年度社会保障費—解説と分析— ..... 国立社会保障・人口問題研究所 380

## 判例研究

社会保障法判例 ..... 大 原 利 夫 388

—生活保護開始申請書の交付拒否等に対する国家賠償

法上の損害賠償請求が認められた事例—

## 書 評

John B. Shoven (ed.) *Administrative Aspects of Investment-Based*

*Social Security Reform* ..... 加 藤 久 和 393

菊池馨実著『社会保障の法理念』 ..... 河 野 正 輝 396

季刊社会保障研究 (Vol. 37, Nos. 1~4) 総目次 ..... 400

## 季刊社会保障研究投稿規程

1. 本誌は社会保障に関する基礎的かつ総合的な研究成果の発表を目的とします。
2. 本誌は定期刊行物であり、1年に4回（3月、6月、9月、12月）発行します。
3. 原稿の形式は社会保障に関する論文、研究ノート、判例研究・評釈、書評などとし、投稿者の学問分野は問いません。どなたでも投稿できます。ただし、本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限ります。
4. 投稿者は、審査用原稿1部とコピー1部、要旨2部、計4部を送付して下さい。
5. 採否については、編集委員会のレフェリー制により、指名されたレフェリーの意見に基づいて決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。  
なお、原稿は返却しません。
6. 原稿執筆の様式は所定の執筆要項に従って下さい。
7. 原稿の送り先、連絡先——〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6F  
国立社会保障・人口問題研究所総務課業務係  
電話 03-3595-2984 FAX 03-3591-4816

## 季刊社会保障研究執筆要項

1. 原稿の長さは以下の限度内とします。
  - (1) 論文：200字詰原稿用紙80枚（図表を含む）。
  - (2) 研究ノート：200字詰原稿用紙80枚（図表を含む）。
  - (3) 判例研究・評釈：200字詰原稿用紙40枚
  - (4) 書評：200字詰原稿用紙30枚。
2. 論文、研究ノート、判例研究・評釈、書評には英文題が必要となります。
3. 引用文献の形式は次のとおりとします。
  - (1) 注は後部に一括して掲載してください。
  - (2) 著書を引用する場合には、著者名、書名、出版社、出版年、引用頁を記載してください。
  - (3) 論文を引用する場合には、著者名、題名、雑誌名、巻号、発行年、引用頁を記載してください。
  - (4) 和書の場合には、書名・誌名に『 』、論文名に「 」をつける。
4. 図表はそれぞれ通し番号を付し、表題をつける。1図、1表ごとに別紙にまとめ（出所を必ず明記）、挿入箇所を論文右欄外に指定してください。
5. 原稿は横書きしてください。ワードプロセッサによる場合はA4判1枚につき1行40字・30行、横打ちしてください。

季刊  
**社会保障研究**

Vol. 37 Spring 2002 No. 4

国立社会保障・人口問題研究所

## 研究の窓

### 日本の年金問題

日本の公的年金をめぐる多くの議論がなされてきた。それは、本号の論文展望を一目すれば明らかな通りである。ここでは、思いきって日本の年金問題の本質を考えたい。私は、もっとも重要な問題は次の二つであると考えている。

第一に、国民の間に年金の将来に対する強い不信があること。第二に、公的年金が、個人が自分の老後に対してもっと責任を持つチャンスを奪っていること。

年金の将来を考える。1980年代の半ば以来、日本の年金は一貫して保険料の増大と給付のカットの歴史である。この改革をすれば保険料率は22%で頭打ちとなる。いや、このままほっておくと30%を超える…そして、現在は最大28%程度とされている。しかし、この原稿を書いている時にも、出生率の推計が下方修正され、保険料率は30%におさまらない可能性がでてきた。給付のカットは、もっとつらい。支給開始年齢の引き上げ、賃金スライドから、税を引いたネットの賃金スライド、そして消費者物価スライドへ。

国民の年金に対する不信は募るばかりである。負担が増えれば増えるほど、将来が不安になる。そして、その不安は年金改定の時に現実のものとなる。そもそも、賦課方式によって、これから来る高齢化社会の年金をまかなおうとすれば、どのような手段をとるにせよ、負担は後代世代にしわ寄せされる。そして、同世代においても、専業主婦の年金などを通じて、同じ保険料を払う世帯でも、給付の不公平が生じる。

このように国民、とくにこれから年金を支える世代にとっては、日本の公的年金は、30%の保険料を払って支えるに値する制度には映らない。世代間と世代内の不平等を正面から議論しない限り、不信は残る。

年金は、どれだけ生きるかわからない老後の所得の保険である。とすれば、払った保険料に見合った給付がなされる、負担と給付の間にバランスのとれた制度でなくてはならない。すなわち、保険数理的に見てフェアでなくてはならない。年金がフェアであれば、基礎年金を超えた、報酬比例年金を管理するのは個人の責任である。少なくとも、この部分の年金は、個人の責任で管理する選択があるべきだ。

ところが、日本の公的年金は、保険料率が高いだけでなく、それがすべて国に吸い上げられている。その結果、個人は自分で老後を考えるチャンスを奪われることとなる。国任せの年金なのである。これが第二の問題である。

高齢化社会、多様化するライフスタイル。その底流にあるのは、「自分流」であり、リスクを受け入れつつ、自分で道を選択し、切り開く姿勢であると思う。会社が生涯を保証してくれる時代は終わって、われわれ日本人は、もっと自由に、しかし自分の責任で自分のことを考えたいと

思っているのではないか。それがこれからの日本の活力ではないのだろうか。

このように考えると、これまでの日本の年金は、われわれにとってサイズの合わない服を着ているようなものである。年金が民営化されれば、国民全体が支えあう基礎年金部分を除けば、あとは、企業年金や個人年金などさまざまな形でフェアな年金に個人は関わることになる。個人年金勘定を見ながら、適切な投資を行う。投資リスクに対する選好によって、確定給付に近い年金であったり、投資により近い年金であったりするかも知れない。

もちろんこれは言うに易しであり、フェアな年金が制度として確立するには、投資に関する情報開示、運用機関の監督や投資についての個人教育など、制度を育成し、監督することが重要となる。年金の民営化は、年金市場のインフラ整備まで含まなくてはならない。制度は一朝一夕にできるものではない。

このように考えると、民営化による年金改革の真のねらいは、これからの日本に合った、老後の所得に対する国の守りと個人の責任を明確にすることである。まさに、日本の改革そのものである。

田 近 栄 治

(たちか・えいじ 一橋大学教授)

## 座談会

## 年金研究の現在

岩本康志・大竹文雄・小塩隆士

社会保障の研究は質量ともに充実してきたが、それにともない最新の研究成果をフォローしていくことはかなりの負担をとまなう作業となってきた。そのため、本誌の企画として研究の現状を展望することが多くの読者にとって有益ではないかということが編集委員会で議論され、「学界展望」の企画がスタートすることになった。

本誌では、社会保障の分野ごとに各研究分野の展望を行うという構想をもっているが、その手始めとして本号では年金をとりあげ、年金に関する経済学的研究を展望する座談会を開催することにした。座談会は以下のように2部構成で行われる。第1部では、原則として1998年秋以降に発表された研究論文から6つの個別テーマ（世代間所得再分配、世代内所得再分配、就業への影響、マクロ経済的視点、財政方式の選択、逆選択と未加入問題）ごとに3本の論文を選択して、座談会参加者が分担して内容を要約し、討論を行う。論文はわが国の年金を対象にしているものに限る。外国制度の研究や一般的な理論分析は対象外とした。また、今後同様のフォーマットによる展望座談会が行われることを期待して、とりあげる論文は、過去3年間という時間的区切りにおいて、既発表のものに限定する方針とした。ただし、とくに重要な論文については時間的区切りにはとらわれず選択されている。第2部では、適当な論文が選べず個別テーマとして設定できなかったトピックについての議論と、研究論文の体裁におさまりにくい制度改革に関する議論を行い、第1部を補完している。最後に、読者が文献目録として活用できるように、1998年以降の研究論文を精選する形で論文リストを掲載している。（岩本）

## 第1部 年金研究の現在：1998～2001年の業績から

## 1 世代間の所得再分配

## 論文紹介（岩本康志）

小口登良・八田達夫（2000）「1999年政府年金改革案の評価」

本論文は、2000年制度改正に先立って政府が提出した改革案が年金財政と各世代の生涯での受給と負担に与える影響を分析している。年金収支

と世代ごとの受給・負担の推計には、両氏が開発してすでに多数の研究を生み出している大阪大学・専修大学年金モデルが用いられている。

改革案が各世代の受給・負担に与える影響を見ると、将来の保険料率を引き下げることによって将来世代の負担率は大きく低減するが、賃金スライドの停止、支給開始年齢の引き上げによる給付削減によって相殺される。また、支給開始年齢の引き上げは、1950年生まれの世代から受給率を

除々に引き下げる。総合すると、将来世代ほど公的年金の給付と負担が大きく引き下げられる改革内容となっている。

給付から負担を控除した純受給率を見ると、2000年生まれの子世代までの純受給率をやや引き下げ、2000年生まれ以降の世代の純受給率をわずかに引き上げる。改正前で正の純受給を受ける1950年生まれ以前の世代の純受給率を引き下げるが、1955年生まれ以降の世代は純負担が拡大することになるため、世代間の格差はあまり改善されないといえる。

#### 宮里尚三 (1998) 「世代間分配政策と世代間負担」

本論文は、公的年金をはじめとする政策による世代間所得移転の実態を世代会計の手法で推計するとともに、遺産により生じる世代間所得移転が政策による移転をどの程度相殺するかを分析している。

民間の所得移転については、遺産額から効用を得る消費者のライフサイクルモデルのパラメータを現実の消費と遺産のデータを用いて推定した後、生涯可処分所得を基に各世代の遺産額を推定している。消費は国民経済計算の民間最終消費支出を用い、遺産は国税庁統計年報書の遺産相続額に全国消費実態調査による70歳以上の保有する住宅資産額を加えたものを70歳以上の世帯数で割って求めている。その結果、政策による世代間所得移転による純負担の59%以上が遺産によって相殺されることが示された。

社会保障給付額を削減する政策シミュレーションを行うと、1995年に25%削減する場合にはどの世代でも政策による純負担を遺産が相殺する結果となる。また、厚生水準で見ると、1985年以前生まれの世代では効用が悪化するのに対して、それ以降の世代の効用は改善する。したがって、パレート改善的な政策ではないが、世代間格差は減少する方向に作用する。しかし、給付額削減を2035年に先送りすると、2035年までの財政赤字も2005年生まれ以降の世代が負担することになり、これら世代は遺産で純負担を相殺することができず、厚生水準で見た場合に逆に格差を拡大す

る結果となる。

#### 寺井公子 (1999) 「社会保障制度と消費の世代間分配」

本論文は、日本の社会保障負担・給付水準が適切かどうかを、横断面的な年齢階層別消費の分布に基づいて検証しようとしている。そこでは、民間部門での世代間所得移転は行われず、政府が社会保障を通して世代間所得移転を行ってベンサム型の社会的厚生関数を最大化するモデルが想定される。

世代間の公平性(本論文では、将来世代の効用を割り引かないものとして定義されている)を満たす消費の配分が行われていると、横断面的な年齢・消費プロファイルが金利と比例して成長することが示される。つぎに、この条件が満たされているかどうかを判断するための実証分析が行われる。

まず、各世代の消費の成長率に関するオイラー方程式が1974年から1996年までの『家計調査』の世帯主年齢別消費の平均値を用いて推定され、その過程で各年齢階層特有の嗜好を制御するダミー変数も同時に推定されている。つぎに、推定されたパラメータを基に、社会的厚生を最大化するときの横断面的な消費分布の条件式からの予測誤差が推計される。その結果、世代間分配の公平性を満たす水準より常に高齢層が過大消費、若・中年層が過少消費であることが示されている。

#### 紹介者コメント



岩本康志  
(京都大学経済研究所助教授)

岩本 最初に取り上げるトピックとしては、「世代間分配」を選びました。その理由は2つあ



ります。つまり、公的年金が世代間で大きな所得再分配を引き起こしていることは、一般の人にも関心が高い問題であり、議論のトピッカーとして適当だと考えられること、また他のトピックの議論をあまり前提にしないので、最初に取り上げるのが妥当であると考えられること、です。

年金の世代間所得に関する実証研究は、わが国では1980年代からすでに多くの研究者によって行われてきており、この特集が原則として議論の対象とする1998年以前の段階で基本的な知見はほぼ出尽くしたと考えられますので、文献リストでは1998年以前の文献は割愛していますが、議論の参考としてここで簡単にまとめておきます。厚生年金の支給開始年齢は、定額部分が2001年度より段階的に引き上げられて65歳支給となり、報酬比例部分も2013年より段階的に引き上げられて65歳支給になる予定です。これにより、60歳から支給を受ける世代からどちらも65歳支給となる世代までの間で、生涯所得に関する給付総額の比率は減少していきます。また、年金保険料は今後も引き上げられる予定であり、後の世代ほど高い保険料率に直面する期間が長くなります。したがって、先に生まれた世代ほど給付が大きくて負担が小さく、後から生まれた世代ほど給付が小さくて負担が大きくなります。年金の内部収益率が市場金利に等しくなる世代(いわゆる「損得の境目」)は、この座談会の出席者が該当する1960年前後の生まれの世代であるとされています。

今後考えられる研究の進展ですが、これまでの研究では各世代に代表的個人を考える形式になっていますが、この座談会でも後で触れますが、世代内の異質性も無視できない問題です。この問題を取り扱うために、異質な多数の個人を分析対象としたマイクロシミュレーションの手法が導入されてくるのではと思っています。

さて、この研究分野の現在の意義は、制度改革の際に世代ごとの給付と負担がどのような影響を受けるかの情報を提示し、政策決定の透明性を高めることに貢献することがあげられます。2000年改正の際にこの役割を果たしたのが、小口・八

田論文と文献リストにあげた麻生論文です。このところの年金改革の焦点は、将来の保険料率の上昇をいかに抑えるかという問題であり、給付の削減と負担の削減を組み合わせる「スリム化」の方向に進んでいます。

しかし、どの世代の給付と負担を削減するかに選択の幅があり、かりに世代間の給付・負担格差を是正するならば、先に生まれた世代の給付を引き下げて、将来世代の負担を軽くすべきです。しかし、小口・八田論文が指摘した2000年改正の実態は、将来世代の給付を引き下げて将来世代の負担を引き下げる形になっています。つまり、将来世代にとっては、部分的な年金の民営化が図られていることになります。

なお、この種の研究に関してもうひとつ付け加えておくべき点は、このような研究を経済学者が行っている背景には、政策当局が必要な情報を開示していないという問題点があります。本来ならばこのような世代ごとの影響に関する情報は、政策当局が改革案と同時に公表すべきだと私は考えます。

いまは所得に関心をもった説明をしましたが、経済学での判断基準としては、各世代の効用の方にもっと重点が置かれます。この方向での研究論文として、宮里論文と寺井論文の2本を取り上げました。

所得と効用が食い違う要因として重要なのは、遺産や贈与の形で民間部門の意思で行われる世代間所得移転です。公的年金が子どもから親で所得移転を行っていても、親が残す遺産がそれを相殺してしまうのではないか、という問題意識をもったのが宮里論文です。その結果は、政策による純負担の半分以上が遺産によって相殺されるという大変に興味深いものですが、遺産額の推定はデータ面での制約から精度の高い推定が難しい作業であり、どれだけ結論が頑健であるかについて更なる研究を期待します。

寺井論文は、直接に効用に焦点を当てて、政府が望ましい世代間所得再分配を行っているかどうかを検討しようとする、野心的かつ重要な視点をもった研究です。政府が最適な所得再分配を行っ

ている場合の家計の年齢・消費プロフィールを現実のデータが満たすかどうか統計的に検定されて、高年齢層が最適水準よりも過大消費となっていると結論づけています。留保点をつけるとすると、検証する仮説は将来世代の消費の割引率や効用関数の特定化にも依存しているため、帰無仮説が棄却されたのは補助仮説が妥当でなかったからだという可能性も考えられます。したがって、寺井論文の設定については、今後の研究で更なる精緻化が図られることを期待したいと思います。寺井論文の示した研究の方向性は、今後の研究に大きな影響を与えるのではないかと予想しています。

## 討 論

### 年金の所得再分配に対する評価

**小塩** 私が所得再分配の分析についてコメントしたいのは、仮に所得の公平性から見て不平等な面があったとしても、その政策的なインプリケーションは非常に微妙ではないかという点です。年金の所得再分配の効果を見ると、高齢世代に有利で若い世代に不利という結果が多いわけです。それでは、若い世代を楽にさせて年をとった世代に我慢してもらうという政策的な意味合いがすぐに得られるかと言われると、ちょっと留保条件が必要じゃないかと思えます。

というのは、高齢世代の人たちは与えられた制度を前提にして行動してきたわけです。その行動の結果を、それは世代間の公平性から見て望ましくないといわれれば我々は判断する。しかし、人々は政府の行動を前提にして今まで消費・貯蓄行動を行い、労働供給を決めてきて、老後に差し掛かったわけです。そのときに、あなた方に与えてきた政策はあなた方だけを一方的に有利にする方向に働いてきました、だからこれから変えますと政府は簡単にいえるかといわれると常に迷うところだと思います。

**大竹** ただ、それが行きすぎると既得権擁護になるわけですね。

**小塩** もちろんそうです。そして、分析をして、歪んだ形で所得の再分配が起こっていることを示すこと自体は非常に重要だと思います。そ

こから政策提言もきちんとして出てくるでしょう。でも、年金改革の場合は、老後を迎えた人に人生のやり直しを強いるような面があります。これがかなりきついという人もいるんじゃないか。産業保護をやめて既得権益を奪うのとは、少し話が違うという気がします。

**大竹** いったん豊かな生活をする、それに慣れてしまっただけで、そこから引き下げられた時の損失を過大に評価するというのであれば、そういった人々の選好を前提にしたモデルで厚生評価を考えていくべきだと思います。

急に生活水準が下がって、より大きなコストを払うというのであれば、最初に大きな減額をするのか、後で大きな減額をするのかという改革のスピードについて判断を下す場合は、効用関数の形をきちっと考えてやるのがひとつの方向だと思います。ただ単に既得権がある、一度政府がそういうふうにしたから変えちゃいけないというふうにする、いつまでたっても改革は進まない。

**岩本** 制度改革の論点は順次他のトピックスでも出てきますので、その他に何かございませんでしょうか。

**大竹** 繰り返しになりますが、寺井さんが行ったように、世代間での政府の役割を分析する上で消費に着目するというのは重要なポイントだと思います。

もう1点、宮里さんの論文も、政府が強制的な世代間移転をする時に自発的な移転がどのくらいあるかというのを考慮する、その上で遺産の推定をきちっとしてやるという方向性は重要なアプローチだと私も思います。ただ、岩本さんも指摘されているように、遺産の額の推定というのは非常に不安定なので、いろんなデータでこれからも補完していったら、精度を高めていく必要があると思います。

**小塩** 分析手法としては、遺産を考えない状態がベンチマークになりますね。世代間の所得の移転がない世界をまず前提にして、所得の再分配の問題とかいろんなことを分析する。それがまずあって、そこで利他的な世代間の所得移転があるモデルを想定して、どこまで初めの結論が薄れてい

くのかというのを見極めるというスタイル。初めから利他的な行動を前提にしてモデルを組むと、中立命題的な世界が成り立ってしまっていて、どんな政策をしても同じという議論になるので、そこは注意深くやらないといけないと思います。

大竹 宮里さんの分析は、利己的な遺産動機ですね。

小塩 そうです。

岩本 遺産動機については様々な仮説があって、その仮説の違いによって年金政策の評価が違ってくることが理論的に明らかにされています。ですから遺産の問題は動機にまで立ち入って十分に検討することが必要だともいえます。

年金が最初に所得に与える影響から最終的に効用に与える影響までの間には民間部門の行動が入ってきますので、これからの研究で明らかにしなければいけない課題はたくさんあると思います。

#### マイクロシミュレーションの可能性

岩本 最近、マイクロシミュレーションの研究が外国で見られるんですが、日本への適用例はほとんど見受けられませんね。

大竹 ほとんどないですね。標準報酬月額別に見た分析は少しありますが、世代間に焦点を当てたものが多いですね。後でも議論になりますが、年金は世代内の再分配の問題もかなり引き起こしていますから、両方を考慮した分配を分析することもひとつの研究の方向でしょう。ただし、そのためにはデータの整備が重要だと思います。

小塩 私が個人的に興味があるのは、リスクに対する見方が個人によって違うということです。リスクに対する見方が違っていると、望ましい公的年金と私的年金の組み合わせというのが微妙に違ってくだろうと思います。そのへんの分析はあまりなされていないので、マイクロシミュレーションの手法が応用されるとしたら非常に興味深いところですね。ただ、マイクロデータのアベイラビリティが決定的に重要なので、かなり大変でしょう。

マイクロシミュレーションに至る前に、まだまだやらないといけないことがあるのではないかと思います。八田・小口モデルは、年金分析の分野

では一種の「公共財」になっており、現実的な政策提言に直結し、直接的な政策評価も可能です。しかし、基本的には部分均衡モデルなので、資本蓄積や労働供給の話は出ていない。その一方で、現実の政策評価にすぐには結びつかないものの、ライフサイクル一般均衡モデルによる研究も進んでいる。その間をつなぐような仕事ももっと出てきていいのではないかと思います。

岩本 別の論点に移りますが、とりあえず今までの各研究に共通した結論は、世代間負担に大きな格差があるということですね。しかし、それを評価するときに、どうしても規範的な観点が入っています。世代間で起こっている給付と負担の格差をどこまで正当化するかという視点が、各論文で政策を議論する場合にはかなり重要になってくるのではないかと考えています。

その意味で、寺井論文はこれを正面に出しているのだから、これまでの論文とは違った視点で物事を見ているという点は評価できます。しかし、先ほども申し上げましたように、いろんな意味で制約的な前提が置かれているので、もう少しいろんな研究を見たいという気がします。特に将来世代の割引率について何が望ましいかに関しては、これからいろいろと詰めていかなくてはならないと思います。

大竹 寺井論文は消費水準に注目している点は優れた点ですが、どこまで社会保障あるいは政府による世代間移転が原因になっているかという点についてははっきりしないという問題点があります。異なる社会保障の制度の下に生きている世代を取り上げて、その世代が何か特有の消費パターンを持っていることが見出せたら、政府の所得移転が過剰消費あるいは過少消費をもたらしていることを説得的に示すことができますが、どの世代も共通に高齢者の方が過剰消費をしているという結論ですね。それは本当に政府の政策なのか。識別が難しいというのが私の印象でした。

岩本 なぜそういう結果が出てきたのか私も少し考えたのですが、寺井論文のロジックでは、違う世代の同年齢の消費には同じ割引率ゼロが適用されるので、金利分だけ将来世代の消費が安くな

ります。したがって、将来世代に多く消費を配分した方がよいというのが最適化問題の結果なんです。

これに対して、実際のデータでは、異なる世代の同年齢の消費水準の差は成長率を主に反映していると考えられます。寺井論文では金利を反映した最適水準と成長率を反映した実際のデータを比較しているわけですから、若年世代の消費が過少であるという結果は、世代間の消費の割引率に関する想定や、金利、経済成長率、異時点間における代替の弾力性の推定値によって変わってくる可能性があると考えられます。消費パターンのデータが、世代間分配の公平性をはかるのに適切かどうかという点は疑問の余地もあると思います。

## 2 世代内の所得再分配

### 論文紹介 (小塩隆士)

大竹文雄・斉藤 誠 (1999) 「所得不平等化の背景とその政策的含意」

本論文は、「所得再分配調査」の個票データに基づき、1981年から1992年にかけての所得不平等化の要因と、再分配による不平等度低下の効果を分析している。

分析結果によると、まず、所得のばらつきが元々高い中高年齢階層の人口比率が高まった人口高齢化の効果とともに、同一年齢階層内の所得のばらつきが高まった年齢階層内効果が、経済全体の所得分布の不平等度を押し上げている。人口高齢化による不平等度の高まりに対しては再分配政策を直ちに講じる必要はないが、年齢階層内の不平等度の高まりに対しては再分配政策が必要となる。

一方、再分配政策の効果について見ると、1981年では再分配政策の効果のほとんどが年齢階層内の不平等度の低下を通してもたらされているのに対して、1993年には年齢階層間の所得格差が縮小したことの貢献度が高まってきていることがわかる。後者は、社会保障制度や税制を通じた若・中年階層から高齢層への所得移転の高まりを意味

する。

所得再分配政策の目標が、年齢階層内の不平等度の解消にあるにもかかわらず、政策が年齢階層間の不平等度の緩和に関わっているとすれば、政策のターゲットと実際の効果の間にずれが生じていることになる。

高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄他 (1990) 「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」

本論文(分析1・第2章「公的年金制度の所得再分配効果」のみを取り上げる)は、1984年の「全国消費実態調査」の個票データに基づき、公的年金の所得再分配効果を推計したものである。本論文では、年金給付額や保険料をフロー・ベースではなく、生涯にわたるストック・ベースで捉え、公的年金を通じた所得再分配の大きさを世代間だけでなく世代内についても分析している。

本論文の分析によると、①公的年金資産は家計資産において非常に大きな比率を占め、その大きさは平均で土地家屋の資産額を凌いでいる、②公的年金による移転額(給付額から保険料(いずれもストック・ベース)を指し引いた値。ただし、保険料は本人負担分のみ)は、高齢世代ほど大きい、③世代内の所得再分配を見ると、中高年齢世代においては高所得世帯、高資産保有世帯ほど、多くの移転所得が給付されるという逆進的な構造になっている(逆に若年世代は、高所得層から低所得層への所得移転が起こっている)——といった点が確認される。

井堀利宏 (1998) 「租税構造における年金課税の意義と課題」

本論文は、最適課税理論の立場から、年金課税のあり方を議論している。年金課税のあり方は、年金の財政方式として賦課方式と積立方式のどちらを前提とするかで、その姿も異なってくる。

賦課方式を維持する場合、平均寿命を超えた場合の所得変動リスクを分散することが重要になる。したがって、平均寿命を超えて生存している高齢者に対しては、基本的な生活費までは非課税とするものの、それを超える年金給付に対しては、極

端に累進的な税率を適用することが望ましい。そうすることによって、課税後の年金給付が事後的にあまり変動しないからである。

一方、積立方式に移行する場合は、年金所得への課税には長期的な視点が必要となる。積立方式の年金の場合は、生涯の予算制約に影響を及ぼさないから、基本的に非課税が望ましい。ただし、非課税ということは、課税しないというだけでなく、補助金も与えないという意味である。ただし、積立方式の場合でも、遺産や労働能力といった、所得格差を生み出す直接の対象に適切に課税できない場合は、労働所得とともに年金所得に対しても累進的な課税が公平性の点から是認される。ただし、両者の累進税構造は超過負担が最小になるように、別個に設定すべきである。

### 紹介者コメント



小塩隆士  
(東京学芸大学助教授)

小塩 年金の世代間の所得再分配については、いろんな分析が行われています。すでに議論に出てきましたが、高齢世代から若年世代への所得移転に伴って、高齢世代の方が有利になって若い世代が不利になるという結論が一般的になっています。しかし、それと同時に、世代内の所得再分配に年金がどのような影響を及ぼしているかという点も重要ではないかと思います。

大竹・斉藤論文は必ずしも年金に絞ったものではないんですが、最近の政府の所得再分配は世代内よりも世代間のウェイトを高めていることを示しています。しかし、政府の所得再分配政策が世代間で発揮される度合いが高いことが、果たしていいのかどうかというのは議論の余地があるところだと思います。

もうひとつは、世代内の所得再分配を分析する場合は特定の時点で分析してもあまり意味がないという点です。特定の時点ではなくて、生涯を通じて分析を行う必要があります。年金の世代内所得再分配を分析する場合も、生涯にわたって年金の保険料と給付をそれぞれどのように払って受けているかという分析が必要だと思います。

高山先生他の研究は、今回の座談会の原則に反して1990年と少し前のものなのですが、その後あまり研究が進んでいないように思いますので、あえて紹介させていただきました。この研究を見ますと、現行制度は、必ずしも望ましいとはいえない世代内の所得再分配を引き起こしていることになっています。例えば、高齢層の場合、所得の高い層ほど生涯ベースで見ると多くの年金をネットで得ていることになっています。これは非常に重要な点ではないかと思います。制度改革の議論に対しても、重いインプリケーションをもっていると思います。

それと同時に、年金だけではなくて、税制が世代内の所得再分配にどのような影響を及ぼしているかという分析も必要になると思います。税金そのものは今回のテーマではありませんが、年金税制に絞ってみても、現行制度が望ましい所得再分配を引き起こしているかという点は重要なテーマであると思います。

その点でご紹介するのが井堀論文です。年金を通じた所得再分配に、年金税制はどうあるべきか。井堀論文は、最適課税理論から年金財政の望ましい姿を整理しています。現行制度の改革に直接つながるわけではありませんが、高年齢者を対象にしている公的年金等控除などのあり方についても、一定の示唆を与えています。

さらに議論をすると、年金という社会保障の仕組みにはたしてどこまで世代内の所得再分配効果を期待すべきかという問題があるかと思います。これは年金という社会保障の仕組みに何を期待するかという基本的な問題に依存するわけですが、私はどちらかという和社会保障の仕組みにはあまり所得再分配効果を期待すべきではない、むしろ再分配効果は税金の方が直接的で、かつ効率的で

はないかと思います。これについても専門家の間でいろいろ議論が分かれているところだろうと思いますので、お2人のご意見をお聞きしたいと思います。

## 討 論

### 世代内の所得再分配の重要性

岩本 年金が世代内の所得再分配にどのような機能を果たすべきかという問題ですが、仮に公的年金が何も所得再分配をしないとすれば、私的年金と限りなく同じになってくるわけですから、なんらかの形で所得再分配の仕組みが年金の中に必要かどうか公的年金の是非をめぐる論点になってきます。

公的年金がなぜ必要かという議論はこの座談会で順次出てくるとと思いますが、私は3つに整理できると考えています。1つ目は、逆選択が起こった場合に強制加入でそれを是正すること。2つ目は、近視眼的な貯蓄行動をすることによって老後が悲惨な状態にならないように強制貯蓄をすること。3つ目は、世代間のリスク分散をすることです。

まず、逆選択を是正するために強制貯蓄をすれば、その部分ではリスクの違う主体間での所得再分配は発生しています。ですから、何が必要な所得再分配であり、何が不要な所得再分配であるかをはっきりさせて、年金では必要とされない世代内所得再分配を除外するというのが望ましい公的年金の設計のあり方ではないかと思います。

大竹 リスクの違いから再分配が起こるとするのは、年金の場合だと、短命の人から長生きの人に再分配が行われるということです。所得が高い人から低い人への再分配ではないですから、少し違うような気がします。

岩本 外国では寿命と所得の間に関係があると言われていますが、日本ではその関係はあまりはっきりしないので、同一世代内における所得階層間の再分配はあまり考えないでいいのだと思います。

大竹 仮に日本でも所得と寿命の間に相関があるとしたら、これは逆ですよ。年金というのは

短命の人から長生きの人への所得の再分配ですから、岩本さんのおっしゃった相関があるとすれば、所得が低い人から高い人へという再分配になりますね。

小塩 寿命のリスクにかかわる所得再分配だけでなく、保険料や給付の設定の仕方によって、具体的には、定額部分の水準や標準報酬月額の上限をどう設定するかによって、世代内の再分配が所得の水準に応じて起こるといえる状況も十分あります。こうした再分配は本来、年金がねらっている所得再分配ではないんじゃないか。実は、ちょっと古いので紹介しなかったのですが、この点に関しては、Shimono and Tachibanaki 論文<sup>1)</sup>、照山・伊藤論文<sup>2)</sup>のような興味深い分析も幾つか行われています。

ただし、ここで大きな問題はそういう分析に耐え得るデータがないということです。20歳になって保険料を納め始めてから、年金生活を迎えるまでの長い人生をフォローしたデータがないので、分析が難しいということがあります。これまでの分析も数値計算が主流です。本来は、実際のデータに基づいてやるべきテーマのはずです。

大竹 データがないというのは間違いで、データが公開されていないというのが正しいと思います。社会保険庁にありますから。(笑)

岩本 高山他論文で、分析当時における中・高齢世代で逆進的な所得移転が行われていたというのは驚くべき結論だと思います。その背景を考えると、厚生年金の場合、保険料は報酬比例で納めますが、給付は定額部分と報酬比例部分の2つに分かれます。もし世代間所得移転がないとすれば、高所得者から低所得者への所得再分配になるはずですが、後の世代からの所得移転によって報酬比例部分の給付が手厚くなってしまいうために、逆進的な所得移転が生じてしまうんだと私は解釈しています。

もしこの推測が正しいとしますと、現在の中・高年世代、これから中・高年になる世代は後の世代からの所得移転は減ってきていると思われるので、逆進的な所得移転の度合いは弱まってきているはず。このことを現在時点のデータで検

証してみることは面白い研究課題ではないかと思えます。

**大竹** その通りで、当時でも若年代の方は制度的に逆進性がなくなって、逆に豊かな人から貧しい人への世代内分配が起こるという結果が出ていましたから、現在の制度の下でどうなっているかというのを、もう一度分析する時期にきているのではないかと思います。

**岩本** 井堀論文について少しコメントしておきますと、年金課税の整理の仕方というのは、年金が積立方式であるか賦課方式であるかによって根本的に違ってくると思っています。もし年金が積立方式であれば、これは私的貯蓄と同様の扱いをするのが自然だと思えますので、私的貯蓄をどう扱うかという論点で論じるべきです。

賦課方式の場合ですと、所得移転を税制とどのように整合的に位置づけるかは非常に難しい問題であり、井堀論文は重要な示唆を与えてくれますが、まだ税理論の中でも整理しつくされている問題ではないと思いますので、今後とも検討が必要だと思います。

#### 年金給付と税制のあり方

**岩本** もう1点は、年金課税によって望ましい年金給付のあり方を実現するような議論がありますが、これは年金給付を最適に設計する方がむしろ自然だという感想を持ちました。

**編集部** 所得の源泉で区別しないで、年金もほかの所得と同じように課税するという考え方がありますね。イギリスではそうしていますが、それについてはどう考えますか。年金給付を非課税にするという考え方が一方で、逆に年金給付を優遇しないという考え方もあります。また、高い保険料を払っているから、給付も高いのだという考えがありますね。高い給付に対しては、高い課税をするという整理もあると思うんです。

**小塩** 年金と税の役割を区別するのであれば、高い保険料を払った人には給付も高くするという方がすっきりする。それだと所得再分配上問題ありというのなら、税で是正すべきだという考え方も成り立ちます。

**岩本** 井堀論文で、長生きした人に重い税をかけるという話があるんですが、そちらの方が私は引っかけました。

所得再分配に関していえば、積立方式でやっていたら私的貯蓄と同様に扱えばいいわけですから、その場合、今の公的年金控除のような優遇税制を置く必要はないという考え方ができると思います。

**小塩** 賦課方式と積立方式では年金課税のあり方が全然違いますね。

**岩本** 違いますね。賦課方式でやると社会保障と租税の整理の仕方が難しくなってきます。

年金課税の役割を整理する別の視点をご紹介しますと、例えば、国家公務員の給料は税込みで払われて、後で税金を納めているので、国から公務員にお金が渡って、また国にお金が戻るという形になっていますね。同じように、年金に課税するというのは、国からお金を渡しておいて、税金で国へ戻すという形になるわけです。実際は税引き後の移転が政策効果になるのですが、そういう二度手間をしているのは、私的ないろいろな仕組みとの整合性を保つという意味合いがあると考えられます。そういった観点から年金課税の役割を整理することもこれから必要だと思います。

### 3 就業への影響

#### 論文紹介(大竹文雄)

小川 浩(1998)「年金・雇用保険改正と男性高齢者の就業行動の変化」

年金が就業行動に与える影響を実証分析する際に問題となっていたのは、在職高齢年金制度による就業から年金減額という同時方程式バイアスであった。これを回避するために用いられていた方法は、清家篤氏による年金受給資格の有無を変数として用いる方法であった。これに対して小川論文は、『高齢者就業実態調査』に年金の減額率の情報があることを用いて、仮に年金が減額されなかったとしたらいくら年金があるかという「本来年金額」を用いて、年金から就業への効果を、同時方程式バイアスを除いて推定することに成功

している。

本論文では、在職老齢年金と雇用保険制度による就業への補助金をも推定し、それらが労働力率に与えた影響を推定している。在職老齢年金や雇用保険からの就業補助金が就業率を高めたことは観察されたが、90年代前半に男性高齢者の就業率が高まった主な原因は、賃金率の上昇にあることが示された。ただし、在職老齢年金を就業への補助金と捉える傾向が強く、在職老齢年金がもつ賃金率への実効的限界税率を高めることによる就業抑制効果に関する分析はなされていない。これは、在職老齢年金の減額対象にならないボーナス制度によって手取り賃金そのものは減額されないからであるという解釈がなされているからである。

#### 安部由起子 (1998) 「1980～1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」

本論文は、1980年代から1990年代にかけての、男性高齢者の労働供給の動きを展望している。60歳代前半層の男性の労働力率は、1980年代後半まで減少した後、1993年まで上昇し、その後再度若干低下している。一方、この層の民間雇用就業率は、1988年から1993年にかけて大幅に増加し、その後も1996年までわずかに増加し続けた。この論文では、『高年齢者就業実態調査』(1983年、1988年、1992年)を用いて、その原因を検討している。

手法としては、年金受給権者の行動が3時点でどのように変化したかを、在職老齢年金の制度変更があった60歳代前半層と、それがなかった60歳代後半層と比較するという、「差分の差分」による検定を行った。その結果、83年から88年にかけて既に60歳代前半層の労働供給の増加が観察されており、89年の在職老齢年金制度の改正による影響は大きくなかったことが示されている。この分析においても、小川論文で用いられた「本来年金額」が用いられている。在職老齢年金の効果を分析した研究には、動学的モデルを用いた岩本論文<sup>3)</sup>もあるが、岩本論文においても89年改正の効果は小さかったことが指摘されている。

#### 大石亜希子・小塩隆士 (2000) 「高齢者の引退行動と社会保障資産」

大石・小塩論文は、ライフサイクル的観点から引退行動を分析するために、オプション・バリュー・モデルの枠組みを用い、1996年『高年齢者就業実態調査』(労働省)の個票データを基にして、個々人の年金と雇用保険からの給付を含めた社会保障資産やオプション・バリューを推計した。その結果、次の3点が示されている。(1) 社会保障資産は、厚生年金の支給開始年齢の60歳でピークになる。(2) 社会保障制度は、60歳までは20～30%の賃金補助金として機能するが、60歳以降の就業には40%を超える賃金税として機能する。特に、64歳から65歳への退職引き延ばしは100%課税される。(3) 引退のオプション・バリューは年齢とともに減少する。

さらに、引退率を説明する推定式を推定した結果次の3点が明らかにされた。(1) 在職老齢年金は60歳代前半層の引退確率を4～7%ポイント引き上げている。(2) 失業給付は65歳以降の就業に強いディスインセンティブを持つ。(3) 高年齢者雇用継続給付は、就業意欲促進効果を持つ。本研究は、オプション・バリューアプローチを用いた日本で唯一の研究例である。

#### 紹介者コメント



大竹文雄  
(大阪大学社会経済研究所教授)

大竹 年金と就業については、ここでは3つの論文を取り上げました。

1つ目は小川論文です。年金が高齢者の就業行動にどのような影響を与えるかという実証研究は、以前から慶応大学の清家先生の先駆的な業績がありました。しかし、当時からの問題点は、在職老



齢年金による減額措置というのがあって、年金から就業というルートだけではなくて、就業すると年金額が減額されるという逆のルートがある。そのため、どうすれば、同時方程式バイアスを除去して年金の効果を調べられるかが、大きな課題だった。

小川氏の一連の研究はそれに対するブレイクスルーで、減額されてない年金額をデータから推定し、それを本来年金額としたわけです。本来年金額が就業行動にどう影響を与えるかという形で分析を行った。これは、大きな功績です。

安部論文は在職老齢年金の制度改革の効果を見ようということで、制度改革を受ける人と受けていない人を比較して、労働供給の効果がどう違うかを分析しようとした研究です。これも新しい手法を用いた分析になっています。

大石・小塩論文は、前者の2つの論文にはそういう観点がなかったんですが、動学的アプローチで、いつの時点で退職するかをオプション・バリュー・アプローチを使って分析した。クロスセクションデータから推定するという非常に大変な作業をしたわけですが、理論と整合的な形でオプション・バリューが大きく下がる時点で退職する人が多いという点を実証しています。なお、動学モデルを使った実証分析としては、すでに指摘した岩本論文も大きな貢献をしています。

要するに、年金が就業行動に与える影響という分野において、本来年金という新しい一種の操作変数が出てきたこと。制度の変更を受ける人と受けない人の違いによって制度の影響を捉えようとする、差分の差分という分析指標が出てきた。そして、動学的モデルで引退時期決定モデルを実証研究に取り入れる試みが出てきた。この3つのタイプの動きがこの分野の実証研究で起こったと整理できます。

ただし、この分野ではひとつ課題があります。つまり、小川さんの研究は、在職老齢年金を就業についての課税効果ではなくて補助金効果という形で捉える。在職老齢年金は月例賃金を対象に年金が減額される。しかし実際には賞与でそれを抜けるという方法があって、実際には課税に当たっ

ていないというのが小川さんの立場です。したがって、在職老齢年金は就業に対する補助金になります。

これに対して他の人の多くの研究は、月例賃金を賞与ですべて振り替えることはできない、だから、ディスインセンティブ効果があると考えます。この点は、まだ決着がついてない。賞与と月例賃金の両方のデータと年金のデータが得られないことが問題点になっているという状況です。

なお、経済学的には、「年金は就業行動に中立的にすべきである」というコンセンサスがありますが、様々な研究を通じて、年金と就業との関係を実証的に示していくことは、今後も続けるべきだと思います。

## 討 論

### 在職老齢年金の就業への影響

岩本 これまでの研究の政策効果に関する結論としては、在職老齢年金は就業を阻害する効果はあったけれど、制度改革が小幅だったので、改正の影響自体はなかなか観測されないという理解でいいのでしょうか。

大竹 それでいいと思いますが、小川さんの立場をとると、もともと在職老齢年金は需要を促進するという形になっている。改正の効果が小さかったというのは一致しているんですが、ディスインセンティブ効果はない。合法的に減額を回避できるということから、全部補助金の効果であるという解釈です。

岩本 小川さんのモデルは本来年金と在職老齢年金と両方の変数が入っていますよね。もし在職老齢年金の減額支給がなければ、両方に同じ数字が入る。在職老齢年金が少ないということは減額支給が大きくされているということですから、減額支給の就業阻害効果は、その定式からあらわれているのではないかと解釈していたんですが。

小塩 94年改革の効果については分析されているんですか。

岩本 94年改革の効果に関しては、文献リストに挙げた研究ではまだ取り上げられていませんが、大竹さんの研究<sup>4)</sup>も含めて、いくつか未発表

の研究が行われているところなので、次回、こういう企画が持たれば94年改革の影響が明らかになると思います。

ところで、私もこの分野の研究をしたのですが、そのとき疑問に思ったことがあります。つまり、労働供給を分析する場合、市場で労働を供給するかどうかという意思決定ができるという前提に立つわけですが、高齢者の就業機会がなかなか得られないという具体的問題が指摘されています。その場合、自由な労働供給モデルは成り立たないこととなりますが、この点について労働経済学の専門家の意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

**大竹** おっしゃる通りですね。就業機会が限られている時に、供給モデルだけでいいのかという問題点はあるかと思います。そこをどう処理するかというのはなかなか難しく、例えば有効求人倍率とか地域ダミーを入れるという形で、需要条件を少し取り入れるという形のモデルもあります。しかし、もともとのモデルが供給モデルのところに、そういうアドホックな形でどれだけ入れていかかという問題は問題だと思います。

**小塩** 私も、在職老齢年金の改正や高齢雇用継続給付の導入の効果は、どちらかという労働者側じゃなくて企業側に影響しているような気がしてなりません。年金面でいくら就業行動を促進するような効果が働いたとしても、需要がもともと弱い世界では、その効果は賃金を引き下げるといった形で企業側に帰着しているような気がします。高齢者向けの賃金というのは、「あんたは年金をもらっているんでしょ」と言って設定されているという話はよく聞きます。岩本さんがおっしゃったように、需要側の分析は確かに必要です。

それとダイナミックな就業行動についての分析ですが、まともにやろうと思うと不可能です。大石さんと私の論文にしても、もともとクロスセクションのデータをダイナミックなものとして読み替えるというのはほとんど無理な世界の話であって、統計の整備が必要だと思います。この仕事はNBERの国際プロジェクト<sup>5)</sup>の副産物みたいなものですが、プロジェクトに参加している国のな

かで、パネルデータを持っていないのは日本だけです。ほかの国はダイナミックなモデルが簡単にできるので、そこで非常に肩身の狭い思いをしました。是非このへんのデータの整備をお願いしたいと思います。

データ面で言いますと、小川さん、安部さん、それぞれ非常に意味のある工夫をされて感服しますが、データの信頼性に問題があると思います。木村論文<sup>6)</sup>を読むと、在職老齢年金の制度を無視して満額で年金をもらいながら就業している人もけっこういるようで、そういう人たちの分析があまりありません。在職老齢年金の効果、高齢雇用継続給付の効果を分析する場合は、ミーンズ・テストがかかっている、あるいはかかろうかという人の行動に注目しているわけです。しかし、実際は、その制度が適用されてないとか、知らないとか、知っていても無視してしまう人もけっこういるのではという気もしますが、いかがですか。

**大竹** 制度的に無視できるかどうかはよくわかりませんが、パートタイムとか自営は可能ですよね。もうひとつは、ボーナスのシェアを大きくすることで減額から逃れることが合法的に可能ですから、多くのケースはそういう形だと思います。非合法でなされているかというかわかりませんが、結局は補助金になっていて、企業側が賃金を減額するインセンティブになっている。それが高齢者の労働需要を増しているという議論も可能だと思います。しかし、そういう形で就業形態や賃金の形態を歪めていることは間違いないわけです。補助金政策として在職老齢年金制度を考えるのであれば、就業形態に歪みをもたらすことがない形にすればいい。補助金として機能しているにしても、働き方に歪みを持たせるというのが一番大きな問題だと思います。

#### 就業行動に対して中立的な年金制度

**小塩** その点に関連するのですが、大竹さんが指摘されたように、経済学的には年金という仕組みは就業行動に対して中立的であるべきだと、私もそのように思いますが、年金を担当している政府当局としては違う考え方があると思うんですよ。

そもそも年金はなんのためにあるのかというと、高齢時に所得が減った時にみんなで助け合おうという仕組みですよね。そういう仕組みだったとしたら、あなたは働けるから減額しましょうというのは構わないじゃないかという反論が出てくる。

これは年金という保険の仕組みにどうしても出てくるモラルハザードの問題ですね。モラルハザードの問題を回避するための制度改革はけっこうしんどい。ひとつ考えられるのは全部積立方式にしてしまって、払った保険料と将来もらう年金の現在価値が常に一致するようにすればいいわけですが、そこまで追求するのかわからないところがあります。

大竹 財政方式のところまで行ってしましますが、その通りだと思います。年金を積立方式にして、アクチュアリーフェアなものにすればいい。働けない時に所得を保障するというのは失業保険ですよね。確実に引退時の所得を保障するものと、健康上の問題や技術革新の問題で所得が低下するのを保障する保険とは分けた方がいいと思うんですけどね。

岩本 賦課方式の場合でも年金を裁定する時に将来の給付原価というものが程度確定されるわけですから、それを前提にして支給年齢を各自に選ばせるようにして、年金数理上正当な形で減額するなり増額するなりという仕組みをとれば、就業に関しては中立的な仕組みができるのではないのでしょうか。これはよく指摘されることなのですが。

小塩 将来の分析テーマですが、支給開始年齢が60から65に徐々に引き上げられていきますよね。完全に65歳まで引き上げられたら、60歳代前半において年金はまったくなくなってしまいます。細かくいえば保険料の拠出が影響するかもしれないけれど、年金給付と就業との関係がだんだんと薄らいでいくはずですが、2025年ぐらいまでかかると思うんですが、60歳代前半層の就業構造がどのように変わっていくかは興味深いテーマです。そもそも在職老齢年金が存在しなくなる世界ですね。年金が就業にマイナスの影響を及ぼすとして

も、その規模自体が小さくなる可能性がある。

岩本 小塩さんが触れられたNBERの国際プロジェクトを見てもわかるように、どこの国でも、年金の支給開始年齢のところに退職者が集中する傾向があります。日本でも、支給開始年齢が上がっていくとともに退職者の集中も同じように上がっていき、それとも定年年齢が固定されて、乖離が生じるのかということは今後興味深い課題だと思います。

大竹 日本の定年年齢は55歳でしたから、もともと乖離があったのですが、定年と年金支給開始時期が偶然一致していたのが、またかつてのように乖離が生じるということだと思います。60歳時点における退職の集中の程度が緩くなるだろうということは予想できると思うんですが、どの程度進むかは、今後、制度が変わっていく中で実証していくべきことだと思います。

#### 4 年金とマクロ経済

##### 論文紹介 (大竹文雄)

Wakabayashi, Midori (2001) "Retirement Saving in Japan : With Emphasis on the Impact of Social Security and Retirement Payments"

本論文は、佐藤和夫教授が提唱した目標貯蓄仮説を用いて、公的年金、退職金、恒常所得が退職後の生活のための目標貯蓄に与える影響を分析している。その際、「公的保障と自助努力に関する意識調査」という生命保険文化センターが行ったデータの個票を用いて分析している。なお、本データは、東京大学社会科学研究所のデータアーカイブによって公開されているものである。

本論文では、クロスセクションの個票データから公的年金資産を推定し、それが目標貯蓄額に与える影響を丁寧な実証分析によって分析している。公的年金資産は、「理想的」な退職後のための貯蓄額に対してはマイナスの影響を与える。しかし、現実の退職後貯蓄額に対しては、有意な影響を与えていない。また、老後のための目標貯蓄額に対して公的年金資産は、プラスの影響を与えるとい

う理論と整合的でない結果も得られている。

こうした不安定な結果は、社会保障資産の推定にあたっての情報に限界があること、サンプル数が少ないことなど様々な原因が考えられる。公的年金が貯蓄に与える影響を正確に知ることは重要な課題であり、今後も研究の進展と正確なデータの公開が必要である。

#### 麻生良文 (1997) 「少子化対策は年金負担を軽減するか」

麻生論文は、「年金の財政問題を解決するために少子化対策が必要だ」という議論に対して、ライフサイクル・シミュレーションモデルを元に、説得的に反論を行ったものである。本論文は、4つのことを明らかにしている。

第1に、少子化・高齢化に関して通常議論されている問題を経済学的な観点から整理し、少子化・高齢化の問題とは、基本的には公的年金制度が賦課方式で運営されているために生じる問題であることを指摘している。第2に、少子化対策の効果を議論する場合には、効果の大きさとその効果が現れる間でのタイム・ラグが重要であることを指摘している。第3に、賦課方式の年金制度が存在しなければ、少子化・高齢化自体は望ましい効果を持つことを明らかにしている。第4に、賦課方式の年金制度のもとでは、出生数の回復は年金制度から発生する次世代負担をほとんど軽減しないことを明らかにしている。

したがって、少子化対策によって21世紀後半に人口構成の高齢化が食い止められたとしても、公的年金のもたらす負担は軽減されない。また、シミュレーション分析によれば、賦課方式年金の廃止に伴う「二重の負担」が小さいことが明らかにされている。

#### 八代尚宏他 (1997) 「高齢化の経済分析 (研究1)」

八代他論文は、年金制度とマクロ経済との相互関連を明示的に捉えた計量モデルを用いて、現行制度を続けた場合、年金保険料を引き上げた場合、賃金スライドから物価スライドに変更した場合等さまざまなシミュレーション分析を行っている。

第1に、現行制度のままでは、公的年金が維持できないことが示されている。少子化・高齢化という人口動態要因は、年金財政に対して極めて大きな圧力となる、新中位推計を前提とすれば、厚生年金の場合は2030年頃、国民年金は2015年頃に赤字に転じ、その後赤字は累積的に拡大する。出生率の回復を新中位推計ほどには見込んでいない新低位推計の場合は、事態はより深刻なものとなる。

この年金財政の悪化に対して、保険料の引き上げで対応するとすれば、年金財政を維持するために必要な最終保険料率は、厚生年金の場合37%、国民年金の場合34,700円と試算される。したがって、今後の人口変動リスクに対応するためには、年金支給条件を中心とする追加的な制度改革が必要となる。なかでも賃金スライドから物価スライドへの移行が有効である。本論文では、年金制度改革が個人の生涯にわたる予算制約に与える影響を世代別に分析している。年金支給条件の厳格化と保険料率の引き下げを組み合わせた制度改革は、世代間の不平等を改善することが示されている。

#### 紹介者コメント

大竹 これは広範なテーマなんですけど、3つの観点から論文を選びました。1つ目は若林論文で、年金が貯蓄行動に与える影響についての研究です。2つ目は麻生論文で、ライフサイクル・シミュレーションモデルを使って年金の財政問題を扱う。これは次に出てくる加藤さんの論文とも関係しますが、年金財政を立て直すために、出生率を上げるとどの程度の効果があるかというシミュレーションを行った研究です。3つ目は八代先生たちが旧企画庁のプロジェクトで行った論文です。従来のマクロモデルと呼ばれるものです。

最初の若林論文が扱っているのは、年金が貯蓄にどのような影響を与えるかという重要な研究テーマなんですけど、最近こういう分析があまりなかった中で貴重な存在といえます。若林論文では個票データを使って、さらに理論枠組みで目標貯蓄理論を使っているわけですが、実証結果そのものは公的年金と貯蓄との関係がはっきりしない形にな

っています。

問題点としては、年金についての情報の精度が個票データから得られるものに限界があって、大きな測定誤差があるという点。そのために、はっきりした研究結果が出ないのではないかという印象を受けました。データ上の問題が、年金が貯蓄に与える影響についてあまり多くの研究結果が出ていないひとつの理由になっているのではないかと思います。

麻生論文は、年金財政の問題を解決するには少子化対策、つまり、出生率を上げればいいのではないかという意見があるのですが、それに対してライフサイクル・シミュレーションを行って、少子化対策を行っても年金財政は解決しない、むしろ賦課方式の年金制度を変えることが望ましいという結果をもたらしています。これはある程度、経済学者の中で合意されていたことだと思うんですが、それをシミュレーションで出したことに意義があるのではないかと思います。

八代他論文は、これは麻生さんのようなライフサイクル成長モデルではなくて、旧厚生省の財政再計算あるいは先ほど出てきた八田先生たちがなさった年金財政モデルを労働供給の部分を内生化して、マクロモデルを作って年金財政を分析しています。マクロモデルを年金のような長期の分析に用いることの是非を議論したいと思います。

## 討 論

### 年金分析から見た少子化問題

岩本 このトピックは、まとまったトピックを抽出した後の残りのような形で分散していますが、それぞれ大事な論点ですので、順を追って議論していきたいと思います。

最初の若林論文について私から2点ほどコメントをしたいと思います。第1点は、これまでマイクロデータは大学に職をもった研究者でもなかなか利用可能ではなかったんですが、若林さんのように大学院生がマイクロデータを用いて研究を行える環境が整ってきたことは大変うれしいことです。

第2点は、若林論文は目標貯蓄理論に従うかど

うかということを検証しているんですが、私としては目標貯蓄の水準自体が適切であるかどうかはより重要な問題ではないかと思います。というのも、公的年金の根拠として、先ほどあげた3つの理由の1つである近視眼的な貯蓄行動をとらせないようにするという目的から見れば、近視眼的貯蓄行動をとっているかどうかを検証することは政策的に重要な意味があるからです。目標貯蓄水準が老後の生活を賄うのに十分な水準であるかどうかということまで踏み込んだ研究をされれば、もっと論文の価値が高まったと思います。この課題はこれまでの日本の貯蓄の研究の中でもまだ十分に分析されていないテーマですので、これからもっと多くの研究が出てしかるべきだと思います。

研究手法ですが、諸外国では様々な手法がとられています。例えば退職前後で消費水準が落ち込むかどうかということで、貯蓄が十分にあったかどうかを検証する手法などがあります<sup>7)</sup>。

大竹 岩本さんがおっしゃった貯蓄水準が十分かどうかということについては、本当に研究がないですね。日本は貯蓄率が高い。高すぎる貯蓄率自体が問題で、高い貯蓄率のもとで老後貯蓄が十分あるのかどうかということを検証した研究が意外になかったというのはおっしゃる通りです。今後、年金を民営化するという議論が進んできた場合、高齢者の貧困問題がどれだけ深刻になるかという上で重要な研究テーマだと思います。

岩本 麻生論文は大竹さんが指摘した通り、少子化対策を経済学的に考えたときの標準的な見解ではないかと思いますが、経済学者以外にはなかなか受け入れられない面もあります。その意味で、これは経済学の理解度ををはかるリトマス試験紙のようなものかもしれません。

もう少し付け加えますと、シミュレーションをしなくてもいくつかの結論はわかると思います。例えば開放経済で賃金と金利が動かないという状態を考えますと、個人がライフサイクルで貯蓄をすれば、その人の予算制約式というのは人口の状態に全く影響を受けないわけですから、高齢化社会がこよとも逆の人口構造になろうとも、その世代の経済・厚生には何も影響を与えない。すな

わち少子・高齢化社会の老後は自分で面倒をみるという状態であれば、何も経済・厚生が悪化をもたらさないということが、あえてシミュレーションモデルを使わなくてもわかります。

小塩 私も麻生論文に触発されて年金と出生率に関する論文<sup>9)</sup>を一本書いたほどで、少子化対策よりも年金制度を直した方が手っ取り早いというのはその通りだと思います。

ただし、ここで考えないといけないのは、社会保障改革の人口動態への影響です。これは10年、20年じゃなくて、50年、100年という単位の話だろうと思います。我々が社会保障の分析をする場合は、人口動態は与えられたものとして処理するわけです。しかし、ここまで少子化が進んだひとつの背景には高齢者向けの社会保障制度の充実があったと思います。子どもに頼る必要がなくなってきた、だから少子化が進んだという面もあると思いますので、一步踏み込んで、人口動態への社会保障制度改革の影響についても視野を広げる必要があると思います。

#### マクロモデルはどこまで有効か

岩本 先ほど小塩さんから一般均衡で考えなければいけないという指摘がありましたが、八代他論文はマクロモデルという形で一般均衡の影響を示しています。小塩さんとは逆に、私は経済主体の行動を考えない研究の方を弁護させていただきますと、一般均衡分析では経済主体の行動が正しく捉えられていないと逆に誤差が大きくなる可能性もあるわけです。ですから、八代他論文のような一般均衡分析の評価をする場合には、どれだけ行動方程式が正しく捉えられているかという観点から吟味することが大切ではないかと思います。

八代他論文はマクロモデルの手法を使っていますので、基本的には集計時系列データを基に行動パラメータを推定するという形になっています。実証研究の進展を見ると、集計時系列データですと十分な説明変数の変量が得られないということで、マイクロデータを利用するという方向に進んでいます。マイクロデータで行動パラメータを推計しておいて、それをマクロデータに応用すると

いう分析手法も外国では行われているので、そういった手法を取り入れるなりして行動パラメータをより正確に捉える必要があると思います。

特に八代他論文では経済主体の最適化行動というミクロ的基礎づけにはよらない行動パラメータがずいぶん出ていますので、例えば貯蓄行動がどれだけ正しく捉えられているかということは検討する必要があるという気がします。

小塩 私はこの研究に関わった当事者なので耳の痛い批判ですが、同意せざるを得ません。こういうオーソドックスな計量分析で年金の将来推計をやるというのは、やはり無理なところがあります。過去10年間のデータを使った推計で、将来50年の予測をするわけですから。ほかに、推計式で対数を使うと50年延ばすとどこへ行くかわからないということもあって、できるだけモデルを線形にせざるを得ませんでした。

あえて長所を言わせていただきますと、年金の細かい制度改革の効果を分析することができます。千何本という方程式があるんですが、9割以上は定義式です。いろんな年金の制度を細かく捉えた式でかなり忠実に現行制度を反映させていますので、1年単位の細かな制度改革の効果をシミュレーションで分析することができるという長所があります。

もちろん、その長所は必ずしもマクロモデルでないとだめだというものではなくて、定義式的なところはぶらさりのブロックを作っておいて、中核になるところは新古典派的な効用最大化モデルで構築するという手はあると思います。

岩本 厚生労働省の行う年金の財政再計算などと比べて、一般均衡のフィードバックを受けた形の年金財政の計算によって新たに得られる知見にはどのようなものがありますか。

小塩 シミュレーションの結果に最も影響を及ぼすのは金利です。金利もモデルをオープンにするかクローズにするかによって全然違ってきますので、それを見極めるのが大変だろうと思います。もうひとつ、フィードバックの効果として重要なのは就業行動への影響です。社会保障負担が就業行動にどういう影響を及ぼすかというのが大きな

ポイントです。

大竹 マクロモデルでは、将来の制度変更が現在の行動に及ぼす影響を捉えるルートがあまりないですね。そこがマクロモデルの限界だと思います。

一方、これだけ複雑なものをライフサイクルの普通のモデルに取り込んで、うまく計算できるかどうかというのも難しいと思うので、両方からのアプローチで、どこまで結果に違いが出ているかというのを分析していくことが今後必要だと思います。

もうひとつのアプローチは、先ほど岩本先生がおっしゃったみたいにパラメータをマイクロデータから推定して、きちっと押さえるという形で厳密さを保っていくということでしょうね。

## 5 年金の財政方式

### 論文紹介 (岩本康志)

#### Ryuta Kato (1998) "Transition to an Aging Japan"

加藤論文は、日本経済で高齢化が進展していく過程において年金財源の調達方法のマクロ経済・世代ごとの厚生に与える影響を、ライフサイクル一般均衡モデルによるシミュレーション分析によって検討している。モデルでは、80 期間を生きる消費者が利己的動機に基づき退職時に必要な貯蓄を行っているが、寿命の不確実性が存在するが私的年金が整備されていないために、早死にした場合に意図せざる遺産が後世代(その時点で50歳の世代)にのこされる。

将来の年金給付費の財源としては、1985年の政策変数の水準から、(1)年金保険料(賃金税)を上昇させる、(2)消費税率を上昇させる、(3)利子所得税率を上昇させる、(4)相続税率を上昇させる、の4つの選択肢が考えられている。

いずれの選択肢のもとでも、貯蓄率は今後低下を続け、2040年までには負値をとると予測されている。貯蓄率の低下は年金保険料を上昇させた場合が最も大きい。2015年までは消費税率上昇

の場合がもっとも貯蓄率が高いが、それ以降は相続税率上昇の場合が最も高くなる。将来世代の厚生への影響では、年金保険料上昇の場合を上回る効用を得る世代が、消費税率上昇と利子所得税率上昇の場合では1930年生まれ以降で、相続税率上昇の場合では1945年生まれ以降に生じる。1930年から1970年生まれの世代では消費税率上昇の場合が最も効用が高いが、それ以降の世代では利子所得税率の上昇が最も高くなる。

#### 小塩隆士(2000)「不確実性と公的年金の最適規模」

賦課方式か積立方式かという年金の財政方式の選択については、不確実性が存在せず金利が経済成長率より高い場合には積立方式が望ましいことが知られている。しかし、投資収益が不確実な場合には、賦課方式年金が退職後の消費に関する不確実性を低減する効果を持つため、賦課方式年金の存在が消費者の厚生を高める可能性がある。本論文は、日本経済のデータに立脚して、その効果を推計するとともに、望ましい賦課方式年金の水準に関する議論を行っている。

2期間のライフサイクルモデルにおいて、確定拠出の賦課方式の年金があることが想定される。積立方式年金あるいは民間貯蓄の収益率は金利であり、賦課方式年金の収益率は賃金成長率となる。両者の収益率に不確実性が存在する場合には、両方式の年金をもつことがリスク分散につながり、経済厚生を高める可能性が示される。

日本経済の過去20年間のデータから得られる収益率の平均・分散のパラメータのもとで、望ましい賦課方式年金の水準を計算したところ、若年期消費の0~12%の水準となり、24%を超えると、賦課方式年金が存在しない場合よりも効用が低下することが示される。現行制度の賦課方式年金の規模(39%と推定される)は将来所得の不確実性軽減という目的から正当化される水準よりもはるかに大きいことが指摘されている。

#### 浜田浩児(1998)「インフレ・リスク、高齢化と公的年金、個人年金の機能」

本論文は、インフレ・リスクが存在する場合に、

その影響を受ける個人年金とその影響を受けないで賦課方式で運営される公的年金の優劣の比較を行っている。

1930年から1995年生まれの世代ごとに、完全賦課方式年金あるいは現行の基礎年金・厚生年金の給付額と個人年金の給付額を、40歳で保険料を抛出し、65歳に平均余命の半分を加えた年齢で年金を受給するとの前提で、比較している。現役世代の人口比率の低下傾向を受けて、1954～1957年生まれ以降の世代では、給付額の期待値は個人年金が大きくなるとされる。

しかし、個人年金の給付額についてはインフレ・リスクがあるので、期待値の差がインフレに対するリスクプレミアムの範囲内ならば、確定給付の公的年金の方が望ましい。リスクプレミアムが投資収益の分散と相対的危険回避度の関数で表されるモデルのもとで、1950年から1994年までのデータから推定された分散を前提にすると、相対的危険回避度が1.7を超えていれば、消費者は確定給付の公的年金を選好することがわかった。つぎに、消費の成長率が相対的危険回避度と金利の関数となる関係を利用して、わが国の消費者の相対的危険回避度を推定したところ、1.7を上回っていると考えられる。したがって、すべての世代にとって、確定給付の公的年金の方が個人年金より望ましい。

しかし、本論文では、公的年金の水準は現役世代がその負担に同意する水準（自らの個人年金のみで老後に備える場合に選択するであろう保険料水準）を超えることはできないと想定する。この考えに基づいて計算された公的年金の給付限度を現行の給付水準が超えているので、給付水準を引き下げて、個人年金に代替することが望ましいとされる。

### 紹介者コメント

岩本 このトピックでは、年金の財源となる税・保険料の徴収ベースとして賃金所得と消費のどちらが望ましいのかという問題と、最適なリスク分散を行うには積立方式と賦課方式をどのように組み合わせればよいのかという問題の2つを取

り上げます。

加藤論文のシミュレーションは一般均衡モデルですので、政策変数が金利、賃金、貯蓄などの内生変数に与える影響が考慮されていることが特徴です。こうした分析は内生変数の反応を考慮しない分析よりも精緻化されていますが、前に述べたように、内生変数がどのように政策変数に反応するかが正しく定式化されていないと、むしろ誤差が大きくなってしまいう危険性をもっています。

社会保障の財源として消費税を充てるという構想がよく議論されます。経済学的に整理すると、賃金所得税と消費税の大きな違いは、税を支払うタイミングにあります。すなわち、消費税のもとでは老後の消費のために賃金所得から貯蓄した部分には現役時には課税されませんが、賃金所得税では現役時には課税されるかわりに、老後に消費する時点では課税されません。賃金所得税から消費税に切り替えると、切り替え時の退職者の税負担が重くなるという効果をもちます。ただし注意しないといけないのは、わが国では公的年金には物価スライドがあるために、消費税増税分だけ年金給付が増額されますので、年金所得者の実際の税負担が重くなるとは限らないことです。

資本所得に課税した場合には、資本蓄積の阻害効果から経済厚生が悪化すると考えるのが普通ですが、加藤論文では将来世代にとっては利子所得税率上昇の方が経済厚生が高いという、やや意外な結果が得られています。論文では十分にその理由が説明されているようには見えませんが、どのような理由でこのような結果が導かれたのかは、正直なところ、私にははっきりとしません。

小塩論文と浜田論文は、リスク分散の観点から賦課方式のもつ意義を考察したものです。フェルドスタインが賦課方式による年金が貯蓄不足を引き起こす有名な論文<sup>9)</sup>を発表した時期には、リスク分散の重要性はまだ学界では認識されていませんでした。このため、資本蓄積へは中立的である積立方式が、悪影響を与える賦課方式よりも望ましいというのが、これまでの経済学者の主流意見であったと思います。

しかし、リスクに関する認識が深められた現在



では、積立方式には資金運用に関するリスクがあるため、必ずしも積立方式が望ましいとは限らないことがわかってきました。賦課方式には資金運用のリスクはありませんが、人口・経済成長率のリスクの影響を受けます。したがって、経済のリスクの状態によって賦課方式か積立方式のどちらが望ましいかが変わってくるし、両方の方式を組み合わせることで、効果的なリスク分散を図ることもできます。

このトピックは、現在もっとも精力的な研究が世界的に進められているところです。望ましい積立方式と賦課方式の組み合わせ方を示すことは、政策的に非常に重要な意義をもっていますが、これからの長期的な経済のリスクの状態を評価する際に、過去の経験がどれだけ適切な指標となるかが、研究の大きな課題となっています。

さて、ここで取り上げた2つの論文ですが、分析の進め方が両論文で違っていますので、一概に比較はできないのですが、小塩論文は積立方式への移行を指向しているようですが、浜田論文は現在の賦課方式の利点を示すことに力点を置いているように見えます。ひとつの理由は、小塩論文では両方式にかかわるリスクが考慮されていますが、浜田論文では積立方式にかかわるリスクのみが考慮されていることにあるかと思えます。

浜田論文について少しコメントしておきますと、論文ではインフレ・リスクと呼ばれていますが、これは広く資産運用に関わるリスクと解釈し直すこともできるだろうと思います。また、本論文では公的年金の水準の限界が、現役世代が個人年金のみで老後に備える場合の保険料水準にあるとしています。賦課方式で公的年金が運営されている環境はまったく違うものになるので、現役世代がこのような保険料を基準にする行動をとる可能性については、私は懐疑的です。

## 討 論

### ライフサイクル・シミュレーションモデルの意義

大竹 加藤論文は、ライフサイクル・シミュレーションモデルを、寿命の不確実性がある中で、遺産があった時にまで拡張するというやり方です。

どこに難しさがあるかという点、寿命の不確実性があるということは、早く死ぬ人と長く生きる人で遺産の額が変わってくる。そのタイミングが違えば、どこで遺産が相続されるかで、資産の中で異質性が生じてしまうわけです。加藤さんの場合は強制的に全額を政府が取り上げて、一律50歳の人に配るという形で異質性が生じないように処理するという形で単純化しているわけですね。

そういう一種独特の再分配方式が結果にどこまで影響するのかという点も重要だと思いました。遺産まで考えたライフサイクル・シミュレーションの一般均衡モデル、しかも移行過程も分析するという非常に野心的で困難なことを行ったことは高く評価できるし、それを分析するというのはいいと思うんですが、先ほど岩本さんが指摘したように簡単に解釈できないような結果が出てくる時に、そういう特殊な再分配制度が大きな影響を与えているという気がします。

岩本 結論を解釈する際に、背後にある経済学的な理由があまり明らかになっていないというのがこの論文の残念な点で、いろんなことは推測せざるを得ない状態になっています。我が国の現状では遺産相続が重要な位置を占めていますので、それをモデルの中でどう定式化するかが必要になります。遺産動機と、遺産がどのように次の世代に手渡されるかをどう定式化するかは、技術的にも大変難しい問題です。

加藤論文では各世代に代表的個人が存在すると想定していますから、世代内の異質性は考慮されていないわけで、遺産の大小による違いは反映させられないというきつい制約があると考えられます。この部分が現実的でないことがモデルの結論に影響を与えている可能性も否定できません。それをチェックするとすれば、世代間の異質性を考慮した、各世代に多数の個人がいるという、先ほど議論したマイクロシミュレーション的な分析に進んでいくことが考えられます。計算機的能力が上がっていますので、各世代に多数の経済主体を考慮するという分析も実現可能な視野に入ってきていると思います。

小塩 シミュレーションの結果をどのように評

価するののかというのが難しかったですね。

岩本 それは全く同感です。

小塩 特殊な所得再分配の装置によって説明がつくのか、あるいは違うのか、そこがよくわからなかった点ですが、非常に野心的です。

大竹 これはいわゆるマクロモデルと似ていますよね。モデルが複雑になってくると、いったいどこから結論が出てきているのか解釈しにくい面がある。感度分析というか、一種の比較静学みたいなものをいろんなケースで行って、その原因を究明するという作業も必要になってくるでしょうね。これを複雑化して異質な主体がいて、そして遺産の相続の仕方も複雑な形にしてシミュレーションするというのは計算機とプログラミングの能力さえあればできる状況になってきたので、そういう野心的な研究をする人が出てきてもいいと思います。この分野の研究者はあまり増えてないんですか、日本国内では。

岩本 文献リストにあがっている上村さんを初めとして何人かの若い人が取り組んでいますので、十分活発な分野だと思います。

小塩 アウアバック・コトリコフ流のダイナミック・フィスカルポリシーをベースにしたような分析はある程度まで来ているんじゃないですか。上村さんの分析は加藤さんのとはちょっと違いますが、制度改革の政策シミュレーションとしては行きつくところまできているような気がします。

大竹 ただ、不確実性を入れたり、遺産の受け渡しの仕方とか、異質性が入ってきたりすると、複雑性が一挙に増すと思うんです。

岩本 モデル分析の手法だけではなく、財源調達として消費税か賃金所得税か所得税かというあたりの議論もあるかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

小塩 私は個人的には消費税派です。年金のひとつの問題点が世代間の所得の再分配であるとするれば、消費税は確かに物価スライドという問題点はありますが、物価スライドは定常状態ではあまり大きな影響をもたらさない。各世代から広く財源を求める消費税シフトの方が、年金のもっている所得再分配効果を相殺するわけです。それを考

えると、消費税にはいい点数をあげてよいと思います。

大竹 世代間移転を是正するという問題だと、年金の減額あるいは世代を絞った保険料率の増額といった方法の方がダイレクトです。消費税でやるというのは薄く全世代に課税ベースを求めるという意味で格差を緩めるんですが、局所的な問題のために全体的な網をかけて解決するという感じもします。どっちがやりやすいかという政治的な議論になってくるのかもしれませんが、純粋に経済学的に言ったら、格差が起きているんだったらダイレクトな手法で解決した方がいい。

#### 賦課公式と積立方式の優劣比較

岩本 政策的な議論は第2部の方でも取り上げたいと思います。小塩論文と浜田論文についてはいかがでしょうか。

大竹 インフレ・リスクの取り上げ方の問題点を岩本さんは的確に指摘されましたが、小塩さんの方は賦課方式のリスクをきちっと評価して、積立方式と比較する。浜田さんの方は賦課方式のリスクをカットしている分だけ賦課方式寄りに結論が出てくるというのはおっしゃる通りだと思います。

インフレ・リスクの評価の仕方が、過去のデータに基づくと過大になるのではないかと思います。ひとつは規制金利体系の下でのデータと、金利が自由化された下でのデータとでは、評価がだいぶ違うだろう。また、狭い意味のインフレ・リスクだけなら、それを公的年金、賦課方式でやるよりは、インフレインデックス債を発行するなどダイレクトな金融手段で回避する方がよっぽどいいような気がするんですね。その上で積立方式でやれば、狭い意味のインフレ・リスクそのものは回避できるのではないかと思います。

岩本さんが指摘されたように、インフレ・リスクではなくて、広い意味の金融資産リスクまで広がると、それだけでは解決しないと思うんですが、純粋にインフレ・リスクだけであれば別の対処の仕方があるのではないかと思います。

小塩 私も浜田論文を改めて読んでみたんです

が、私の考え方とそんなに違わないと思いました。違うのは、ひとつは効用関数の設定で、浜田さんは相対所得水準に効用が左右されるという定式化をしているんですね。そうすると、賃金スライドで運営されている年金だとインフレ・リスクが完全になくなる。ですから、リスクはすべて積立方式に移ってしまう。このように効用関数の設定に独特なところがあるので、議論が違ってきます。

もうひとつは、岩本さんが指摘したように、インフレ・リスクという言葉の意味です。浜田論文では「真利率」（名目利子率から賃金上昇率を引いたもの）の分散にインフレ・リスクが連動する仕組みになっています。これはインフレそのもののリスクではありません。私が論文を書いた時に考えていた積立方式のリスクと賦課方式のリスクの両方を、浜田さんは積立方式のリスクとして捉えているようです。

この2つの理由で、浜田論文は積立方式の私的年金に対して点数が辛くなるんですが、アプローチが私と大きく違っているという感じは受けませんでした。

岩本 経済には資金運用のリスクもあるし経済成長のリスクもあるわけですから、積立方式と賦課方式をバランスよく持つというのは自然な考え方です。多くの経済学者が年金制度の設計の基本的な出発点として、このリスク分散の観点から両方式の年金をバランスよく持つという考え方に賛同するのではないかと私は考えています。

しかし、先ほど大竹さんからご指摘があったように、過去のデータがどれだけ将来に当てはまるかという点に関していえば、私も日本の過去のデータは将来の参考にあまりならないのではないかと思います。高度成長期やバブル期は特殊な時期だと思います。どこにまともな時期があるかわからないし、21世紀に入って早々、世界経済も先行き不透明ですから、今後どうなるかもよくわからない。最適な配分はどのような形かという数量を示すのが経済分析の仕事になるんでしょうが、データ面の制約があって、これはかなり困難な作業のように思います。

小塩 全く同感ですね。ポートフォリオ選択の

アプローチで公的年金と私的年金のベストな組み合わせを探すというのがひとつのやり方だろうと思います。ただ、理論的にはそうなんですが、実際にどこまで積立方式あるいは私的年金でやるべきかはデータに依存するところがあって、これは非常に難しいです。私的年金、例えば401kの場合なら、モンテカルロ実験などを行って、最適な年金ポートフォリオを探し出すという方法はよく行われています。公的年金と私的年金の組み合わせについても、もう少し研究が進むのではないかと思います。

しかし、仮にポートフォリオ選択的な方法で最適な公的年金と私的年金の組み合わせが答えとして出てきたとしても、例えば最低限度の所得保障とか、公的年金に期待されている役割とどういう関係があるのか、よくわからない点があります。これは第2部のテーマかもしれないですね。

## 6 年金市場と逆選択, 国民年金の未加入問題

### 論文紹介 (小塩隆士)

田近栄治・林 文子(1996)「個人年金市場と逆選択——国民年金基金のケース」

本論文は、日本の個人年金市場において逆選択が発生しているかどうかを、国民年金基金を具体的な例として検討したものである。国民年金基金は、自営業者など国民年金の第1号被保険者のみが加入できる公的年金であるが、加入率は第1号被保険者の数%と極めて低い。その理論的な理由として考えられるのは、保険料率が平均的な寿命の人々に対して高すぎるため、寿命が平均以上の人々は国民年金基金に加入しないという、いわゆる逆選択の存在である。

ところが、本論文では、(1)男女ともに国民年金基金への加入によって生涯効用の増大効果はかなり大きい、(2)女子の場合は、年金数理的に見てフェアな年金に加入した場合より、国民年金に加入した方が効用の改善を図ることができることを明らかにしている。つまり、国民年金基金への加入に際しては、逆選択が生じているとは考

えられないことになる。

それではなぜ国民年金基金の加入率が低いのか、という問題が出てくる。本論文ではその問題に答えているわけではないが、長期間保険料を積み立てるに伴う流動性制約や、老後のリスクと費用に対する人々の過剰な不安がその原因であるとすれば、よりいっそうの市場の整備が必要だとされている。

#### 小椋正立・角田 保 (2000) 「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」

本論文は、1986年から1995年までの4回の「国民生活基礎調査」の個票データに基づいて、自営業者など非源泉徴収世帯の社会保険の給付行動とその変化を世帯の属性と関連づけて分析し、さらにその結果を被用者の場合と比較している。

ただし、「国民生活基礎調査」では国民年金と医療保険の保険料が区別できないため、本論文は両者を合算した社会保険料を分析対象としている。また、国民年金については、すべての国民健康保険の被保険者が保険料を徴収されるものと仮定し、それを国民健康保険の保険料に加えたものを完全保険料と定義する。そして、実際に支払った社会保険料の完全保険料に対する比率を納付率として、それを所得や金融資産、その他の世帯属性で説明している。

本論文の推計によると、所得、前年所得、職業の有無、世代人員などが保険料の納付行動に影響しているほか、若いコーホートほど納付率が低下していることがわかる。非源泉徴収世帯の場合、社会保険は実質的に任意加入に近いが(特に国民年金の場合)、本論文の結果は、純収益率の低下に伴ってかなり広範囲に社会保険からのドロップアウトが発生し、その傾向が若い世代ほど顕著であるという仮説と整合的である。

#### 鈴木 亘・周 燕 飛 (2001) 「国民年金未加入者の経済分析」

本論文は、国民年金未加入者を含む個票データ(郵政研究所「家計における金融資産選択に関する調査(1996年)」)を用いることにより、国民年

金に逆選択が存在しているかどうかを検証している(ただし、未加入者の大部分を占める被扶養者の学生サンプルは含まれていない)。

国民年金に未加入となる動機として、①流動性制約下にあること、②予想死亡年齢が低いこと、③世代間不公平が存在すること、の3つが考えられるが、本論文は、②、③の理由で未加入になることを逆選択仮説としている。ただし、②については、普段の健康状態が病気あるいは病気がちな人ほど予想死亡年齢が低いと想定し、③については、年齢が若いほど収益性の点から見て国民年金に入るのが損だと考えるはずだと想定している。

推計は、国民年金と個人年金それぞれの加入選択を同時に考慮したBivariate Probit Modelで行われているが、その結果、流動性制約要因のほかに、上記②③の意味での逆選択仮説を裏付ける結果が得られている。また、逆選択要因の方が、流動性制約要因より大きいことも示されている。さらに、未加入確率は、年齢が1歳減少するにしたがって0.24~0.41%ポイント、失業・無業化により5.1~11.1%ポイント、金融資産100万円の減少に対して0.55~1.1%ポイント上昇するという試算も行われている。

#### 紹介者コメント

小塩 逆選択は年金よりも医療分野でよく議論されますが、年金でも無視できないテーマだと思います。最近では若い人たちを中心にして国民年金の未納、未加入が問題になっていますが、逆選択によって若い人たちが年金に入らないのか、あるいは単にお金がないから入らないのかによって政策対応が全然違ってきますので、実証面では重要な問題です。

今日ご紹介するのは3本ありまして、1つ目は田近・林論文です。これは国民年金基金に人々が入るかどうかを逆選択と関連づけて行った分析です。国民年金基金は加入者がなかなか集まらないんですが、どうして集まらないのか。ひょっとすると入ると損になるんじゃないかということですね。入ると損になるというのが逆選択だと考えますと、それを実証してみる必要がある。田近・林

両先生の分析によると、入ったら得になりますよということですが、でも入らないということになると、逆選択という理屈では国民年金基金の加入率の低さを説明できないということになります。

それとちょっと違う結論を出しているのが小椋・角田論文、鈴木・周論文の2つです。小椋・角田論文は年金に限っていませんが、国民生活基礎調査の個票に基づいて、いろいろな社会保障の保険料の給付がどういう要因で説明されているかを分析しています。これを見ると、若いコーホートほど保険料の納付率が低下していることがわかります。この結果を実証分析を逆選択で説明できるかどうかということになりますが、若い人ほど保険料を払っても損だということ、逆選択の仮説と整合的に解釈できるということになります。

鈴木・周論文は国民年金未加入者の分析を直接行っていますが、残念ながら学生サンプルは入っていません。国民年金に未加入の動機として、①流動性制約下にあること、②予想死亡年齢が低いこと、③世代間不公平が存在すること、の3つが考えられますが、②と③の問題が逆選択仮説につながるものと位置づけられています。結論は、やはり若い人ほど健康であり、不公平度が高いことが未加入率を高めているということになっています。

この3つの論文を読んだ私の正直な印象を言わせてもらおうと、逆選択仮説を直接実証分析しているのかなという気がします。状況証拠みたいなものは挙がっているわけですが、逆選択そのものが年金市場で発生しているかどうかを直接実証しているのかどうか。

そもそも逆選択は、保険者と個人との間の情報の非対称性にかかわる問題ですが、これらの分析で取り上げられている問題は、情報の非対称性をめぐるものなのか、そこが少しひっかかります。言葉の問題だと言われればそうかもしれないんですが、年金に入って損か得かというのは保険者と個人の間で共通に保有されている情報のはずで、入ったら損だということを若い人の方が厚生労働省よりよく知っているとは考えられません。逆選択もその議論とは違うところで実証分析が行

われているのではないのでしょうか。この辺はもっといろんな分析がなされてしかるべきだという印象をもっています。

## 討 論

### 逆選択をどう捉えるか

岩本 小塩さんが逆選択の実証の仕方についてコメントしたことを別の角度から私も少し議論したいと思います。田近・林論文では逆選択仮説に対して否定的な記述になっていますが、田近・林論文で示された証拠を見ると、私はむしろ逆選択が重要ではないかと解釈したい。というのは、田近・林論文では年金加入者の生存確率と一般的な人口の生存確率の表が示されていて、年金加入者の方が長生きする傾向が見られるわけです。

田近・林論文が、逆選択があまり働いてないとした根拠は、国民年金基金に加入してもあまり得にはならないということにあるようです。しかし、年金商品を設計する側から見ると、そもそも損が生じるような保険商品は提供されないわけですから、この論文で指摘されているように純粋な生存保障の年金商品が提供されていないという事実は、むしろ逆選択があるから本当に必要とされる年金商品が供給されていないという解釈ができるのではないかと思います。

逆選択が存在するという仮説を検証する場合、どういう形で仮説を設定するかということは小塩さんも指摘した通り重要だと思うんですが、日本の年金市場でも逆選択の問題は重要であるという印象を受けました。

大竹 私もそう思います。鈴木・周論文でも、小塩さんは状況証拠だと指摘されましたが、健康状態が悪い人の方が国民年金の未加入率が高いということは、逆選択を支持していると素直に解釈してもいいように思います。それも状況証拠だということですか。

小塩 それはいいと思います。健康状態が加入率に影響する、これはわかります。本人の方がよく知っているわけです。年金に入ったら若い人は損だということが未加入の原因であるというのはその通りですが、そこでなぜ情報の非対称性にか

かわる逆選択という議論を持ち出してくるのかという疑問です。

**大竹** 得な人の方がより多く加入しているという意味では、逆選択になるのではないのでしょうか。ただ、1時点しかないから、昔の若い人の方が、未加入率が低かったということを出さないと、世代の効果なのか年齢の効果なのかが区別できませんから、分析には確かに限界があると思います。もし過去のデータと比較すれば、かなり有力な証拠になると思います。

**小塩** 健康という要因だったらよくわかるんです。自分はどれほど健康かという情報は、役所より自分の方が詳しいと仮定しても不自然ではない。しかし、損得勘定から見て入ったら損だ、だから入らないというのは…。

**大竹** それは逆選択とは言わないんじゃないですか。

**小塩** 何か違うことを分析しているような気がしてならないんです。しかも、国民年金に限っていると、若い人でもそれほど「入って損」ということにはならない。

**編集部** 厚生労働省の調査をみると、お金がなくて保険料を払わないというのではなくて、公的年金の意義を理解していないために未加入になっている人が多いようですね。

**岩本** 逆選択を非常に狭くとって、情報の非対称性の問題から発生するものとすれば、若いということは目に見えるわけですから、それは逆選択に当てはまらないというのは当然ですね。鈴木・周論文の整理の仕方に少し問題があるということかもしれません。若い人が未加入であるということは、強制加入の原則がきちんと履行されていない問題点として整理した方がいいかもしれません。

**大竹** 確かに狭い意味の逆選択ではないですね。強制加入なのに強制加入になってないところが問題なんですね。私的な保険であれば、それはそもそも成り立たない。

**岩本** 逆選択を是正する手段として強制加入という政策をとるということからすれば、強制加入であるかどうかという点では両者は密接に関連していますが、用語の問題としては使い分けた方が

いいということではないでしょうか。

#### 必要な消費行動の分析

**大竹** 年金の問題でいろんなパズルが出てきた時に、相対的回避度一定といった普通の効用関数を前提にして、それから見ると変だという解釈になります。たとえば、利得が高いのにもかかわらず国民年金基金に入らない人がいるというのがそうです。しかし、標準的な形の効用関数じゃなくて、習慣形成とか、最近出てきた双曲線形効用関数とか、行動経済学に出てきているような心理学的な要因を重視するような形で説明できる可能性もあります。

仮に、そういう消費行動の定式化の方が重要だということになると、それを前提にして政策を考えることが今後必要になってきて、いったいどういう選好を基に人々が行動しているのかという研究が重要です。消費行動の研究がどんどん進んできていますから、私的年金か公的年金かとか、あるいは逆選択かという問題とか、あるいは流動性制約のために加入していないのかというのを識別する時の、もう一つの研究の方向性として選好の特性を深く理解していくのも重要だと思います。

また未加入の問題は、どういうデータがあれば今後もっとはつきりできるかということはわかっているわけですね。どのくらいの寿命だとみんなが思っているかという情報と、未加入かどうかという両方の情報がダイレクトにあれば、もっと限定ができるし、古い世代の国民年金未加入者のデータがあれば、古い世代の若い時の未加入問題と比較検討することで、もう少し研究が進むと思います。

**岩本** 年金未加入者を対象にして、なんらかの独自の調査が必要だということですか。

**大竹** そうですね。

**編集部** それは調査しています<sup>10)</sup>。国民年金保険料が将来的に高くなる方向で設定されているから、低所得者が未加入になってしまうのではないのでしょうか。

**大竹** 保険料そのものというよりも、年金の収益率が大事ですね。年金の収益率の問題と流動性

制約の問題をきちっと分けて、未加入問題をどう解決できるかを考える必要があるでしょう。

## 第2部 総括と今後の研究の方向性

### 1 経済学者の年金改革案を比較する

岩本 第1部では研究論文に基づいて主として学術的な議論ができるトピックを取り上げてきましたが、第2部ではそのスタイルでくみとれなかった問題について、総合的に議論をしていきたいと思えます。

最初に、年金のあるべき姿として経済学者が様々な年金改革の計画案を出していますが、それについてここで包括的に議論したいと思えます。議論の糸口として、経済学者が示した改革案のなかで代表的なものとして、3つの案を対比したのが、表(年金改革案の比較)です。これ以外にも様々な提案がなされていますが、各案の違いを詳細に検討することはここでの目的ではないので、意見の違いを3つの案で代表させていることにご

表1 年金改革案の比較

現行制度					
	名称	運営	財政方式		財源
1st Pillar	基礎年金	公的	賦課	確定給付	保険料・国庫負担
2nd Pillar	厚生年金	公的	賦課	確定給付	保険料
3rd Pillar	私的年金	私的	積立	確定給付・拠出	保険料
高山案					
1st Pillar	縮小	公的	賦課	確定給付	消費税
2nd Pillar	縮小	公的	賦課	確定給付	保険料
3rd Pillar	拡大	私的	積立	確定拠出	保険料
橋木案					
1st Pillar	拡大	公的	賦課	確定給付	支出税
2nd Pillar	とくに言及なし				
八田・小口案					
1st Pillar	維持	公的	積立	確定拠出	所得税
2nd Pillar	縮小	私的	積立	確定拠出	保険料

理解を願えれば幸いです。

まず、高山先生の案です。高山先生は1階、2階部分は基本的に縮小していく方向を考えていますが、最近、4%の掛金建ての私的年金を導入して、公的年金の縮小を補うという改革案を提案しています<sup>11)</sup>。

次に、橋木先生は1階部分に重きを置いており、セーフティネットの拡大という立場から1階部分を支出税で賄って拡大するという改革案を出しています。2階部分に関しては特に改革のプランで言及することはないようです<sup>12)</sup>。

3つ目に、八田・小口先生は、『年金改革論』(日本経済新聞社、1999年)の中で詳細な年金改革論を出していますが、大雑把にまとめると、1階、2階部分を含めて年金の財政方式を積立方式に移行すべきであるという議論を展開しています。しかし、2階部分については給付を縮小し、さらに私的な運営主体に移すという改革案を出しています。

このように見てくると、3案はそれぞれ力点の置き方が違っていることがわかります。さらに、年金の改革にかかわる議論というのは、公的主体が運営するか民間主体が運営するか、財政方式を賦課方式でやるか積立方式でやるか、給付建て(確定給付)の年金とするか掛金建て(確定拠出)の年金とするか、財源を保険料で賄うか一般財源で賄うか、一般財源の場合でも消費税や支出税にするか所得税にするか、さらには1階部分を社会保険とするか公的扶助とするか、そして保険料の徴収を社会保険庁が行うか税務署が行うかという形で、様々な次元での選択肢に分かれます。

さらに1階、2階、3階部分について、それぞれの改革案で提言が違っていますが、それぞれの論点ごとに整理すると、私が整理した限りでは、3案には共通する部分が多いのではないかと思います。

気がしています。

大まかに一致している部分を抜き出しますと、高山案、八田・小口案はどちらも積立方式・掛金建てで行う強制加入の私的年金の必要性を主張しています。高山案の場合は4%の掛金の私的年金案という形で出されているし、八田・小口案でも、改革後の2階部分は完全積立方式で5.7%の保険料を徴収する年金で運営されるという形になっています。

さらに、公的年金の賦課方式、給付建て部分の縮小についても高山案と八田・小口案では共通しているところがあります。ただし、八田・小口案は2階部分を積立方式に切り替えるという点でかなり急進的な改革案となっていますが、高山案では1階部分と2階部分を合わせて漸次削減していくという穏やかな案になっているところが違っています。この違いの部分が強調されますが、賦課方式・給付建て部分を縮小するという点では同じ方向を指向しているといえます。

一致していない部分を2点指摘することができます。ひとつは賦課方式・給付建ての削減方法ですが、八田・小口案と高山案では力点の置き方が違うということ。もうひとつは、積立方式を指向する場合には、よく言われる「二重の負担」にかかわる移行コストが発生するんですが、それをどのように負担するかというところで各案の違いが生じている。この2点が主たる違いであると思われる。

年金の改革案の議論としては、先ほど述べました論点、運営主体の問題等を順次議論していきたいと思っています。

大竹 強制加入という点では、全部の案が一致しているわけですね。1階部分はもちろん、2階部分についても強制加入です。旧厚生省の出した「5つの選択肢」の中に2階建て廃止というのがありました。その案は経済学者の改革案にはないのでしょうか。

岩本 八田・小口案でも2階部分の民営化に言及していますが、その場合でも政府が強制加入を担保するという形での介入の必要性が指摘されています。その根拠としては、年金市場には逆選択

が存在するので、強制加入を義務づけることで経済厚生が改善がみられるということですね。民営化とひと口に言っても様々な形の民営化があるので、その部分が年金改革の議論でいらぬ誤解が生じてくる原因じゃないかと考えられます。

大竹 もう1点は、1階部分が積立方式か賦課方式かという点で議論が少し異なっていると思うんですが、こういう問題が発生したのは、世代間の所得移転が起きているからですよ。世代間の所得移転が大規模に生じているのは1階部分なのか2階部分なのかというと、2階部分だと思えます。1階部分は年金の額自体が比較的小さいので、それほど大きいものではないですから。

小塩 これは国庫負担をどう見るかで違ってきます。保険料に限って言えば、世代間の格差とか、若い人ほど損になるという原因は1階じゃなくて2階ですね。1階部分には世代間格差はあまりない。

大竹 あったとしても定額で限られているから、規模は大きくないと思います。

小塩 厚生労働省も年金を説明する資料として、国民年金に入っても戻ってきますよという数字を出しています。問題は2階部分だと思えます。

大竹 そうすると、この3つの案の差はますます小さくなっていくという気がするんですね。

岩本 そうだと思います。

## 2 年金民営化をどう評価するか

小塩 議論が交錯しているところがあって、積立方式に移行するか賦課方式を残すという議論が一方にあって、もう一方で政府が運営すべきか民間に委譲すべきかという議論がある。これは、実は違う話なんです。政府が積立方式に移行した年金を今までと同じように運用することも考えられるわけですが、民営化と積立方式への移行をほぼ同じように議論する人も多いし、強制加入も必要ないという議論まであるわけです。そうなるとう非常にわかりにくくなります。

経済学者の間でコンセンサスが得られているのはどこかということ、現行の賦課方式の部分が重す



ぎる、だからスリムにしましょう。スリムにするというのは、経済学的にいうと積立方式に移行するのとはほぼ一緒ですので、言い方はいろいろあるんでしょうが、そこはそんなに大きな違いはないと思うんです。むしろ運営主体を公にするのか民にするのかという点でいろんなバリエーションが出てきます。

岩本 小塩さんから財政方式に関する的確な議論がされましたが、八田先生は1階、2階ともに積立方式が望ましいと主張されています。八田・小口先生の本では、第1部で議論したようなリスク分散の観点が入っていませんので、資本蓄積に与える影響から考えれば積立方式の方が望ましいという結果になってしまう。八田、小口先生達がリスク分散の観点から賦課方式の有用性もあると認められるのであれば、財政方式に関してはかなり意見が一致してくるのではないかという気がします。

給付建てか掛金建てかということに関しては、何かご意見はありますか。

小塩 普通は給付建てと賦課方式がくっついて、積立方式と拠出建てが一緒になっているので、一緒に議論されていることが多いという印象を受けます。ただ、私は確定拠出型の賦課方式ってあり得ないかと思うんですよ。

大竹 ヨーロッパではそれをやっている国がありますね。

小塩 それをやると、けっこうまくいくんじゃないかという気がします。

岩本 高山先生も指摘されています<sup>13)</sup>。

小塩 若い人が払ったお金の範囲でお年寄りはやりくりしましょうという議論がもっと…。

大竹 それは早い段階にきちっと予告しておかないとだめで、突然減額することについてどう考えるかということだと思うんですね。掛金は確定しているが給付は不確定であるということを賦課方式のもとで宣言しておくことが重要で、それが可能であれば賦課方式の財政問題はそもそも発生しないということです。

小塩 そうですね、毎年、収支をトントンにするということですから。それでも世代間の格差と

いう問題は残りますけどね。

もうひとつ私が常に疑問に思っているのは、強制加入という仕組みです。民営化の議論には強制加入というのがよくついてきて、フェルドスタインなど民営化に対して積極的に議論してきた人たちでさえも、個人勘定については強制加入の仕組みは残すべきだと主張しています。これは、戦術的にはいい案だと思うんだけど、理論的に考えるとあまり意味がないんじゃないか。強制加入したとしても、後で友達からお金を借りるとか、そういうことも可能になるわけです。抜け穴がいくらでも出てくるから、強制加入をしたからどうのこうのというのは、実はあまり意味がないかもしれません。

大竹 年金担保の禁止があっても、事実上、それを担保に生活する人が出てくるということですね。

小塩 民営化を進めるための現実的方策としては意味があると思いますけど。

大竹 それも先ほど私が言ったように、人々の行動がどうなっているのか、近視眼的なのか、それとも心理学的に強制してもらわないと長期の行動ができないという特性をもっているのかということにもよると思うんです。自分自身は老後に備えて貯蓄をしたいけれど、強制されないとそれに気がつかないという行動をみんながとっているのであれば意味がある。そのへんの研究が進まないと、わからないところがあるような気がします。

岩本 私も2階部分の強制加入の担保は残すべきだと思いますが、この問題は価値判断ではなくて、その背景には、大竹さんが言ったように逆選択や近視眼的行動が深刻であるかどうかという問題がありますので、それに関する研究が蓄積されれば強制加入が必要かどうかということが明らかになってくると思います。その意味で将来の研究が進展することを期待したいと思います。

### 3 年金の財源問題：税か保険料か

岩本 次に大きな論点となるのは財源ですが、これを保険料でやるか一般財源でやるか、さらに

は課税ベースをどうするかという問題があります。

**大竹** この表を見ると、1階部分の財源は、経済学者の提案は基本的に税金ということで一致しているようです。1階部分の存在意義をナショナルミニマムと捉えて、生活保護のことも考えるのであれば、私も税金でいいと思います。2階部分については、自由加入にすると市場が失敗したり、人々の行動がうまくいかなかったりということで、強制加入が必要だということを前提とすれば、保険の仕組みにして保険料で賄うのがいいと思います。どの税で1階部分を賄うかは経済学者の間で意見の相違が若干はあるけど、1階部分について保険料を取る案はないと考えていいんじゃないかと思います。

**岩本** 現実に国庫負担が3分の1から2分の1に引き上げられるということで、財源としては一般財源の方に向かってはいるわけですが、これらの案の根拠としては、第1部で触れたように未加入者の問題があって、租税の方が、徴収能力が高いということがあげられているかと思います。

これに関連して大事な論点は、税で徴収して、しかも基礎的な所得を給付するという点になれば、1階部分が失業保険や生活保護のようなセーフティ・ネットに近い形になってしまうという点です。現在は社会保険と位置づけられていますが、セーフティ・ネットの中で1階部分を考え直すという論点が入ってくるような気がします。

**小塩** そこでややこしいのがミーンズ・テストですね。公的扶助的なスタイルとして基礎年金の部分を運用するとなると、特に税金で財源を全部賄う場合、一律にミーンズ・テストなしで65歳以上、金持ちから貧乏人まで全部無条件で年金を支給できるかという問題が出てくる。公的扶助の考え方からしても、納得いかない部分がありますね。そこが難しい。もしそれをやるとすれば、先ほどから社会保障と税の役割分担の話が出ていますが、所得税の仕組みを変えて、必要ではない人からは税で戻してもらおう仕組みを作らないと制度として無理があると思います。

**大竹** 所得税で、必要ではない人から戻してもらおう。

**小塩** それをセットにしないとしんどいんじゃないか。

**大竹** 現状でもミーンズ・テストなしで3分の1の国庫負担が入っているわけですよね。どのくらい財政規模が拡大するか。今の1階部分の規模なら、65歳以上を前提とした生活保護的なものが入っても、それほど大きな影響は出ないという気がします。1階部分を増やすということであれば、生活保護とのバランスという意味で大きな仕組みの変化が必要になってくると思うんですが、今の規模を維持する、あるいは少し縮小することであれば、それほど質的に大きな変更があるようにも思えない。

**小塩** ミーンズ・テストなしで、年金で生活保護まで一律にやってしまうということですね。

**大竹** 年齢基準だけで。

**岩本** 日本が全額一般財源にまで行きつくには相当きつい話になると思いますが、諸外国では1階部分をすべて一般財源でやっている国もあって、そういう国ではミーンズ・テストを行っている国もあるようです。諸外国の経験を見るのが1階部分の制度設計について有益かもしれません。

**小塩** さらに、これは移行期の問題でしょうけど、仮に税金に移行した場合、今までまじめに国民年金の保険料を払ってきた人と払ってこなかった人の差をどうつけるかというのは避けて通れない問題だと思います。

**大竹** 今まで保険料を払ってきた人と払ってこなかった人の差という問題は、女性の年金の話ともかかわりますけど、現在でもあるわけですよね。払ってなくて基礎年金をもらっている人たちがいますから、それだけを取り上げて移行期の問題が大変だということも…。現在でもそういう格差があることを考えると、量的にどれほど違いがあるかだと思います。

#### 4 積立金不足をどう処理するか

**岩本** 八田・小口案はかなり詳細に移行過程を分析しています。年金民営化案はここで取り上げなかったのですが、政策構想フォーラムの民営化

案<sup>14)</sup>などがありまして、別の形での移行コストの負担方法もいくつか提案されています。民営化案だと必ず二重の負担をどうするのかという問題を問われます。様々な移行コストの負担方法が提案されていますので、その中でどれをとるのが望ましいのか、どれなら政策的に実現可能かというところで議論の余地があります。

これはゼロサムゲームのような話になるので、だれもが納得するような解決策はないと思います。世代間の所得再分配をどう規範的に位置づけるかという価値判断の問題になってきますので、経済分析で明らかにできる点は限界があると思います。

一点注意しておきたいのは、民営化なり積立方式に移行すると二重の負担が発生するという言い方をされますが、現行制度のまま年金を運営した場合に二重の負担が発生しないかということ、そうではなくて、単に二重の負担が背後に隠れているだけであって、積立方式と比較した場合の積立金不足はどこかの将来世代が負担しなければいけないという原則は、どのような年金運営をしても必ず成り立つことです。

小塩 確かにその通りです。民営化すると、いままで隠れていた積立金が顕在化します。ただ、必ずしも積立金不足を全部解消する必要はないのでは。問題は、積立金不足が雪だるま式にどんどん膨らんでパンクしてしまうという状況だと思うんですね。それさえ食い止めればいいと割り切ることはできないかと思います。

ある時点で、積立方式に移行する、あるいは民営化する。もちろん、そこでそれまで隠れていた積立金不足が顔を出しますが、積立金不足は固定します。発散せずに、値が固まってしまう。だったらそれを無限の将来に向けて転がし続ければいい。

そういう割り切り方は、財政でいうとプライマリーバランスを均衡化し、割引現在価値で見て国債の残高を固定させてしまうところからまず始めましょうというアプローチになると思うんです。年金改革の場合も、積立金不足をすべて解消するというのはあきらめた方がいい。積立方式への移行は、積立金不足をロールオーバーできるように

固定することですから、それだけでもやる値打ちがあるのではないのでしょうか。

岩本 積立金不足をロールオーバーするという事は、永遠に将来世代に負担を渡すのと同じことですね。そうすると、わざわざ積立方式に年金を改革した意義がなくなってしまうのですが。積立方式に移行しても、その時の積立金不足は国の会計に移って、そちらでロールオーバーするのでしたら、その負債と年金を組み合わせれば、積立金のない賦課方式を運営しているのと実質的に同じになってしまうのではないですか。

小塩 賦課方式にとどまると、少子化の場合、負債を雪だるま式に増やして負担をどんどん先送りするか、それぞれの時点で負担を返していくしかない。後者だと、若い世代ほど損になります。どちらかの選択または組み合わせです。ところが、積立方式に移行すれば、その時点で存在する負債が固定され、しかも、収支はそれ以降世代ごとに均衡しますから世代間格差も解消されます。その場合、固定した債務は永遠にロールオーバーしていけばよい。償還しなくても、状況は賦課方式と大きく異なると思うんですが。

岩本 積立方式に移行するというのであれば、その債務は永遠にロールオーバーするのではなくて、どこかの世代までで返済し終えて、それ以降の世代については積立方式の形の年金を運営するというようにしておかないと、改革した意味がないと私は思います。

大竹 二重の負担というのは積立方式にすると顕在化するだけで、賦課方式のもとでもあるというのが岩本さんの指摘で、その通りだと思います。

小塩 その点については、私もまったく同意します。

大竹 これまでにわかったことは、いろんな案が出ているけど、共通点の方がずっと多くて、対立しているところは比較的少ない。大きな違いは、二重の負担の時に、どのくらいの範囲で平準化していくかという話と、1階部分の税金の種類を何にするかということぐらいですよね。

岩本 そうですね。今日の議論では、経済理論に基づいて年金に関する文献を整理しようという

視点に立っていますので、そうした視点からはこのように共通した点が浮かび上がってくるわけですが、むしろ問題は、経済分析で捨象された点で一致していないところがあり、しかもそれが実際に制度改革をする場合には避けて通れない重要な問題になってくるといふところにあると思います。

つまり、既存の賦課方式あるいは給付建て部分を削減するとしても、どこをどのように削減するかという技術的な問題については経済理論からではきっちりした答えは出せないし、移行コストの問題に関していえば価値判断にかかわる問題であり、自ら限界があるということになると思います。

## 5 社会保障個人勘定の評価

**岩本** 制度改革の議論にひとまず区切りをつけて、政策的に最近重要なトピックについて議論しておきたいと思います。まず、経済財政諮問会議が2000年6月に出した「骨太の方針」で、社会保障個人勘定の導入がうたわれています。これは、社会保障の給付と負担を個人別に記録して、その情報を当人に開示するというものですが、具体的な姿は文書を読む限りでは、明確ではありません。年金に関しては今の社会保険庁の業務のなかで保険料と給付の記録がされているのがほぼこれに相当すると思いますが、医療保険についても同じようなことをして拡張するという姿になるのでしょうか。

**小塩** それをやったらモラルハザードみたいなのが起こって、今まで積み立てておいた保険料分を全部使っちゃうという行動が出てくるんじゃないですか。お医者さんのところに行って無理やり診察を受けるとかね。私はあまり感心しないです。

**大竹** 重病じゃなくて風邪とか低額医療の部分だけであれば、そういうことが少々起こってもいいんじゃないかという気がします。個人勘定を作るんだったら、失業保険も一緒にしたらいいと思います。

**小塩** アクチュアリー・フェアという世界は、個人ごとでなかなか成立しない世界です。全体でようやくトントンになるという世界ですから

ね、社会保険というのは。個人勘定というのはよくないと思う。確定拠出型の年金みたいに、自分で自分の老後に備えましょうというのだったらいいと思いますけど、医療ではどうでしょうか。

**大竹** 本当に保険が必要な医療と、薬局に行つてすむような医療とあるわけです。薬局に行くかわりに医者に行く部分が多いというのは問題で、その部分は軽減されるかもしれない。

**小塩** 個人勘定でやれば、そういうインセンティブがかかってきますか。

**大竹** それがあると思います。頻繁にアルバイトをやつて、何度も失業保険をもらうという人も中にはいますから。その部分はきちっと履歴をもって、何度も何度も繰り返すと減らしていくという制度を作らないと対応できない。

**小塩** モラルハザードを阻止する仕組みを設定するということですね。

**岩本** ひとつのねらいは情報公開ということにあるんだろうと思いますが、情報公開という点でいえば、最初にも指摘したように厚生労働省がやっている年金の財政計算でも公開されてない大事な情報がずいぶんあると思うんです。世代ごとで見た給付と負担の関係というのは経済学者がやっている以上に厚生労働省の方が豊富なデータで計算しているので、それを公表すれば、もっといい政策的な議論が行えると思います。

また、年金部門のバランスシートに関して、民営化の議論が起きた時に、どれだけの積立不足があるかわかったのですが、それも長らく経済学者が推定しなければならなかった数字だったわけです。そういう意味で、情報公開をもっと進めろというメッセージが社会保障の個人勘定にも含まれているのではないかと推測しています。

## 6 女性と年金をめぐる問題

**岩本** 次の年金改正では女性と年金の問題が重要なテーマになってくるのではないかと思います。今は、専業主婦は年金保険料を払わなくても年金を受給できますので、女性の間の年金に関する差別が生じていることが典型的な問題としてよく指

摘されます。さらに、遺族年金があるがために、配偶者が死亡した場合に働いていた女性が自分の年金をあきらめざるを得ないとか、離婚した場合に夫の年金を請求する権利が制度的に担保されていないとか、様々な問題があります。

**大竹** この点も先ほどの年金改革案と密接にかかわってきますよね。1階部分を税方式にするということであれば、専業主婦の問題も解決してしまうと思うんですね。これは1階部分の財源問題と切り離して議論できないと思うんですが、いかがですか。

**小塩** 年金のあり方が女性のライフスタイルの選択にバイアスをかけるということが、そもそもよくないわけです。年金制度としては、なるべく人々の生活に中立的な制度設計が行われている必要がある。そういう点からいうと、現在の第三号被保険者や遺族年金には大きな問題がある。その手っ取り早い解決策は、大竹さんが言うように、1階部分は税方式でやるということだろうと思うんですが、そこまでいかになくても、できるだけ個人単位で制度を設計していくという方向は考えた方がいいと思います。

**岩本** 専業主婦が保険料を払わなくてもいいという今の制度的な仕組みの背景にはクロヨン問題も影響を与えているのではないかと考えています。雇用所得者と自営業者の間で、所得捕捉に著しい違いがあるということです。いま国民年金の保険料は定額ですが、これは自営業者の所得が正確に捕捉できないことから所得に比例しない形が選択されているわけです。

雇用者の所得は把握できますから、その妻は所得がないことがわかるんですが、自営業者の妻の場合は所得が捕捉できないことから逆に、所得がないことが証明できないために保険料を払う形になっているわけです。平等に負担するためにはいくつかの解決策があるかと思いますが、ひとつは、自営業者の所得を正確に把握することによってクロヨン問題を是正すれば、所得を公平性の基準において、男女ともに所得に依存した保険料を徴収する仕方が私としては合理的だと思います。その場合、所得を個人単位で考えるか、世帯単位で考

えるかも重要な問題です。

これは大事な問題であるにもかかわらず、しっかりした研究がないのは経済学者の怠慢というわけでもなくて、基本的には考え方の整理の問題だからだと私は解釈しています。女性のライフスタイルに合致した形での年金財源の負担のあり方をどう設計するかという問題になってきますので、実証研究で明らかにできること以上に制度に関する考え方の整理の方が重要ではないかと思います。

**大竹** 実証研究を行うためには、なんらかの大きな制度変更がないと難しいですよ。遺族年金制度が大幅に変わって女性の働き方が変わったとか、そういう歴史的な状況をうまく使って研究する以外、難しいような気がします。

**岩本** 制度が行動にどう影響を与えるかという研究も大事ですが、その結果云々にかかわらず、行動に中立的な制度設計ができるのであれば、その方法を考えることも大事でしょうね。

**小塩** 第三号被保険者問題も、夫が働いて、奥さんが専業主婦で家にいるということであれば別に問題にはならない。パートの税金の問題もそうだし、遺族年金もそうだと思います。今までの人々の行動様式やライフスタイルを前提にして、それに合致するような形で政府は制度を作ったと思うんです。しかし、経済学者は逆に、制度が行動にどういう影響を及ぼすかという考え方をします。そういう発想で制度設計が行われていないという印象を受けます。

制度によって現実が規定されてしまうところがありますよね。第三号被保険者問題とか遺族年金の問題にはまさしくそういうところがある。それは政策担当者としても意図せざる効果だったと思うんですよ。現実を動かすような効果も見据えて、制度を中立的なものにしておく必要があると思います。

制度が中立になった後で、やっぱり女性は専業主婦を選ぶということであれば、別に構わないと思います。共働きでなくてはいけませんということはいえない。しかし、とにかく制度は中立にして、それに基づいて人々が自由に選択できるようにしておくことが必要だと思います。

岩本 いま小塩さんがまとめてくださったように、経済学者が着目するのは、人々がどういうインセンティブに反応して行動するかということであって、その点に経済学者は特に強い関心をもって政策をいろいろと議論しているということ、読者はこの座談会から読み取っていただけたら幸いです。そういった経済学者の観点に立った研究成果がもっと政策に取り入れられていくことを望みたいです。

また、この座談会で今後の研究の示唆となる重要なポイントがいくつか指摘されたと思います。これからの研究において、そうしたポイントについてあらたな進展が見られることを期待して、今日の座談会を締めくくらせていただきたいと思います。

(この座談会は、2001年10月22日に本研究所の会議室で開催されました——編集部)

## 注

- 1) Shimono Keiko and Toshiaki Tachibanaki (1985) "Lifetime Income and Public Pension," *Journal of Public Economics*, Vol. 26, pp. 75-87.
- 2) 照山博司・伊藤隆敏 (1994) 「みせかけの不平等と真の不平等——重複世代モデルによるシミュレーション分析」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会, pp. 279-320.
- 3) 岩本 (2000)。文献リスト参照。
- 4) Ohtake, Fumio and Hisaki Yamaga (2002) "The Effects of Old-age Pension System for Active Employees on Labor Supply of Elderly Male Workers," 内閣府国際フォーラム報告論文。
- 5) NBER (全米経済研究所) が主催している "International Social Security" というプロジェクト。1冊目の報告書は J. Gruber and D. Wise eds. (1999) *Social Security and Retirement around the World*, The University of Chicago Press として刊行済み。2冊目の報告書が同出版社より刊行されつつある。
- 6) 木村陽子 (1994) 「60歳台前半層の就業問題」『日本労働協会雑誌』第414号。
- 7) B. Douglas Bernheim, Jonathan Skinner and Steven Weinberg (2001) "What Accounts for the Variation in Retirement Wealth among U. S. Households?" *American Economic Review*, Vol. 91, pp. 832-857.
- 8) 小塩隆士 (2001)。論文リスト参照。
- 9) Martin Feldstein (1974) "Social Security,

Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 82, pp. 905-926.

- 10) 社会保険庁「公的年金加入状況等調査」。
- 11) 高山憲之・山口光太郎 (1999) 「4%掛金建て私的年金の導入効果」、『オペレーションズ・リサーチ』, Vol. 44, No. 9.
- 12) 橋本俊詔 (2000) 『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社。
- 13) 高山 (1999)。論文リスト参照。
- 14) 政策構想フォーラム (2001) 「年金改革への道筋」。

## 付録 論文リスト

### 世代間分配

- 宮里尚三 (1998) 「世代間再分配政策と世代間負担」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 203-211。
- 寺井公子 (1999) 「社会保障制度と消費の世代間分配」『日本経済研究』第39号, pp. 21-34。
- 小口登良・八田達夫 (2000) 「1999年政府年金改革案の評価」『日本経済研究』第40号, pp. 1-18。
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子 (1998) 「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 155-164。
- 吉田 浩 (1998) 「世代会計による日本の政府債務」『経済研究』第49巻第4号, pp. 327-335。
- 麻生良文 (2000) 「公的年金の所得移転——「5つの選択肢」と1999年度改正案」『経済研究』第51巻第2号, pp. 152-161。
- 上村敏之 (2001) 「公的年金の縮小と国庫負担の経済厚生分析」『日本経済研究』第42号, pp. 205-227。

### 公的年金と世代内の再分配

- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸・上野 大・久保克行 (1990) 「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」『経済企画庁『経済分析』第118号, pp. 1-73。
- 井堀利宏 (1998) 「租税構造における年金課税の意義と効果」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 143-154。
- 大竹文夫・斉藤 誠 (1999) 「所得不平等化の背景とその政策的含意——年齢階層内効果, 年齢階層間効果, 人口高齢化効果——」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp. 65-76。
- 八田達夫・木村陽子 (1993) 「公的年金は、専業主婦世帯を優遇している」『季刊社会保障研究』第29巻第3号, pp. 210-221。
- 大竹文雄・斉藤 誠 (1996) 「人口高齢化と消費の不平等度」『日本経済研究』第33号, pp. 11-37。
- 浜田浩児 (1999) 「在職老齢年金制度の所得再分配効果」『季刊社会保障研究』第35巻第2号, pp.

208-220。

### 年金と就業

- 安部由起子(1998)「1980~1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」『日本経済研究』第36号, pp. 50-82。
- 小川 浩(1998)「年金・雇用保険改正と男性高齢者の就業行動の変化」『日本労働研究雑誌』第461号, pp. 52-64。
- 大石亜希子・小塩隆士(2000)「高齢者の引退行動と社会保障資産」『季刊社会保障研究』第35巻第4号, pp. 405-419。
- 阿部正浩・山田篤裕(1998)「中高齢期における独立開業の実態——「高齢期における独立・自営支援に関する調査」結果から——」『日本労働研究雑誌』第452号, pp. 26-40。
- 岩本康志(1998)「2020年の労働力人口」『経済研究』第49巻第4号, pp. 297-307。
- 大橋勇雄(1998)「定年退職と年金制度の理論的分析」『日本労働研究雑誌』第456号, pp. 11-20。
- 小川 浩(1998)「年金が高齢者の就業行動に与える影響について」『経済研究』第49巻第3号, pp. 245-258。
- 清家 篤・山田篤裕(1998)「引退決定過程に及ぼす社会保障・雇用制度の影響にかんするハザード分析」『三田商学研究』第41巻第4号, pp. 115-144。
- 安部由起子(1999)「女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp. 77-95。
- Yashiro, Naohiro and Takashi Oshio(1999) "Social Security and Retirement in Japan," in Gruber and Wise eds., *Social Security and Retirement Around the World*, Univ. of Chicago Press, pp. 239-267.
- 岩本康志(2000)「在職老齢年金制度と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』第35巻第4号, pp. 364-376。

### 年金とマクロ経済

- 麻生良文(1997)「少子化対策は年金負担を軽減するか」『人口問題研究』第53巻第4号, pp. 32-48。
- 八代尚宏・小塩隆士(1997)「高齢化の経済分析(分析1)」『経済分析』(経済企画庁経済研究所)第151号, pp. 1-78。
- Wakabayashi, Midori(2001) "Retirement Saving in Japan: With Emphasis on the Impact of Social Security and Retirement Payments," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 15, pp. 131-159.
- 岩田一政(1997)「日本とアメリカの公的年金制度と民営化と経済厚生」『季刊社会保障研究』第33

巻第2号, pp. 149-156。

- 中山光輝(1997)「個人の貯蓄行動と公的年金制度の経済効果」『ファイナンシャル・レビュー』第44号, pp. 73-112。
- 小塩隆士(2001)「育児支援・年金改革と出生率」『季刊社会保障研究』第36巻第4号, pp. 535-546。

### 年金の財政方式

- 小塩隆士(2000)「不確実性と公的年金の最適規模」『経済研究』第51巻第4号, pp. 311-320。
- 浜田浩児(1998)「インフレ・リスク, 高齢化と公的年金, 個人年金の機能」チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 浜田浩児編『日米家計の貯蓄行動』日本評論社, pp. 135-174。
- Kato, Ryuta(1998) "Transition to an Aging Japan: Public Pension, Savings, and Capital Taxation," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 12, pp. 204-231.
- 翁 百合(1998)「金融市場の側面からみた公的年金民営化の検討」『Japan Research Review』第8巻第6号, pp. 6-40。
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子(1998)「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 155-164。
- 八代尚宏・小塩隆士(1998)「厚生年金財政の将来とスライド制」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 133-142。
- 牛丸 聡・荒木万寿夫・木滝秀彰・吉田充志・伊藤 寛・飯山養司(1998)『新たな基礎年金の構築に向けて』経済企画庁経済研究所。
- 小塩隆士(1999)「年金民営化の経済厚生分析」『日本経済研究』第39号, pp. 1-20。
- 高山憲之(1999)「公的年金をめぐる争点」『BUSINESS REVIEW (一橋大学)』第47巻第1号, 千倉書房, pp. 1-32。
- 高山憲之・山口光太郎(1999)「年金財政の将来予測」『経済研究』第50巻第3号, pp. 249-258。
- 高山憲之(2000)「日本の年金政策」『経済研究』第51巻第4号, pp. 301-310。

### 年金市場と逆選択, 国民年金の未加入問題

- 田近栄治・林 文子(1996)「個人年金市場と逆選択——国民年金基金のケース——」『経済研究』第47巻第3号, pp. 217-228。
- 鈴木 亘・周 燕 飛(2001)「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』第42号, pp. 44-60。
- 小椋正立・角田 保(2000)「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」『経済研究』第51巻第2号, pp. 97-110。
- 田近栄治・林 文子(1995)「個人年金の収益率——国民年金基金, 簡易年金および生命保険会社の個人年金の比較——」『季刊社会保障研究』第

31 卷第 2 号, pp. 151-164。

小西秀樹 (1998) 「年金制度の経済理論：逆選択と規模の経済」大槻幹郎・小川一夫・神谷和也・西村和雄編『現代経済学の潮流 1998』東洋経済新報社, pp. 111-157。

浜田浩児 (1998) 「インフレ・リスク, 高齢化と公的年金, 個人年金の機能」チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 浜田浩児編『日米家計の貯蓄行動』日本評論社, pp. 135-174。

阿部 彩 (2001) 「国民年金の保険料免除制度改正」

『日本経済研究』第 43 号, pp. 134-154。

\* 以上の論文リストは, 主に 1998 年 9 月から 2001 年 8 月にかけて刊行された論文の中から, 本座談会参加者が精選し作成したものである。

(いわもと・やすし 京都大学経済研究所  
助教授)

(おおたけ・ふみお 大阪大学社会経済研究所  
教授)

(おしお・たかし 東京学芸大学助教授)



## 法学からみた年金研究の現在

菊池 馨 実

### I はじめに

本稿に与えられたテーマは、表記の通り「法学からみた年金研究の現在」である。基本的には、法学分野における最近の研究業績のサーベイが求められているものと、筆者は理解している。ただし、そうした中で、取り上げるべき研究業績とは何か、その対象および範囲については、実はそれほど自明であるわけではない。そこで本論に入る前段階として、まず本稿の射程につき、いくつかの限定を付しておきたい。つまり、本稿での分析評価も、筆者が設定した分析枠組みの中でのそれにとどまるということである。もちろん、そうした限定付けは、おそらくは社会保障を主たる分析対象とする法学者にとっての最大公約数であると筆者が考えるものである。

第1の限定は、あくまで「研究」のサーベイであることからくるものである。ここから、特段の分析視角をもたないいわゆる「制度解説」的なものは除外される。

第2の限定は、「法学」分野からの年金研究であることからくるものである。実は、この側面からの文献の絞り込みは容易でない。「法学」的視点とは何かがそれほど明白でないからである。もっとも典型的には、後述する判例研究にみられるような「法解釈論」的分析が挙げられるだろう。これに対し、最近、法政策学あるいは政策法学といわれる分野が台頭しているように、法的紛争の個別的解決ではなく、特定の立法あるいは政策のあり方を論じることも、「法学」的分析の一環であるとの理解が一般化している。しかし、こうし

た制度論ないし政策論は、法学の視点からのみ展開されているわけではない。経済学・財政学をはじめとする他の学問領域からのアプローチが存在するほか、むしろこれらの視点を有機的に結合させることによってこそ、よりよき制度論ないし政策論の展開が可能であるとの側面もある。

本稿では、さしあたり法学者による年金研究といういわば属人的な限界を設定しつつ、その法学者の枠の中に、民間シンクタンク研究者などによる法学的視点を踏まえた研究業績なども加味するとの限定を付すことにした。このほか、制度論ないし政策論的研究としては、最近、厚生労働官僚などの行政実務家による論考が目を惹く（例えば、宇野，2000，植村，2001など）。しかし、本稿ではあくまで、法学研究者による年金研究の到達点を明らかにするとの視角から、これらについては取り上げないこととした。

第3の限定（むしろ「限界」といった方が適切であろう）は、筆者の専門分野が法学の中でも「社会保障法」と呼ばれる分野であることからくるものである。社会保障法では、基本的に社会保障制度の一環としての年金制度（あるいは関連制度としての企業年金制度）に焦点を当て、主として給付と負担のあり方（とりわけ前者）につき論じてきた。これに対し、税制や資産運用などの側面は、むしろ税法や信託法、金融法といった他の法領域に委ねてしまいがちであった。したがって、専門を異にする筆者がこれらの他領域における研究業績をサーベイしきれていない可能性がある。

本稿では、『法律時報』（日本評論社）掲載の文献月報と、『日本労働研究雑誌』（日本労働研究機構）掲載の文献目録（いずれも月刊）から、1998

年1月号以降2001年11月号までに掲載された文献をベースとし、適宜筆者が知る範囲での文献を追加する形で、サーベイを行った。

## II 法学分野における最近の年金研究

次に、上記の枠組みの中での最近の年金研究の動向につき、その概略を紹介しておきたい。その際、社会保障制度の一環としての公的年金に限定せず、企業年金にも射程を広げることとする。その理由は、①厚生年金基金にみられるように、公的年金と私的年金との区別は絶対的なものではなく連続的相対的なものであること(堀, 1997c)、②他方、企業年金は、保険者たる政府からの給付とは異なる退職給付としての性格を有し、受給権保護の問題など、法律論に比較的馴染み易く、一定の研究蓄積がみられること、による。なお、以下での紹介は、各文献での独創的な視点や、取り上げられた主たる論点に着目したものであり、例えば、「女性と年金」というテーマに関する文献が他にみられないという趣旨ではない。また刊行時期の限定を付しているため、それ以前における当該分野での重要な法学文献を取り上げていない場合がある点に留意していただきたい。

### 1 研究論文など

#### (1) 外国法研究

公的年金につき、菊池(馨)(1998)は、前史以来のアメリカ社会保障制度史を、その中核である年金保険を中心としたものである。その歴史的展開過程を跡付けることにより、年金政策策定にあたっての規範的指針となるべき原理の抽出を試みている。

緒方(2000)は、社会保険非適用限度内就業にかかわる1999年ドイツ社会法典の改正と意義につき論じている。田中(耕)(2000)は、介護保険と年金との制度間連携につき、ドイツの政策を分析している。

企業年金については、2001(平成13)年のいわゆる企業年金二法の制定とも関連して、受給権保護や確定拠出年金のいわば先達として、アメリカ

に関する研究が数多くみられる。企業年金に関する法規制を行う従業員退職所得保障法(ERISA)における受給権保護の仕組みにつき分析するものに、國武(1997)があり、わが国で確定拠出年金の代名詞ともなった401(k)を中心とした法制を分析するものに、森戸(2000)がある。

年金信託法制の観点から、ERISAにおける受認者の義務を扱うものとして、芹澤(1999)があり、401(k)の投資規制に関わる裁判例を素材として論じている。行澤(1997, 2000b)も、受認者の義務に関するアメリカ連邦裁判所の判例研究である。

小櫻(1999)は、ERISAにおける訴訟上の救済方法を規定した502条をめぐる判例理論の分析を行っている。ERISA上、年金とは異なる扱いがなされる福利厚生給付の観点から、医療給付にかかる使用者側の改廃権(権限留保条項)をめぐるアメリカの判例法理を分析するものに大原(1999)があり、佐藤(敬)(2001)も福利厚生給付一般の観点からこの点に触れている。

このほか企業年金に関しては、フランスの補足退職年金制度に関する分析として、加藤(1997)がある。

#### (2) 年金制度の枠組み論

年金制度の基本的な枠組みをめぐることは、国際的にみても見直しの潮流がみられ、わが国でも経済学などの分野から、特に報酬比例部分のあり方(いわゆる廃止・民営化、完全積立方式化)につき議論がなされている。しかし、法学分野でこうした議論はあまり盛んではなかった。そうした中で、堀(1997a)第8章、第9章が、経済学等の議論を強く意識した政策論的視角から詳細な議論を展開することにより、完全積立方式化、二階建て部分の廃止・民営化に反対している。森戸(2001b)も、厚生年金保険の積立方式移行論や民営化論への否定的評価を行っている。他方、菊池(馨)(2000)(菊池(馨), 1999a, 1999b)に初収)第5章では、憲法13条に基盤をおく「自由」基底的社会保障法理論の観点から、報酬比例年金への加入強制に疑問を呈するとともに、老後所得保障における公的年金の守備範囲を現行の基礎年

金水準より高く設定した基礎的定額部分に限定すべきことを主張する。また同様に個人に軸をおく規範的観点から、「選択」「参加」といった価値を尊重し、「負担」の問題に配慮した年金制度像を描き出している。

このほか、社会連帯原理からみた年金制度のあり方につき論じたものに、高藤(1998)がある。田中(清)(2000)は、厚生年金保険のほか、政管健保・労災保険・雇用保険を含めた保険料徴収一元化をめぐる、その実現可能性と課題につき論じている。

### (3) 年金給付の法的構造論

太田(1999)は、社会保障制度における給付の仕組み全般を、年金各法をはじめとする個別法毎に、特に「給付の始期」という視点に着目しながら本格的に解明したものである。堀(2001b)も、年金をはじめとする社会保障給付につき主体論(受給主体・支給主体・サービス提供主体)、給付をめぐる権利(申請権・請求権・受給権)の性格などにつき論じている。岩村(2001b)は、支給要件と支給手続という分析軸から、年金保険のほか労働保険や児童手当等を含めた所得保障法の給付の法的構造を論じている。

### (4) 財源論

最近、社会保障の財源論をめぐる活発な議論が展開されている。この議論は、個別の適用場面では基礎年金の税方式化などを主として念頭に置くものであるため、年金研究の一環として取り上げておく必要があると考えられる。

法学者の中では、社会保障の財源を税に求めるか社会保険料に求めるかによって、その規範的意味内容は異なると捉え、社会保険の仕組みを積極的に支持する見解が近時有力である(反対に、制度財源を保険拠出に求めるか税方式によって賄うかは社会保障法にとって技術的なものに過ぎないとする従来の有力説を支持するものとして、菊池(高),1998)。具体的には、負担と受益が保険集団の構成員に限定された政治システムという社会保険の性格に着目し、いわゆる保険者自治の機能に積極的な意義を見出す見解(倉田,1999,太田,1998)、拠出と給付との対価的な関係が、わが国

が依拠する市場経済の原理に、より整合的であるとして積極的に評価する見解(堀,1997a,最高裁判所も給付と拠出の牽連性に有意な解釈を行っていることにつき2参照)、社会保障法領域における中核的法主体である自立的主体的人間像には社会保険のシステムが馴染みやすいとする「自由」基底的社会保障法理論からの見解(菊池(馨),2000)などがある(菊池(馨),2001a)。また憲法84条の租税法律主義の観点から、税方式の難点を指摘する見解もある(倉田,1999)。包括的な政策論的検討として、堀(1997a)は、原理・制度面、財源面、サービス面の各項目について、理論面と現実面の双方の観点から比較した上で、社会保険方式を支持している。

なお社会保険給付の対価性については、太田(1999)が、経済学等も含めた膨大な従来の議論を網羅しつつ、結論的に、「緩やかな交換」の観念を「共済」に、ひいては社会保険にも想定できるとし、「社会保険給付の対価性」を語り得る可能性が示唆されると論じている。

他方、基礎年金の税方式化を明言するものとして、本沢(1998)がある。小島(2001)は、社会保険方式と税方式との対立を、「原理」「理念」「技術」「実現可能性」「実利」の5点から整理している。

### (5) 個別の論点

#### ①年金水準

堀(1998)は、法学的観点からみた年金水準につき、特に自営業者単身世帯の年金が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに足りなくとも、直ちに憲法25条1項違反となるものではない旨、また制度改正による水準の引下げも、(i)合理的な理由に基づくこと、(ii)必要最小限度のものであること、(iii)既得権や期待権をできるだけ尊重すること、(iv)急激な変化のないよう経過措置を設けるなどの配慮をすること、という要件の下で、憲法25条2項違反にならない旨論じている。憲法25条1項、2項違反をめぐる法律論は、報酬比例年金の廃止・民営化論との関連も含めて、岩村ほか(1998)でも議論されている。大場(2000)は、菊池(馨)(1999a)での報酬比

例年金への加入強制廃止論に反対し、そうした措置は憲法 25 条 2 項に違反し許されないと明言する。

## ②女性と年金

堀 (1997 a) は、政策論的視角から、いわゆる第 3 号被保険者制度を維持すべきことを主張する。さらに遺族年金廃止論を批判しつつも、将来における夫婦間での年金権の分割を射程においた議論を展開している。本沢 (1998) は、民法の視点も踏まえながら、1985 (昭和 60) 年改正に伴う女性の年金権の法的性質の変化を指摘するとともに、離婚時における報酬比例年金にかかる年金権ないし期待権の財産分与、夫の死亡時における夫婦の年金権の清算 (遺族年金廃止) などを主張する。竹中 (2001) は、基礎年金と報酬比例年金の性格の相違を強く意識しながら、専業主婦を含む全ての国民が基礎年金制度に応能負担を行う方向性を支持する。また遺族年金は将来的には廃止が望ましいけれども現実的には当面存続せざるを得ないとする一方、離婚時の年金受給権の分割を主張する。このほか、第 3 号被保険者制度を廃止し、新たに保険料負担を課すべきことを主張するものとして、良永 (1997) がある。

なおジェンダーの視点から、年金を含む社会保障制度を法的に分析するものとして、浅倉 (2001) がある。

## ③非典型雇用と社会保険の適用

倉田 (2000) は、法解釈論の立場から、いわゆる非典型雇用に従事する短期・断続的雇用者への被用者保険の適用問題を論じ、国民の生活保障を目的とする社会保障法の観点からは、労働市場に対する中立性の確保という問題は、制度の合理性を考察する際の付随的な考慮要素にとどまるとする。実務上、1 日または 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の被用者の所定労働時間および所定労働日数のおおむね 4 分の 3 未満である場合、原則として厚生年金保険 (および健康保険) の被保険者として扱われないとの扱いにつき、緒方 (2000) は、月額 630 マルク以下の労働に従事する被用者につき事業主にのみ保険料を課すこ

ととした 1999 年ドイツ社会法典等改正を紹介し、社会保険の適用範囲と切り離された保険料納付義務との視角を提示している。これに関連して、年金に関するものではなく社会保険一般を扱うものではあるものの、津田 (2001) が、ドイツにおける Fremdlast (被保険者に本来的でない負担) の概念を扱っている。同論文は、法学的視角からみた財源論の展開可能性という点でも興味深い。

このほか派遣労働者への適用問題につき、水島 (1999) がある。

## ④高齢者雇用と年金

馬渡 (1998) は、現役高齢在職者への年金給付につき、生活自己責任 (自助) 原則と生存権保障の接点の問題として捉える。森戸 (2001 b) は、引退要件のあり方につき論じている。

## ⑤障害と年金

山田 (2001) は、障害年金を中心とする障害者の所得保障の観点から各制度の体系性に関わる問題や、障害年金における障害認定に関わる問題などを論じている。ここで指摘されているように、法的観点からは、2001 (平成 13) 年全国で訴訟提起に至ったいわゆる学生障害無年金問題が、今後重要な検討課題となろう。

## (6) 企業年金制度

企業年金に対する法学研究は、幾つかの観点からのアプローチがあり得る。まず、わが国では企業年金が歴史的に退職金の代替制度として発展し、実体としても退職金制度と密接に結びついていることから、労働条件規制 (労働法的規制) の視点を踏まえた受給権保護が論じられている。代表的なものとして、森戸 (1998) は、退職給付受給権のポータビリティの不十分さを指摘し、立法論的検討を行うとともに、退職給付制度の不利益変更の側面から、受給権保護の解釈論的限界を論じている。またアメリカの ERISA における企業年金の受給権保護を参照しながら、わが国のあり方を論じるものとして、ニッセイ基礎研 (1998) や、國武 (1997) がある。なかでも森戸も関与した前者は、在職中の退職給付受給権付与にまで踏み込んだ立法論的検討を行っている。さらに森戸 (2001 a) では、2001 (平成 13) 年のいわゆる企業

年金二法制定を受けて、厚生年金基金制度、適格年金制度、内部留保型退職金制度を企業型確定拠出年金制度に改編する際に生じる法律問題につき論じている。従来の議論のように一律に企業年金の「労働条件」性を論じるのではなく、制度を類型化し、労働条件の不利益変更に関する法理の適用の限界（外枠方式の厚生年金基金制度には及ばない）を示した点などが注目される。このほか、受給権保護のあり方を論じるものに、有田（1997）、高木（2000）、菊池（馨）（2001 b）、福利厚生制度の一環として、その受給権保護を論じるものに、佐藤（敬）（2000）、佐藤（敬）（2001）がある。森戸（2001 a）を除くと、2001（平成13）年企業年金二法制定前の論考であるけれども、例えば支払保証制度の整備など、同法で企業年金の受給権保護をめぐる課題が一応の解決をみたすまでは到底言えない以上、これら論考の意義は現在でもなお失われていない。なお同法による企業年金改革の背景・意義・将来的課題を論じるものとして、岩村（2001 a）、國武（2001）がある。

次に、税制面からのアプローチとして、佐藤（英）（1998）は、税制適格年金制度につき、損金算入要件、特別法人税、退職所得との課税の公平といった問題を論じている。ただし、特別法人税の問題については合理性を認めている。これに対し、増井（1998）は、特別法人税にかかる従来の廃止論・擁護論とは別の次元から、所得税モデルを用いて同税の立法趣旨を再検証している。

資産運用ないし受託者責任に関しては、神田（1998）が、1999（平成9）年に年金局長通知として出された「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の背景・概要・課題などを論じている。行澤（2000 a）は、2000（平成12）年年金資金運用基金法等いわゆる自主運用関連法、2001（平成13）年のいわゆる企業年金二法制定前の状況下で、資産運用者に対する信託義務概念の承認を主張している。また土浪（2001）は、同法による受託者責任の明文化を受けて、年金法制における運用機関としての生命保険会社の受託者責任の問題を詳細に論じている。

## （7） その他

以上述べた諸点を含め、包括的に公的年金制度の諸論点につき検討を行ったものに、堀（1997 a）がある。同書で展開される制度論・政策論は、必ずしも法学的視点からのみなされているわけではないものの、先にも触れたように経済学等の議論も強く意識されており、今回のサーベイにおける最も包括的な年金研究にかかる法学者の文献といえることができる。このほか公的年金制度における法解釈論上の個別論点を取り上げたものとして、阿部（1997）がある。

## 2 判例研究

法学における年金研究の一領域を占めるのが、現実の裁判例を分析評価の対象とする判例研究である。本稿で付した文献の刊行期間内において、公的年金および企業年金に関わる裁判例を題材とし、解釈論などを展開する文献として、参考文献に掲げたものがある。以下では、各判例研究での分析内容等を紹介するのではなく、各裁判例での主たる争点と裁判所の判断につき簡単に触れておくにとどめたい。

公的年金に関わるものとして、①は、1985（昭和60）年改正前の障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金と通算老齢年金との併給調整の合憲性などが争われた事案である。合憲とはされたものの、本来行われるべき支給停止が行われず4年間にわたり過払いが発生した部分につき、信義則の観点から、国がこの返還を求めることは著しく不当であるとの注目すべき判断を行った。

③は、いわゆる重婚の内縁関係が存在した場合における遺族厚生年金受給権の帰趨が争われ、特に法律上の妻との関係でいわゆる生計維持関係がなかったとして、同年金不支給処分が適法とされた事例である。既に最高裁のリーディングケース（最高裁昭和58年4月14日判決民集37巻3号270頁）が存在する配偶者該当性の判断ではなく、生計維持要件の判断に一事例を加えたものである。

⑥は、市の非常勤嘱託員が厚生年金保険の加入資格をもつにもかかわらず、区長らが被保険者資格取得に関する届出を怠ったことから、保険料未

納付期間に対応する厚生年金の受給権を取得できなかったとしてなされた損害賠償請求訴訟である。裁判所は、事業主による厚生年金保険法 27 条違反の届出義務違反行為は、当該労働者との間でも違法と評価されるとして、原告受給者側の請求を認める注目すべき判断を行った。

⑦・⑧は、不法行為により年金受給者が死亡した際、当該年金の逸失利益性を認め損害の範囲に含めることの可否に関する最高裁判決である。最高裁は、⑦で障害基礎年金および障害厚生年金の逸失利益性を認める一方、⑧では遺族厚生年金の逸失利益性を否定した。既に、恩給法に基づく普通恩給や退職共済年金、1985(昭和 60)年改正前の国民年金法に基づく老齢年金については、これを肯定する最高裁判例が出されていたところである(最高裁昭和 59 年 10 月 9 日判決判時 1140 号 78 頁, 同昭和 50 年 10 月 24 日判決民集 29 卷 9 号 1379 頁, 同昭和 50 年 10 月 21 日判決判時 799 号 39 頁, 同平成 5 年 9 月 21 日判タ 832 号 70 頁)。また⑧と同日言い渡しの最高裁判決(判時 1732 号 83 頁)は、恩給受給者の遺族に対して支給される扶助料につき、逸失利益性を否定した。注目すべきは、最高裁判所が、⑦の理由付けにおいて、障害年金の逸失利益性を肯定し、妻及び子の加給分につきこれを否定するに際し、主として保険料が拠出されたことに基づく給付であることに着目し、拠出された保険料との牽連性の有無により判断している点である。他方、⑧でも、「受給権者自身が保険料を拠出しておらず、給付と保険料との牽連性が間接的であるところからして、社会保障的性格の強い給付」であることを理由のひとつとして逸失利益性を否定し、同日言い渡しの前記最高裁判決でも、扶助料が全額国庫負担であり、社会保障的性格の強い給付であることを理由のひとつとしてこれを否定している(ただし、参考文献Ⅱ-1 関連の加藤(2001), 同Ⅱ-2 関連の菊池(高)(2000), 堀(2001)など、こうした理由付けには社会保障法学者からの批判も多い)。

⑩は、国民年金の併給調整に関わる処分の取消訴訟の土地管轄につき、県知事ないし社会保険事務所を、行政事件訴訟法 12 条 3 項の「事案の処

理に当たった下級行政機関」と認めた最高裁判決である。今後、この種の訴訟は、「下級行政機関」所在地の裁判所の管轄に服することになる点で、受給者側にとっては便宜であり、極めて重要な判決といえる。

次に、企業年金に関わるものとして、②は、財団法人が傘下の企業経営者を対象として運営する信託型年金制度において、予定利率の一方的引下げ(6.5%→4.5%)により年金を減額されることになった加入者からなされた損害賠償請求訴訟である(請求棄却)。(④は、銀行の退職年金(いわゆる自社年金)につき、退職金規定の所定額に上乘せして行っていた上積支給を一方的に打ち切った使用者の措置が有効とされた事例である。また⑨は、同じ銀行の業績がさらに悪化し、金融再生委員会から、金融整理管財人による業務および財産の管理を命じる処分を受けたことから、退職年金 3 ヶ月分相当の金員を支払って、退職年金の支給そのものを打ち切った事案である。裁判所は、本件退職年金が功労報償的性格の強いものであることを認めながらも、本件打ち切りが違法であり無効であると判示した。⑤は、厚生年金基金(総合型)の解散に伴い、負担金の拠出を余儀なくされた企業から、基金の理事に対してなされた損害賠償請求訴訟である(請求棄却)。基金設立事業所と基金理事らとの法律関係(直接の契約関係はない)につき判示されている。

### Ⅲ 法学における年金研究の位置付けと意義

#### 1 位置付け

I で述べた第 3 の限定(筆者の専門分野からくる限界)を意識しながらもあえて言えば、本稿で取り上げた諸文献の多くは、実定法学の一分野である社会保障法学を専攻する研究者の手によるものである。しかしながら、従来、社会保障法学においては、医療、社会福祉、それに労働法との境界領域である労災分野に研究の重点が置かれがちであり、年金分野における研究業績の数は格段に少なかった。その理由として考えられるのは、第 1 に、年金分野は長期の制度設計に関わることか

ら、経済的財政的視点を踏まえた分析が不可欠であり、自ずと経済学者等の議論を傾聴せざるを得なかったこと、第2に、金銭給付であることから、法律関係が基本的に保険者対受給権者ないし被保険者という公法上の二当事者関係と捉えられがちであり、サービス提供主体などが介在し多面的かつ複雑な法律関係とならざるを得ない医療・福祉分野と比べて研究者の関心を惹かなかつたこと、第3に、年金法は極めて技術的な性格をもち、例えば労災保険における業務上外認定のような、法解釈論の展開余地が大きく裁判例も数多い分野ではなかったこと、などである。このうち第2の点に関して言えば、年金における各当事者の法律関係を、年金積立金の管理運用の場面にまで広げれば、保険者・資産運用機関等も含めた多数当事者間の権利義務関係の解明という理論的課題が浮かび上がるのであるけれども、民法・信託法など他分野の専門知識を必要とすることが、社会保障法研究者による本格的アプローチを踏みとどまらせてきたものと推察される。またこのことと関連して、企業年金の受託者責任をめぐる議論など、その現実的な対処の必要や専門性の高さゆえに、法学研究者と比較して実務レベルでの研究が進んでいるとみられる分野もあるように見受けられる(例えば、厚生年金基金連合会、1998、2000など)。

## 2 意 義

しかしながら、こうした状況を前提としても、年金分野における法学研究が、制度論・政策論の展開にあたって貢献をなし得ないことを意味しない。本稿での検討からも、決して無視されるべきでない法学的視点の存在が明らかとなった。例えば、制度改革が支給水準の引下げをもたらすような場合、憲法25条1項および2項との関係で、合憲性の評価が必要となる。また社会保険料ではなくもっぱら税により財源を賄う制度を導入する際、租税法律主義を定めた憲法84条との関係を意識しなければならない。決して白地に制度を構築するのではなく、現行憲法体制の下、他の法制度との整合性を勘案しながら制度改革を進めてい

かざるを得ないとの側面を無視すべきではない。

判例などを素材とした研究による法解釈論の展開・緻密化も、個々の年金受給者等の個別具体的な紛争解決による権利保障に資するにとどまらない、以下のような積極的意義を有する。第1に、一般の行政実務ないし裁判実務に大きな影響を与える可能性がある。⑥や⑩の裁判例などがこれにあたる。第2に、今後の制度改革を論じるにあたっての有益な示唆となり得る。例えば、先に取り上げた企業年金に関わる諸判例は、今後益々重要性を増すと思われる受給権保護の問題と関連しており、各当事者の法律関係を一定程度明確化することにも寄与している。また逸失利益性に関わる一連の最高裁判決は、損害賠償法上の判断ではあるものの、社会保険における拠出と給付の牽連関係の存在を解釈論上有意に反映させている点で注目される。つまり法的観点からすれば、保険料と税はその法的性格を異にしているといえる。逆にいえば、いわゆる年金制度の税方式化に伴い、裁判所の判断に変更が加えられることが予想されるということでもある。

ただし、II 1(5)で取り上げたような個別論点になるほど、その分析にあたっては法学的視点にとどまらない多角的な視点から見た総合的な評価が必要となつてこよう。

## IV 今後の課題

IIIで述べたように、年金研究における法学的視点は有用である。ただし、今後の経済・資産運用環境の見通しや少子高齢化の進展に鑑みた場合、対保険者関係での受給権保護などにとどまらない、資産運用のあり方などを含めたより包括的な視点からの研究が求められよう。しかしながら、年金研究における法学的視点自体の限界もまた謙虚に認めなければならない。その意味では、今後ますます経済学等との学際的交流を図っていくことも有意義であろう。具体的には、今回の本誌による企画からさらに一步踏み込んで、II-1関連文獻で挙げた岩村他(1998)のような「対話」がもつとなされてよいと思われる<sup>1)</sup>。

## 注

1) 岩村他(1998) p. 90では、「法律家というのは、法的な立場での正当性の検討がその職分ですが、年金のように長期の設計にかかわる制度の問題については、経済的な整合性の有無が最も重要な問題ですので、法律家は、謙虚に経済学者の長期的な見通しについて聞かなければいけないだろうと思います。」(西村発言)、「ただ、我々法律家の側から見ると、経済学者が理論のもとづいて作るモデルは非常に合理的であるだけに、現在の制度が持っているいろいろな前提条件や、制度をつくったときのいろいろな制約条件が、捨象されてしまっています。そのため、法律家は、経済学者の制度設計は、きれいであるだけに、逆に、それを現実化するのはかなり難しいと受け止めがちです。したがって、これからは、法律学と経済学とがいろいろな形で意見を交換して、制度設計を考えるのが望ましいのでしょ……」(岩村発言)と述べられている。

## 参考文献

## I 関連

- 植村尚史(2001)「世代間の公平を巡る議論への一視点」『社会保険旬報』No. 2100。  
 宇野 裕(2000)「年金制度はいかに改革されるべきか(上)(中)(下)」『社会保険旬報』No. 2077, 2080, 2083。  
 増田雅暢(2000)「社会保障の財源のあり方」『季刊社会保障研究』Vol. 36, No. 1。

## II-1 関連

- 浅倉むつ子(2001)「社会保障とジェンダー」日本社会保障法学会編『21世紀の社会保障法(講座社会保障法第1巻)』, 法律文化社。  
 阿部泰隆(1997)「年金不支給裁定の取消しと遅延利息」『法律時報』Vol. 69, No. 8。  
 有田謙司(1997)「退職金・企業年金と受給権の保護」河野正輝・菊池高志編『高齢者の法』, 有斐閣。  
 岩村正彦他(1998)岩村正彦・清家篤・西村健一郎「鼎談・公的年金制度改革」『ジュリスト』No. 1146。  
 岩村正彦(2001 a)「新時代を迎える企業年金法」『ジュリスト』No. 1210。  
 ———(2001 b)「所得保障法の構造」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 太田匡彦(1998)「社会保険における保険性の在処をめぐって」『社会保障法(日本社会保障法学会誌)』No. 13。  
 ———(1999)「権利・決定・対価(1)(2)(3)」『法学協会雑誌』Vol. 116, No. 2, 3, 5。  
 大原利夫(1999)「米国における退職者医療給付改

- 廃権をめぐる判例法理の動向(上)(下)」『労働法律旬報』No. 1451, 1452。  
 大場敏彦(2000)「年金制度改革の課題」『季刊労働法』No. 192。  
 緒方桂子(2000)「社会保険非適用限度内就業と社会保険財政の問題(1)(2・完)」『賃金と社会保障』No. 1275, 1276。  
 加藤智章(1997)「フランスにおける補足退職年金制度の位置づけ」『季刊社会保障研究』Vol. 33, No. 2。  
 ———(2001)「社会保障制度における生活保障と所得保障」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 神田秀樹(1998)「厚生年金基金の受託者責任ガイドライン」『ジュリスト』No. 1128。  
 菊池高志(1998)「社会保障年金制度の将来課題」『ジュリスト』No. 1146。  
 菊池馨実(1998)『年金保険の基本構造』, 北海道大学図書刊行会。  
 ———(1999 a)「社会保障の法理念と年金制度の基本枠組み」『阪大法学』Vol. 49, No. 1。  
 ———(1999 b)「年金保険における法主体とあるべき制度像」『社会保障法(日本社会保障法学会誌)』No. 14。  
 ———(2000)『社会保障の法理念』, 有斐閣。  
 ———(2001 a)「社会保険か税か」『法学教室』No. 251。  
 ———(2001 b)「加入者の視点からみた企業年金のあり方」佐藤進・齋藤修編集代表『現代民事法学の理論・上巻(西原道雄先生古稀記念論文集)』, 信山社。  
 國武輝久(1997)「企業年金と受給権保護」『季刊社会保障研究』Vol. 33, No. 2。  
 ———(2001)「企業年金制度」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 倉田 聡(1999)「社会保険財政の法理論」『北海道大学法学研究』Vol. 35, No. 1。  
 ———(2000)「短期・断続的雇用者の労働保険・社会保険」日本労働法学会編集『労働市場の機構とルール(講座21世紀の労働法第2巻)』, 有斐閣。  
 小島晴洋(2001)「基礎年金の制度設計」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 小櫻 純(1998)『退職後所得保護の法理』, 滋賀大学経済学部研究叢書 No. 29。  
 ———(1999)「年金訴権」『信託』No. 200。  
 坂本重雄(2000)「公的年金制度の改革と今後のあり方」『季刊労働法』No. 192。  
 佐藤敬二(2000)「福利厚生施策と受給権保護の課題」日本労働法学会編集『健康・安全と家庭生活(講座21世紀の労働法第7巻)』, 有斐閣。



- (2001) 「福利厚生を受給権保護に向けて」『立命館法学』No. 271=272。
- 佐藤英明 (1998) 「企業年金と課税」『ジュリスト』No. 1128。
- 芹澤英明 (1999) 「年金信託の社会的機能」『ジュリスト』No. 1164。
- 高木紘一 (2000) 「退職金・企業年金・賞与」日本労働法学会編集『賃金と労働時間 (講座 21 世紀の労働法第 5 巻)』, 有斐閣。
- 高藤 昭 (1998) 「年金制度改革の基本的視点, 論点と将来展望」『法律のひろば』Vol. 51, No. 4。
- 竹中康之 (2001) 「公的年金と女性」日本社会保障法学会編『所得保障法 (講座 社会保障法第 2 巻)』, 法律文化社。
- 田中耕太郎 (2000) 「年金と介護保険との制度間連携」『季刊年金と雇用』Vol. 18, No. 4。
- 田中清定 (2000) 「行政改革と公的保険一元化」『関東学園大学法学紀要』No. 21。
- 津田小百合 (2001) 「ドイツ社会保険法制における財政負担に関する法的問題」『京都大学社会システム研究』No. 4。
- 手塚和彰 (1998) 「年金政策論ノート (1)」『千葉大学法学論集』Vol. 12, No. 4。
- 土浪 修 (2001) 「年金法制における運用機関の受託者責任と生命保険会社」『ニッセイ基礎研究所報』Vol. 19。
- ニッセイ基礎研究所 (1998) 「在職中の労働者に対する退職給付 (退職金・企業年金) の受給権の付与」 (退職給付の受給権に関する研究会報告書)。
- 堀 勝洋 (1997 a) 『年金制度の再構築』, 東洋経済新報社。
- (1997 b) 『現代社会保障・社会福祉の基本問題』, ミネルヴァ書房。
- (1997 c) 「年金における公私の境界」『季刊社会保障研究』Vol. 33, No. 2。
- (1998) 「高齢社会における年金」『民商法雑誌』Vol. 118, No. 4=5。
- (2001 a) 「基礎年金を巡る諸問題」『季刊年金と雇用』Vol. 19, No. 4。
- (2001 b) 「社会保障の給付」日本社会保障法学会編『21 世紀の社会保障法 (講座 社会保障法第 1 巻)』, 法律文化社。
- 増井良啓 (1998) 「退職年金等積立金に対する法人税の立法趣旨をめぐって」『季刊社会保障研究』Vol. 34, No. 2。
- 馬渡淳一郎 (1998) 「年金制度改革と高齢者雇用」『法律のひろば』Vol. 51, No. 4。
- 水島郁子 (1999) 「派遣労働者の労働・社会保険をめぐる課題」『法律のひろば』Vol. 52, No. 3。
- 本沢巳代子 (1998) 「女性と年金制度」『法律のひろば』Vol. 51, No. 4。
- 森戸英幸 (1998) 「退職給付の受給権保護」『ジュリスト』No. 1128。
- (2000) 「アメリカ企業年金法制の現状と課題」清家篤・岩村正彦編『年金制度改革の論点』, 社会経済生産性本部生産性労働情報センター。
- (2001 a) 「企業年金制度の改編に伴う法的問題」『ジュリスト』No. 1210。
- (2001 b) 「厚生年金保険の現状と課題」日本社会保障法学会編『所得保障法 (講座 社会保障法第 2 巻)』, 法律文化社。
- 行澤一人 (1997) 「ERISA における年金資産の分散投資義務」『商事法務』No. 1478。
- (2000 a) 「米国において年金資産を取り扱うブローカー, ディーラーの受託者としての地位——証券法規制と ERISA の交錯——」『神戸法学雑誌』Vol. 49, No. 3。
- (2000 b) 「米国で年金資産を取り扱うブローカー, ディーラーの受託者としての地位」『商事法務』No. 1563。
- 良永彌太郎 (1997) 「高齢者所得補償の費用負担」河野正輝・菊池高志編『高齢者の法』, 有斐閣。

## II-2 関連

- ①東京地判平成 9 年 2 月 27 日判決 (判時 1607 号 30 頁)  
木村茂喜 (1998) 『法政研究』Vol. 64, No. 3。  
小林 武 (1998) 『判例時報』No. 1621。
- ②東京地裁平成 9 年 3 月 24 日決定 (判時 1627 号 112 頁)  
星野 豊 (2000) 『ジュリスト』No. 1170。
- ③東京地裁平成 10 年 3 月 25 日判決 (判タ 987 号 165 頁)  
大原利夫 (2000) 『法学志林』Vol. 98, No. 1。
- ④大阪地裁平成 10 年 4 月 13 日判決 (労判 744 号 54 頁)  
有田謙司 (1999) 『ジュリスト』No. 1157。  
大内伸哉 (1999) 『ジュリスト』No. 1154。  
中原正人 (1999) 『労働判例』No. 755。  
藤原稔弘 (1999) 『法律時報』Vol. 71, No. 12。
- ⑤大阪地裁平成 10 年 6 月 17 日判決 (質社 1255 号 66 頁)  
山田 哲 (1999) 『賃金と社会保障』No. 1255。
- ⑥京都地裁平成 11 年 9 月 30 日判決 (判時 1715 号 51 頁)  
津田小百合 (2000) 『民商法雑誌』Vol. 122, No. 3。  
永野仁美 (2001) 『季刊社会保障研究』Vol. 36, No. 4。  
原田啓一郎 (2001) 『法政研究』Vol. 67, No. 3。
- ⑦最高裁平成 11 年 10 月 22 日判決 (民集 53 卷 7 号 1211 頁)  
菊池高志 (2000) 『判例時報』No. 1718。  
水野 謙 (2000) 『法学教室』No. 236。  
南 敏文 (2000) 『判例タイムズ』No. 1033。

- 若林三奈 (2000) 『法律時報』 Vol. 72, No. 9。  
 ⑧最高裁平成 12 年 11 月 14 日判決 (民集 54 卷 9 号 2683 頁)  
 堀 勝洋 (2001) 『季刊社会保障研究』 Vol. 37, No. 2。  
 若林三奈 (2001) 『法学教室』 No. 248。  
 和波宏典 (2001) 『法律のひろば』 Vol. 54, No. 4。  
 ⑨大阪地裁平成 12 年 12 月 20 日判決 (労判 801 号 21 頁)  
 高木紘一 (2001) 『労働判例』 No. 806。  
 森戸英幸 (2001) 『ジュリスト』 No. 1212。  
 山田 哲 (2001) 『賃金と社会保障』 No. 1305。  
 ⑩最高裁平成 13 年 2 月 27 日決定 (民集 55 卷 1 号 149 頁)  
 岡田正則 (2001) 『法学教室』 No. 251。  
 \* (判時=判例時報, 判タ=判例タイムズ, 労判=労働判例, 賃社=賃金と社会保障, 民集=最高

裁判所民事裁判例集)

### III 関連

- 厚生年金基金連合会 (1998) 『厚生年金基金受託者責任ハンドブック (理事編)』 (受託者責任研究会)。  
 厚生年金基金連合会 (2000) 『厚生年金基金受託者責任ハンドブック (運用機関編)』 (受託者責任研究会)。  
 島崎謙治 (1999) 「厚生年金基金の資産運用をめぐる次の課題」 『季刊年金と雇用』 Vol. 18, No. 2。

[追記] 脱稿後, 校正段階で小櫻 (1998) に接した。株式議決権の行使, 年金保証制度 (PBGC), 開示制度, リライアンスディフェンス (受託者への専門家による助言), 年金権移転禁止条項などにつき論じた ERISA 研究論文集である (ただし非売品)。

(きくち・よしみ 早稲田大学助教授)

## 年金, 早期退職, 貯蓄

前 多 康 男  
桃 田 朗

### I はじめに

公的年金が人々の経済行動に及ぼす影響については、様々な分析がなされている。公的年金が拡充していくと、マクロ経済に色々な影響を及ぼすことが考えられるが、特に公的年金が人々の退職行動に及ぼす影響と公的年金が人々の貯蓄行動に及ぼす影響については、実証的な分析の蓄積が進んでおり、公的年金の拡充が人々の早期退職を促し、そのことが財政的な問題を引き起こしているという指摘や、公的年金の拡充が民間貯蓄を減少させているという指摘がなされている。

公的年金が退職行動に与える影響を考察したものに、Boskin (1977), Bazzoli (1985), Quinn (1977) などがある。これらは実証的な立場から公的年金による早期退職の発生を支持している。理論的な見地からこの問題を扱ったものとしては、Hu (1979) を挙げる事ができる。彼は、公的年金と退職行動を関係付けるものとして、労働供給の弾力性が重要な要素であるとしている。また、公的年金が貯蓄に与える影響に関する議論は、どのような環境を想定するかによって様々な結果が存在している。Barro (1974) のように遺産動機が利いているときには、貯蓄への影響は発生しない。一方、Feldstein (1974) は、公的年金の拡充によって、民間投資資金が公的年金に代替される効果と、退職時期が早まることで退職後の資金が増加することによる貯蓄増加の効果の関係によって、経済の貯蓄額が決定されるとする。なお、Feldstein は、実証的に民間投資資金が公的年金

に代替される効果の方が大きいと結論付けている。したがって、公的年金の拡充で経済の貯蓄額は減少することになる<sup>1)</sup>。

本論文では、世代重複モデルを用いて一般均衡モデルを構築し、公的年金が拡充していったときに、人々の退職行動がどのように変化するか、また経済全体での貯蓄がどのように変化するかを理論的に厳密に考察する。この研究は上に挙げたいくつかの先行研究を補完するものである。Hu (1979) は理論的に退職行動の分析を行っているが、そこでの結果は、公的年金の拡充によって経済の資本量が増加し、そのことが、利子率や賃金に複雑に影響を与え、結論として公的年金の拡充が、退職行動を抑制する可能性を示唆している。しかし、モデルが複雑なためそのメカニズムの解釈が困難になっている。われわれのモデルでは、単純な設定で同様の結果を導出しており、メカニズムの解釈を明瞭に行うことができる利点がある<sup>2)</sup>。また、同時に、経済の貯蓄額への影響も分析しており、公的年金の拡充が総貯蓄額を増加させる場合もあることが示されている。

Quinn (1977), Bazzoli (1985) では、退職行動を考えるとときに、健康状態についての考察も重要であることが指摘されている。このような研究結果を踏まえて、本論文では健康状態をモデルに明示的に取り入れて分析を行っている。公的年金としては、賦課方式の年金を考え、退職することによって年金が支給されるものと設定した。

本論文で得られた結果は以下のように要約できる。第一に、公的年金の拡充が必ずしも退職行動を促すことにはならないことが分かった。公的年金

金の支給額の保険料に対する比率を年金の収益率と定義すると, この公的年金の収益率が貯蓄の利子率に比べて十分に小さいときには, 年金の拡充が退職行動を抑制する可能性があることが示される。第二に, 貯蓄については, 公的年金の拡充が老年世代の早期退職を促す時には, 総貯蓄額を増加させる場合もあることが分かった。

賦課方式の公的年金の収益率は, 各個人が支払った保険料総額と受け取る年金額の比率で計算できるが, この率は賦課方式の場合では, 年金の保険料を払っている人の数と年金を受け取っている人の数の比率に関連づけることができる。年金の保険料を払っている人の数が年金を受け取っている人の数に比べて多ければ, 公的年金の収益率は大きくなる。また, 逆に, 年金の保険料を払っている人の数が年金を受け取っている人の数に比べて少なければ, 公的年金の収益率は小さくなる。このモデルでは, 私的な貯蓄の収益率は外生的に与えている。したがって, 公的年金が拡充していったときに, 早期退職が起こるかどうかが, また, 経済全体の貯蓄額が減るのかどうかは, 公的年金の収益率がどのような水準にあるか, またはどのように変化するかが重要な要因になるが, 全体の人口が固定されているので, 老人の中で退職している人と働いている人の割合が, 公的年金の収益率を決定することになり, その割合が, マクロ経済に影響を与えることになる。

## II モデル

### 1 基本モデル

各期に  $[0, 1]$  の連続体で個人が生まれ 2 期間生きる世代重複モデルを考える。各個人は若年期は全員が健康であるが, 老年期では, さまざまな健康状態になるものとする。老年期の健康状態を  $h (0 \leq h \leq 1)$  で表現する。この  $h$  は各期に生まれる個人に対して一様に分布するものとし,  $h$  の値が大きい人ほど健康であるとする。つまり,  $h=0$  である個人が世代の中で最も不健康であり,  $h=1$  である個人が世代の中で最も健康的であることになる。各個人はこの  $h$  の値以外は同質的で

あるとする。また, このモデルでは, 老年期の健康状態は若年期に分かっており, 健康状態に関する不確実性は存在しない。財は 1 種類存在し, この財の消費から効用を得るが, 若年期から老年期に財の貯蓄を行うことができる。この貯蓄技術の収益率を  $1+r$  で一定とする。若年期には全員が非弾力的に労働を提供し  $w_1$  の賃金を得る。老年期には, 働き続けるか退職するかを選択することができ, 働き続けた場合は  $w_2$  の賃金を得るが, 退職した場合には賃金の代わりに年金を受け取ることになる。年金制度は賦課方式とし, 若者から  $a$  単位の財を保険料として一括で徴収し, 退職している老人に  $b$  単位の財を一括で支給するものとする。年金保険料  $a$  の値で年金の拡充度を表すことにし, この年金の拡充度が変化したときに, 経済にどのような変化が生じるかを調べることになる。後で,  $a$  の値と  $b$  の値が均衡で正の相関関係にあることが示されるので, 年金保険料で年金の拡充度を表すことは妥当であることが分かる。

若年期の消費を  $c_1$ , 老年期の消費を  $c_2$ , 老年期の余暇を  $l$  とした場合の, 健康水準が  $h$  の個人の効用水準を,

$$u(c_1) + \beta u(c_2) + v(l, h)$$

で表すものとする。関数  $u: \mathbb{R}_+ \rightarrow \mathbb{R}$  は 2 回微分可能とし,  $u' > 0$ ,  $u'' < 0$ ,  $\lim_{c \rightarrow 0} u'(c) = \infty$ ,  $\lim_{c \rightarrow \infty} u'(c) = 0$  を仮定する。関数  $v$  の 1 番目の変数は  $\{0, 1\}$  の値しか取らないのであるが<sup>3)</sup>, 便宜上,  $[0, 1]$  上で定義されているものとする。つまり, 関数  $v$  は  $v: [0, 1]^2 \rightarrow \mathbb{R}$  とし連続微分可能とする。すべての  $h \in [0, 1]$ ,  $l \in [0, 1]$  に対して  $v_l$  および  $v_h$  は正值であることを仮定する。また, 余暇の増加から得られる限界効用が, 健康状態が悪い人の方が大きいことを仮定する。つまり,  $v_{lh} < 0$  を仮定する。これは, 健康状態の悪いときに余暇の欲求が増加することを考えれば, 妥当な仮定であるといえる<sup>4)</sup>。

### 2 各タイプの個人の最適化問題

老年期に働くことを選択した個人をタイプ 0 の個人, 退職することを選択した個人をタイプ 1 の

個人と呼ぶことにする。各個人が結果的にタイプ0の個人になるかタイプ1の個人になるかは、各個人の健康状態と公的年金の拡充度に依存することになる。各個人がタイプ0の個人になるかタイプ1の個人になるかに関する選択の問題は後回しにして、各タイプの個人の消費量や貯蓄量を決定する問題をまず考えることにする。

働くことを選択した個人(タイプ0の個人)が考慮した最大化問題は、

$$\max u(c_1^0) + \beta u(c_2^0) + v(0, h)$$

subject to

$$c_1^0 = w_1 - a - x^0, \tag{2.1}$$

$$c_2^0 = w_2 + (1+r)x^0, \tag{2.2}$$

$$c_1^0 \geq 0, \quad c_2^0 \geq 0, \quad x^0 \geq 0$$

と定式化できる。ここで、 $c_1^0$ はタイプ0の個人の若年期の消費、 $c_2^0$ はタイプ0の個人の老年期の消費、 $x^0$ はタイプ0の個人の貯蓄である。退職することを選択した個人(タイプ1の個人)が考慮した最大化問題は、

$$\max u(c_1^1) + \beta u(c_2^1) + v(1, h)$$

subject to

$$c_1^1 = w_1 - a - x^1, \tag{2.3}$$

$$c_2^1 = b + (1+r)x^1, \tag{2.4}$$

$$c_1^1 \geq 0, \quad c_2^1 \geq 0, \quad x^1 \geq 0$$

と定式化できる。ここで、 $c_1^1$ はタイプ1の個人の若年期の消費、 $c_2^1$ はタイプ1の個人の老年期の消費、 $x^1$ はタイプ1の個人の貯蓄である。

図1に各タイプの個人の最適化問題を図示してある。この図は、若年期と老年期の消費から得られる効用に関して描いている。各タイプは老年期の労働に関しては選択してしまっていると考えるので、余暇から得られる効用はすでに決定されている。働くことを選択した個人(タイプ0の個人)の若年期の所得は賃金から年金保険料を差し引いて  $w_1 - a$  となり、老年期の所得は賃金の  $w_2$  となる。したがって、タイプ0の個人の予算線は、 $(w_1 - a, w_2)$  を通って傾き  $-(1+r)$  で描かれる。この予算線と若年期と老年期の消費に関する無差別曲線が接する点  $(c_1^0, c_2^0)$  が、タイプ0の個人が選択する消費であり、同時に貯蓄量の  $x^0$  も決定される。タイプ1の個人は老年期に退職すること

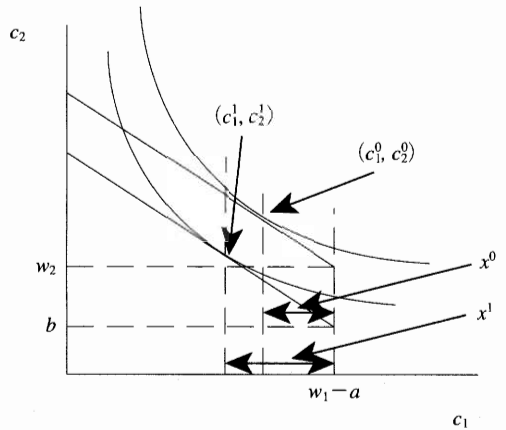


図1 各タイプの個人の最適化問題

を選択したので、老年期の所得は年金支給額の  $b$  になる。したがって、タイプ1の個人の予算線は、 $(w_1 - a, b)$  を通って傾き  $-(1+r)$  で描かれる。タイプ0の個人の場合と同様にこの予算線と若年期と老年期の消費に関する無差別曲線が接する点  $(c_1^1, c_2^1)$  が、タイプ1の個人が選択する消費であり、同時に貯蓄量の  $x^1$  も決定される。

余暇から得られる効用は、退職している場合の方が大きいので、 $w_2 \leq b$  が成立している場合は全員が退職することになり、問題自体が自明になってしまう。したがって、以下の分析では、 $w_2 > b$  が成立している場合に議論を限定する。また、効用関数が分離型であるので、若年期の消費と老年期の消費が正常財となり、 $w_2 > b$  から  $x^1 \geq x^0$  が言える。

タイプ0の個人の最大化問題の1階の条件は、(2.1)式、(2.2)式と

$$u'(c_1^0) \geq (1+r)\beta u'(c_2^0) \tag{2.5}$$

( $x^0 > 0$  のときは等式で成立する)

となる。任意の  $0 \leq a < w_1$  を満たす  $a$  の値について上の条件を満たす解は一意に存在するので、この解を  $\{c_1^0(a), c_2^0(a), x^0(a)\} \in \mathbb{R}_+^2 \times \mathbb{R}_+$  と置くことにする。また、

$$\frac{u'(w_1)}{u'(w_2)} < \beta(1+r) \tag{2.6}$$

が成立するときには

$$\frac{u'(w_1 - \bar{a})}{u'(w_2)} = \beta(1+r)$$

を満たす  $\bar{a}$  が  $0 \leq \bar{a} < w_1$  の範囲に一意に存在する。 $[0, \bar{a})$  の範囲の  $a$  については内点解の  $x^0(a) > 0$  が,  $[\bar{a}, w_1)$  の範囲の  $a$  についてはコーナ解の  $x^0(a) = 0$  が成立することになる。つまり, 年金保険料  $a$  が  $\bar{a}$  より小さいときは, タイプ 0 の個人は正の貯蓄を行い, 年金保険料  $a$  が  $\bar{a}$  より大きいときは, タイプ 0 の個人は貯蓄を行わない。また, (2.6) 式が成立しないときには, 任意の  $0 \leq a < w_1$  について  $x^0(a) = 0$ , つまりタイプ 0 の個人はどのような年金保険料であっても貯蓄を行わない。利子率が低すぎる場合や老年期の賃金が若年期の賃金より相対的に高い場合には, 貯蓄の誘因が働かないことになり, (2.6) 式が成立しないときがあるが, 以下は (2.6) が成立しているものとする。図 2 では, 横軸に年金保険料の  $a$ , 縦軸に年金支給額の  $b$  を取っており, (2.6) が成立する場合に貯蓄が厳密に正になる領域を斜線で示している。横軸の  $\bar{a}$  から垂直な線の左側 ( $a = \bar{a}$  の線上を含まない,  $a = 0$  の線上は含む) では, 貯蓄が厳密に正になる。

タイプ 1 の個人の最大化問題の 1 階の条件は, (2.3) 式, (2.4) 式と

$$u'(c_1^1) \geq (1+r)\beta u'(c_2^1) \quad (2.7)$$

$(x^1 > 0$  のときは等式で成立する)

となる。任意の  $0 \leq a < w_1$  および  $0 \leq b$  を満たす  $a$  と  $b$  の値について上の条件を満たす解は一意に

存在するので, この解を  $\{c_1^1(a, b), c_2^1(a, b), x^1(a, b)\} \in \mathbb{R}_+^2 \times \mathbb{R}_+$  と置く。任意の  $0 \leq a < w_1$  について,

$$\frac{u'(w_1 - a)}{u'(b)} = \beta(1+r)$$

をみたす  $b$  の値は存在するので, この値を  $\bar{b}(a)$  と書くことにする。この場合,  $a^*$  を  $0 \leq a^* < w_1$  の範囲で任意に選ぶと,  $a^* \leq a < w_1$  と  $b \geq \bar{b}(a^*)$  である  $a$  と  $b$  についてはコーナ解の  $x^1(a, b) = 0$  が,  $0 \leq a < a^*$  と  $0 \leq b < \bar{b}(a^*)$  である  $a$  と  $b$  については内点解の  $x^1(a, b) > 0$  が成立することになる。また,  $\bar{b}(a)$  は厳密に減少的で,

$$\lim_{a \rightarrow w_1} \bar{b}(a) = 0$$

が成立する。 $w_1$  が増加すると, 貯蓄の誘因が増加し,  $\bar{b}(a)$  は上方へシフトする。その結果, 貯蓄が正になる領域が広くなる。図 3 には, タイプ 1 の個人の貯蓄が厳密に正になる領域が斜線で示されている。

以上を以下の命題にまとめることができる。

**命題 2.1**  $0 \leq a < w_1$  を満たす年金保険料  $a$  について, タイプ 0 の個人の最適消費  $\{c_1^0(a), c_2^0(a)\} \in \mathbb{R}_+^2$  と最適貯蓄  $x^0(a) \in \mathbb{R}_+$  が一意に存在する。

**命題 2.2**  $0 \leq a < w_1$  を満たす年金保険料  $a$  と  $0 \leq b$  を満たす年金支給額  $b$  について, タイプ 1 の個人の最適消費  $\{c_1^1(a, b), c_2^1(a, b)\} \in \mathbb{R}_+^2$  と最適貯蓄  $x^1(a, b) \in \mathbb{R}_+$  が一意に存在する。

**命題 2.3**  $0 \leq a < w_1, 0 \leq b$  を満たす  $(a, b)$  に

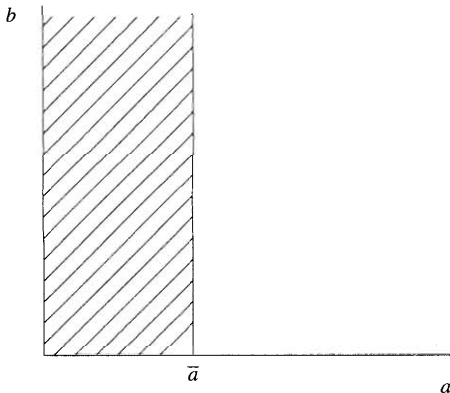


図 2 タイプ 0 の個人が正の貯蓄を行う領域

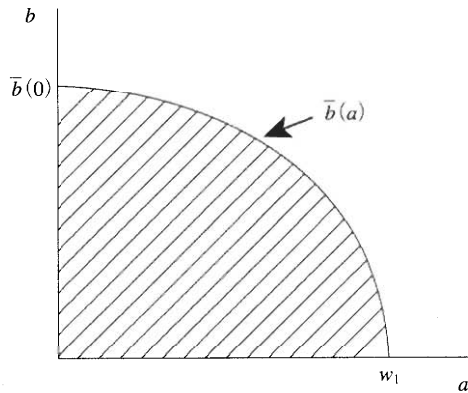


図 3 タイプ 1 の個人が正の貯蓄を行う領域

について、 $w_2 > b$  のときに  $x^1(a, b) \geq x^0(a)$  となる。

#### 命題 2.4

$$\frac{u'(w_1)}{u'(w_2)} < \beta(1+r)$$

が成立するときには、以下を満たす  $\bar{a}$  が  $0 \leq \bar{a} < w_1$  の範囲に一意に存在する。

$[0, \bar{a}]$  の範囲の  $a$  については内点解の  $x^0(a) > 0$  が、 $[\bar{a}, w_1]$  の範囲の  $a$  についてはコーナ解の  $x^0(a) = 0$  が成立する。

**命題 2.5** 以下を満たす関数  $\bar{b} : [0, w_1] \rightarrow \mathbb{R}_+$  が存在する。

(1)  $a^*$  を  $0 \leq a^* < w_1$  の範囲で任意に選ぶと、 $a^* \leq a < w_1$  と  $\bar{b}(a^*) \leq b$  である  $a$  と  $b$  についてはコーナ解の  $x^1(a, b) = 0$  が、 $0 \leq a < a^*$  と  $0 \leq b < \bar{b}(a^*)$  である  $a$  と  $b$  については内点解の  $x^1(a, b) > 0$  が成立する。

(2)  $\bar{b}(a)$  は厳密に減少的で、

$$\lim_{a \rightarrow w_1} \bar{b}(a) = 0$$

が成立する。

### 3 競争均衡

前節では、各個人が老年期に働くか退職するか  
の選択(タイプ0の個人になるかタイプ1の個人になるかの選択)の問題は考えなかった。この節では、タイプに関する選択の問題を考え、競争均衡を求めよう。

まず、関数  $g : [0, 1] \rightarrow \mathbb{R}$  を

$$g(h) \equiv v(1, h) - v(0, h)$$

で定義する。 $v$  に関する仮定から、 $g$  は微分可能であり、 $g(h) > 0$  と  $g'(h) < 0$  となる。この関数は健康状態が  $h$  の個人が退職したときの余暇水準( $l=1$ )から得られる効用と働いたときの余暇水準( $l=0$ )から得られる効用の差を示している。

年金保険料  $a$  と年金支給額  $b$  の組み合わせ  $(a, b)$  で年金政策を定義することにしよう。年金政策  $(a, b)$  を所与とした場合、タイプ0の個人(働いている個人)が消費から得られる効用水準を  $U^0(a)$  とする。つまり、

$$U^0(a) \equiv u(c_1^0(a)) + \beta u(c_2^0(a))$$

と置く。また、タイプ1の個人(退職している個

人)が消費から得られる効用水準を  $U^1(a, b)$  とする。つまり、

$$U^1(a, b) \equiv u(c_1^1(a, b)) + \beta u(c_2^1(a, b))$$

と置く。年金政策  $(a, b)$  のもとでは、健康水準が  $h$  の個人は、 $U^0(a) - U^1(a, b) < g(h)$  が成立するときに退職し、 $U^0(a) - U^1(a, b) > g(h)$  が成立するときに働き続けることになる。また、 $U^0(a) - U^1(a, b) = g(h)$  である場合には、働くことと退職することが無差別になる。

ある年金政策  $(a, b)$  のもとで、

$$U^0(a) - U^1(a, b) = g(h^*)$$

を満たす  $h^*$  が  $0 < h^* < 1$  の範囲に存在するとする。健康水準が  $h^*$  である個人は、働くことと退職することが無差別であることになる。関数  $g$  は厳密に減少的であるので、健康水準が  $h^*$  より小さい人は退職することを選択し、健康水準が  $h^*$  より大きい人は働くことを選択することになる。したがって、( $h$  は一様に分布しているので)  $h^*$  は、年金政策  $(a, b)$  のもとで経済で退職している人の数(老人の中で退職している人の割合)も示していることになる。 $U^0(a) - U^1(a, b) \geq g(0)$  であるときは、老人の全員が働いていることになり、 $U^0(a) - U^1(a, b) \leq g(1)$  であるときは、老人の全員が退職していることになる。図4に年金政策  $(a, b)$  のもとでの退職者の決まり方を図示してある。 $U^0(a) - U^1(a, b) \geq g(0)$  である場合をケース1、 $g(0) < U^0(a) - U^1(a, b) < g(1)$  である場合をケース2、 $U^0(a) - U^1(a, b) \leq g(1)$  である場合をケース3としている。議論の単純化のため、ケース2の場合しか起こらない経済に分析を限定する。このような状況は、経済で最も健康状態の悪い個人が働く場合に余暇関数から得られる効用が  $-\infty$  であり、経済で最も健康状態の良い個人( $h=1$ の個人)が働いている場合も退職している場合も無差別であることを仮定することにより発生する。この場合、図4に描かれている  $g(h)$  が、 $h=0$  の近傍で無限大に発散し、 $h=1$  において横軸に接することになる。したがって、どのような年金政策  $(a, b)$  のもとでも ( $w_2 > b$  である限り)、経済に存在している老人のある部分は働いており、またある部分は退職していることに

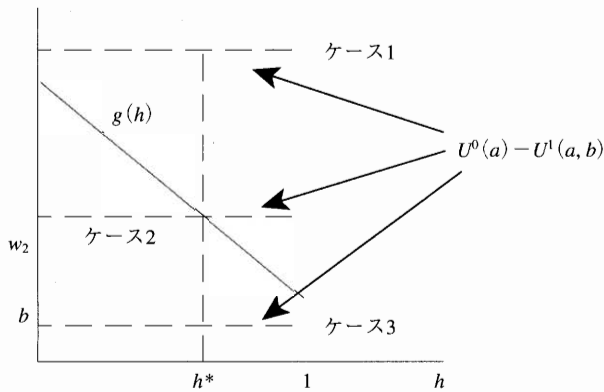


図4 年金政策 (a, b) のもとでの退職行動

なる。つまり、すべての老人が働いていたり、また逆にすべての老人が退職していたりする状態は起こらないことになる。

年金政策 (a, b) が実行可能であるためには政府の予算制約を満たす必要がある。h を年金政策 (a, b) のもとで退職している人の数とすると、政府の予算制約を満たすために、

$$a = bh$$

が成立する必要がある。

年金保険料 a を変化させたときに、政府の予算制約を満たす年金制度のもとで、経済で退職している人の数を表す関数を  $h : [0, w_1] \rightarrow (0, 1)$  とする。まず、年金制度が導入されていない場合、つまり  $a=0$  である場合を考える。(この場合は  $b=0$  でもある。)

$$f_0(h) \equiv U^0(0) - U^1(0, 0)$$

で関数  $f_0(h)$  を定義すると、 $f_0(h)$  は定値であり  $f_0(h) > 0$  を満たす。したがって、年金保険料 a が 0 であるときの退職者の数  $h(0)$  が  $0 < h(0) < 1$  の範囲で一意に決まることが分かる。

次に、 $a > 0$  の場合を考える。 $0 < a < w_1$  を満たす a の各値について関数  $f_a : (0, 1] \rightarrow \mathbb{R}$  を

$$f_a(h) \equiv U^0(a) - U^1(a, a/h)$$

で定義する。

$$f'_a = (a/h^2) U^1_2 > 0$$

であるので  $f_a$  は厳密に増加的である。(ここで  $U^1_2$  は  $U^1$  を第2変数で偏微分したもの。) また、

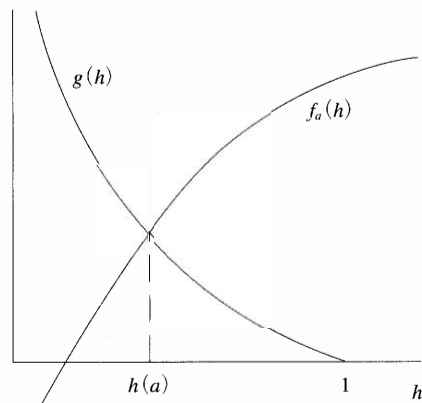


図5 年金保険料が a のときの退職行動

$$\lim_{h \rightarrow 0} f_a(h) = -\infty$$

であることも分かる。退職することと働くことが無差別になる健康水準が、

$$f_a(h(a)) = g(h(a))$$

を満たす  $h(a)$  の値として内点 ( $0 < h(a) < 1$ ) で一意に決定できる。(図5参照。)

ここで、年金保険料 a を 0 へ単調に変化させていったときに、関数  $f_a$  の位置がどのように変化するかを考える。任意に h を  $0 < h \leq 1$  の範囲から選び固定する。 $f_a$  の定義を再掲すると、

$$f_a(h) = U^0(a) - U^1(a, a/h)$$

であるが、まず、 $f_a$  は、 $0 < h \leq 1$  の全域で  $f_0$  に各点収束することがわかる。また、 $f_a$  は a が変化していくと、連続的に変化することから、 $h(a)$



は  $[0, w_1]$  上で連続であることが分かる。

年金保険料が  $a$  のときに政府の予算制約をみたす年金支給額を  $b(a)$  で表すとすると、 $b(a)$  は、

$$b(a) \equiv \frac{a}{h(a)}$$

で定義される。この  $b(a)$  は  $[0, w_1]$  上で連続であり、 $0 < h(a) < 1$  であるので、 $b(a)$  の定義から  $b(0) = 0$  となる。また、後に  $b(a)$  は厳密に増加的であることが示されるので、図6に図示してあるように  $\bar{b}(a)$  と  $b(a)$  の交点  $\hat{a}$  が一意に定まることになる。したがって、 $0 \leq a < \min\{\bar{a}, \hat{a}\}$  の範囲に保険料があるときにはタイプ0の個人の貯蓄量もタイプ1の個人の貯蓄量も厳密に正になる。

また、 $b < w_2$  が分析の前提となっているが、 $b(a^+) = w_2$  を満たす  $a^+$  を用いて、 $0 \leq a < a^+$  の範

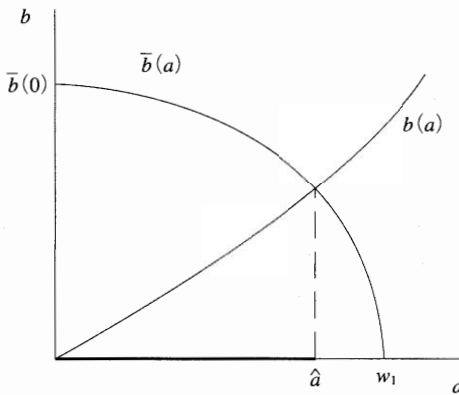


図6 タイプ1の個人が正の貯蓄を行う保険料の領域

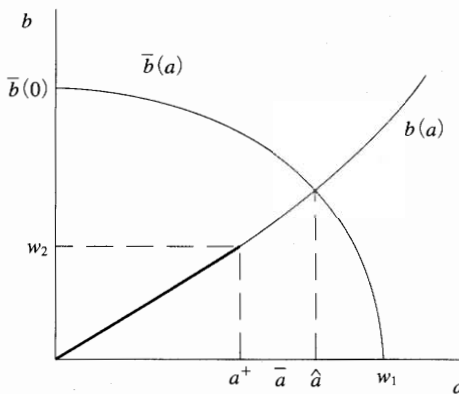


図7 考慮する年金政策  $(a, b)$  の範囲

囲の  $a$  について  $b(a) < w_2$  となることが分かる。以下は、議論の単純化のため、 $0 \leq a < \min\{\bar{a}, a^+\}$  の範囲に保険料があるときに分析を限定することにする。図7は、図6の上に、図2に示されている  $\bar{a}$ 、そして今求めた  $a^+$  を図示することで作成された図である。この図では、 $\min\{\bar{a}, a^+\} = a^+$  となっており、考慮する年金政策の範囲は図上では太い線で描かれている。

以上を以下の命題にまとめることができる。

**命題2.6**  $0 \leq a < w_1$  を満たす年金保険料  $a$  に対する均衡における退職者の数、および年金支給額を表す関数  $h: [0, w_1] \rightarrow (0, 1)$  と  $b: [0, w_1] \rightarrow \mathbb{R}_+$  が存在し、それぞれ連続になる。

#### 4 年金政策の各タイプの個人の消費・貯蓄に対する影響

ここでは、年金政策が各タイプの個人の消費・貯蓄に与える影響について調べることにする。

タイプ0の個人については、

$$\frac{dc_1^0}{da} = \frac{1}{H^0} [-\beta(1+r)^2 u''(c_2^0)] < 0$$

$$\frac{dc_2^0}{da} = \frac{1}{H^0} [-(1+r) u''(c_1^0)] < 0$$

$$\frac{dx^0}{da} = -\frac{1}{H^0} u''(c_1^0) < 0$$

となる。ここで

$$H^0 = u''(c_1^0) + \beta(1+r)^2 u''(c_2^0) < 0$$

である。

タイプ1の個人については、

$$\frac{dc_1^1}{da} = \frac{1}{H^1} [\beta(1+r) u''(c_2^1) \left[ \frac{db}{da} - (1+r) \right]]$$

$$\frac{dc_2^1}{da} = \frac{1}{H^1} [u''(c_1^1) \left[ \frac{db}{da} - (1+r) \right]]$$

$$\frac{dx^1}{da} = -\frac{1}{H^1} \left[ u''(c_1^1) + \beta(1+r) u''(c_2^1) \frac{db}{da} \right] < 0$$

となる。(ここでは、(後に示される)  $\frac{db}{da} > 0$  の関係を用いている。) ここで

$$H^1 = u''(c_1^1) + \beta(1+r)^2 u''(c_2^1) < 0$$

である。

したがって、公的年金が充実していった場合に、

タイプ0の個人の消費量は(タイプ0であり続けた場合には), 若年期の消費と老年期の消費が共に減少する結果, 効用水準が低下し, また貯蓄量も減少することが分かる。特に,  $-1 < \frac{dx^0}{da} < 0$  となることも分かる。つまり, タイプ0の個人の貯蓄は, 年金保険料が増加すると減少するが, 年金保険料の増加分よりはその減少分は小さいことになる。タイプ1の個人の消費量は(タイプ1であり続けた場合には), 増加するか減少するかは不明である。貯蓄量については減少することが分かる。 $\frac{db}{da} > 1+r$ が成立しているときには, 若年期の消費と老年期の消費が共に増加し効用が増加すること,  $\frac{db}{da} < 1+r$ が成立しているときには, 若年期の消費と老年期の消費が共に減少し効用が減少すること,  $\frac{db}{da} = 1+r$ が成立しているときには, 若年期の消費と老年期の消費に変化がなく効用も変化しないことが分かる。 $\frac{db}{da}$ は年金保険料の限界的な増加に対する年金支給額の限界的な増加の比率であるから, 年金の限界的な収益率と解釈できるものである。また,  $1+r$ は社会に存在する実物投資の収益率である。つまり  $\frac{db}{da} > 1+r$ が成立しているときには, 公的年金の拡充によって私的な貯蓄を公的年金に振り替えることになり, 結果的に資源配分の効率上がり, 消費量が増加し効用も増加することになる。逆に  $\frac{db}{da} < 1+r$ が成立しているときには, 公的年金の収益率より私的な貯蓄の年金の収益率のほうが高い状態であるので, 年金の拡充によって資源配分の効率下がり, 消費量が減少し効用も減少することになる。

以上を以下の命題にまとめることができる。

**命題2.7** タイプ0の個人の最適消費  $\{c_1^0(a), c_2^0(a)\}$  は, 年金が充実すると共に減少する。また, 最適貯蓄  $x^0(a)$  も減少する。

**命題2.8** タイプ1の個人の最適消費  $\{c_1(a, b(a)), c_2(a, b(a))\}$  は, 年金が充実すると,  $\frac{db}{da} >$

$1+r$  の場合は共に増加し,  $\frac{db}{da} < 1+r$  の場合は共に減少する。 $\frac{db}{da} = 1+r$  の場合は変化しない。また, 最適貯蓄  $x^1(a, b)$  は, 年金が充実すると減少する。

### III 年金政策の影響

#### 1 年金政策と退職行動

この節では, 年金政策が変化したときに, 人々の退職行動がどのように変化し, その結果, 経済の退職者数がどのように変化するかについて分析する。

$f_a(h)$  の定義を再掲すると,

$$\begin{aligned} f_a(h) &= U^0(a) - U^1(a, a/h) \\ &= u(c_1^0(a)) + \beta u(c_2^0(a)) \\ &\quad - u(c_1^1(a, a/h)) - \beta u(c_2^1(a, a/h)) \end{aligned}$$

である。 $U^0(a)$  は  $a$  について減少的で,  $U^1(a, a/h)$  は  $\frac{db}{da} > 1+r$  のときに  $a$  について(厳密に)増加的になることは前節で調べた。したがって,  $\frac{db}{da} > 1+r$  のときに  $f_a(h)$  は, 年金保険料  $a$  を増加させていったときに, 単調に下方ヘシフトする。(図8参照。)つまり, 各  $h$  の値について  $f_a(h)$  の値が減少することになる。ある  $h$  を固定して考

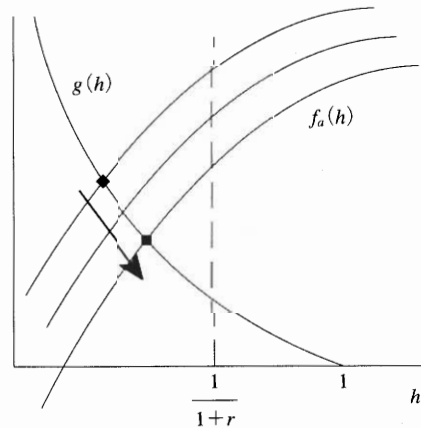


図8 公的年金の拡充に伴う退職行動の変化

えると、 $\frac{db}{da} = \frac{1}{h}$  となる。したがって、 $h < \frac{1}{1+r}$  が成立する  $h$  において、 $f_a(h)$  が単調に下方ヘシフトすることになる。その結果、その  $h$  の近傍において限界的に均衡における退職者数は増加することになる。

以上の事実は以下のようにしても確かめられる。 $a > 0$  のときは、

$$U^0(a) - U^1(a, b) = g(h) \quad (3.1)$$

$$a = bh \quad (3.2)$$

の2本の式を連立した解として退職する人の数  $h(a)$  が決定された。また、年金支給額も同時に決定されるが、この値を  $b(a)$  と表現することにする。 $(a=0$  のときは  $U^0(0) - U^1(0, 0) = g(h)$  の解を  $h(0)$  とし、また  $b(0) = 0$  となる。)

したがって、

$$\frac{dh}{da} = \frac{(1+r)h[u'(c_i^0) - u'(c_i^1)] + u'(c_i^1)}{-g'(h)(1+r)h + bu'(c_i^1)}$$

および

$$\frac{db}{da} = \frac{(1+r)[-g'(h) - b[u'(c_i^0) - u'(c_i^1)]]}{-g'(h)(1+r)h + bu'(c_i^1)} > 0$$

と計算できる<sup>6)</sup>。2番目の式の分母は正の値であり、分子は  $c_i^0 > c_i^1$  が  $u'(c_i^0) < u'(c_i^1)$  を含意することに注意すれば正であることが分かる。つまり、年金保険料を増加すると年金支給額も増加することは分かる。しかし、年金を拡充したときに、経済で退職する人の割合がどのように変化するか、つまり1番目の式の符号についてははっきりしたことは言えない。しかし、 $h < \frac{1}{1+r}$  が成立しているときは、 $\frac{dh}{da}$  の分母が正となり、 $\frac{dh}{da} > 0$  となる。

ある時点の退職者数が  $h$  であり、外生的に与えられている、貯蔵技術の収益率  $1+r$  に対して、 $h < \frac{1}{1+r}$  が成立しているときに、公的年金を拡充すると、退職者は増加することになる。したがって、退職者が比較的少ないときに公的年金を拡充すると、退職者は増加し、退職者が比較的多い

ときに公的年金を拡充すると、退職者は減少する可能性があることになる。もちろん、 $h < \frac{1}{1+r}$  の条件は、公的年金の拡充が早期退職を促す十分条件であり、公的年金の拡充と共に退職者が増加していく過程で  $h \geq \frac{1}{1+r}$  となる状態に達するのであるが、この状態に達しても、しばらくは退職者の増加は起きることになる。つまり、 $h$  が増加することで年金収益率が低下し、 $\frac{db}{da}$  の値が  $1+r$  を下回ることになると、 $U^1(a, a/h)$  が  $a$  について(限界的に)減少的になるが、 $f_a(h)$  自体はまだしばらくは  $a$  の増加に伴って(現在の  $h$  の近傍で)下方ヘシフトすることになる。しかし、ある段階まで早期退職が進むと、 $U^1(a, a/h)$  の(限界的な)減少幅が大きくなり、結果として、 $f_a(h)$  が(現在の  $h$  の近傍で)上方ヘシフトする可能性があり、退職者が公的年金の拡充に伴ってかえって減少することになる<sup>6)</sup>。以上の議論から以下の命題を得ることができる。

**命題 3.1** 命題 2.6 の均衡における退職者の数を表す関数  $h: [0, w_1] \rightarrow (0, 1)$  は、 $h(a) < \frac{1}{1+r}$  の範囲では厳密に増加的である。

**命題 3.2** 命題 2.6 の均衡における年金支給額を表す関数  $b: [0, w_1] \rightarrow \mathfrak{R}_+$  は、厳密に増加的である。

## 2 年金政策と総貯蓄

この節では、公的年金が拡充していたときに、経済全体での貯蓄額はどのように変化するかを調べる。経済全体での貯蓄額は、

$$S(a) = (1-h(a))x^0(a) + h(a)x^1(a, b(a)) \quad (3.3)$$

と計算できる。したがって、年金が拡充していったときの総貯蓄の変化は、

$$\frac{dS}{da} = \frac{dh}{da}(x^1 - x^0) + (1-h)\frac{dx^0}{da} + h\frac{dx^1}{da} \quad (3.4)$$

となる。この式の第1項は、退職行動の変化が総貯蓄に及ぼす影響である。若年期の消費と老年期

の消費が共に正常財であるので,  $x^1 > x^0$  となり, 年金の拡充によって退職者が増加する場合には, この効果は正になる。第2項と第3項は, 公的年金の拡充によって民間の貯蓄が代替する効果を表しており, この効果は負である。これらの効果を総合して, 総貯蓄が増加するか減少するかが決まる。公的年金が拡充していくと, 老後の備えのために若年期に行う貯蓄が減ることになる。公的年金は賦課方式で運営されているので, この部分は経済の総貯蓄には出てこない。したがって, 通常の議論では, 公的年金が拡充していくと, 経済の総貯蓄が減少することになる。このことは (3.4) 式の第2項と第3項に現れている。しかし, 理論的に分析してみると, 経済の総貯蓄の変化を調べるには, (3.4) 式の第1項の効果も重要である。

命題 3.1 より  $h < \frac{1}{1+r}$  の範囲に  $h$  があるときに公的年金を充実させると, 早期退職を促し退職者数は増加する。老年期に退職することを選択する若者の貯蓄は, 老年期に働くことを選択する若者の貯蓄より大きいので,  $h < \frac{1}{1+r}$  の範囲に  $h$  があるときは, 第1項の効果は正になる。したがって, 早期退職が起こっている状態では, 公的年金が拡充していくときに, 経済の総貯蓄が増加する可能性もあることになる。また, 年金の充実によって退職者が減少する可能性があることを前節までで考察してきたのであるが, このような場合は, (3.4) 式の第1項の効果は負になり, 全体の効果も負になる。

最後に, 年金政策と資源配分の効率性および公平性について, 少し考察することにする。年金の拡充は年金保険料の増加を意味するので, 健康状態が良好で老年期にも働いている人の効用は下げたことになる。健康状態が悪く老年期に退職している個人については, 効用を上げる場合と下げる場合があることをみた。老年期に退職している個人の効用を下げる場合には, 年金の拡充はパレートの意味で改悪的になる。老年期に退職している個人の効用を上げる場合には, 年金の拡充はパレートの意味で改善的でも改悪的でもない。

しかしこの場合でも, 経済の公平性は改善することになる。

## 謝辞

2人のレフェリーから大変貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝の念を表したい。

(平成13年10月投稿受理)

(平成13年10月採用決定)

## 注

- 1) また, Kotlikoff (1979) は, 公的年金が人々の退職行動には影響を与えないことを理論的に導出したが, この結果は, 資本市場が完全であること, 年金保険料が公平に設定されていること, 死亡時期が分かっていることなどを想定したことにより, 公的年金と民間貯蓄が完全な代替物になることから, 得られたものである。Crawford and Lilien (1981) は, これらの3つの想定を緩めると, 公的年金が人々の退職行動にシステマティックな影響が出ることを示した。(これらの業績を含む公的年金に関する理論は Myles (1995) の14章に, 手際よくまとめられている。) われわれのモデルとこれらのモデルとの違いは, われわれのモデルに健康のリスクが導入されていることであり, 健康のリスクから導き出される含意に焦点が当たっていることである。
- 2) われわれのモデルでは, 単純な線形の貯蔵技術が導入されており, Hu (1979) の分析よりも単純な設定になっている。また, 設定上資本市場が存在しないので, いわゆる資本蓄積の問題も捨象されている。
- 3) つまり, 経済主体の選択としては,  $l=0$  (働く) か  $l=1$  (退職する) のどちらかしか選択できないことを想定している。
- 4) この仮定の妥当性についての議論は, Maeda and Momota (forthcoming) 参照。
- 5) (3.1) 式を全微分すると,

$$\begin{aligned} & \left\{ u'(c_1^0) \frac{dc_1^0}{da} + \beta u'(c_2^0) \frac{dc_2^0}{da} \right. \\ & \quad \left. - \left( u'(c_1^1) \frac{\partial c_1^1}{\partial a} + \beta u'(c_2^1) \frac{\partial c_2^1}{\partial a} \right) \right\} da \\ & \quad - \left\{ u'(c_1^1) \frac{\partial c_1^1}{\partial b} + \beta u'(c_2^1) \frac{\partial c_2^1}{\partial b} \right\} db \\ & = g'(h) dh \end{aligned}$$

を得る。この式を, (2.6) - (2.7) 式から得られる内点解の条件,

$$u'(c_1^0) = (1+r)\beta u'(c_2^0),$$

$$u'(c_1^1) = (1+r)\beta u'(c_2^1),$$

および, (2.1) - (2.4) 式から得られる

$$\frac{dc_1^0}{da} + \frac{1}{1+r} \frac{dc_2^0}{da} = -1,$$

$$\frac{\partial c_1^1}{\partial a} + \frac{1}{1+r} \frac{\partial c_2^1}{\partial a} = -1,$$

$$\frac{\partial c_1^1}{\partial b} + \frac{1}{1+r} \frac{\partial c_2^1}{\partial b} = \frac{1}{1+r}$$

を用いて,

$$\begin{aligned} & \{u'(c_1^0) - u'(c_1^1)\} da \\ & + \frac{u'(c_1^1)}{1+r} db + g'(h) dh = 0 \end{aligned}$$

の形に変形できる。他方、(3.2) 式を全微分すると、

$$da = hdb + bdh$$

となり、これらの2本の式を連立させることに

より、 $\frac{dh}{da}$  および  $\frac{dh}{db}$  を求めることができる。

- 6) Samuelson (1958) や Aaron (1966) の分析では、公的年金の収益率と貯蓄手段の収益率との関係で資源配分の効率性が議論されている。彼らのモデルでは、老人はすべて退職しているので、人口成長率で公的年金の収益率が定義できる。したがって、人口の成長率と経済に存在する貯蓄手段の収益率を比べて、賦課方式の公的年金の効率性が議論できる。われわれのモデルは、老年期に労働を行うかまたは退職するかに関する選択の問題が入っているので、彼らのモデルの拡張になっている。しかし、公的年金が人々の退職行動や貯蓄行動に与える影響を考えると重要な変数は、やはり年金の収益率と貯蓄手段の収益率になっている。

#### 参考文献

- Aaron, H. J. (1966) "The Social Insurance Paradox," *Canadian Journal of Economics and Political Science*, 32, 371-374.  
Barro, R. J. (1974) "Are Government Bonds Net

Wealth?," *Journal of Political Economy*, 82, 1095-1117.

Bazzoli, G. J. (1985) "The Early Retirement Decision: New Empirical Evidence on the Influence of Health," *Journal of Human Resources*, 20, 214-234.

Boskin, M. J. (1977) "Social Security and Retirement Decisions," *Economic Inquiry*, 15, 1-23.

Crawford, V. P. and D. M. Lilien (1981) "Social Security and the Retirement Decision," *Quarterly Journal of Economics*, 95, 505-529.

Feldstein, M. (1974) "Social Security, Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, 82, 905-926.

Hu, S. C. (1979) "Social Security, the Supply of Labor, and Capital Accumulation," *American Economic Review*, 69, 274-283.

Kotlikoff, L. J. (1979) "Social Security and Equilibrium Capital Intensity," *Quarterly Journal of Economics*, 94, 233-253.

Maeda, Y. and A. Momota, "Health Status Risks and an Efficiency of Social Security Systems," *Japanese Economic Review*, forthcoming.

Myles, G. D. (1995) *Public Economics*, Cambridge University Press.

Quinn, J. (1977) "Micro-Economic Determinants of Early Retirement: A Cross-Sectional View of White Married Men," *Journal of Human Resources*, 12, 329-345.

Samuelson, P. A. (1958) "An Exact Consumption-Loan Model of Interest with or without the Social Contrivance of Money," *Journal of Political Economy*, 66, 467-482.

(まえだ・やすお 大阪大学大学院教授)

(ももた・あきら 帝塚山大学助教授)

## 育児支援策が出生行動に与える影響

駿 河 輝 和  
西 本 真 弓

### I はじめに

我が国の合計特殊出生率は、4.32となった戦後の第1次ベビーブーム以後急速に低下を始めたが、1950年代半ばから1970年代半ばまでは2を少し上回る水準で安定していた。その後再び緩やかな低下が始まり、1998年時点では、1.38まで下がっている。こうした少子化の傾向は、様々な要因によって引き起こされているが、その要因の一つとして女性の就業率の上昇があげられるだろう。

我が国では、1986年に男女雇用機会均等法が施行されてから、女性も雇用者としての就業の機会が増加した。一方、家事・育児は女性が担うという役割分担の考え方が根強く残っていたこと、制度としての子育て支援が遅れていたことなど、就業と出産・育児の両立は女性にとって容易なことではなかった。就業と出産・育児がトレードオフの関係にあるという状況下では、女性の就業率の上昇は少子化を促す結果となる。

そこで、継続就業を望む女性が就業と出産・育児を両立できる環境を作るために、我が国では、1992年4月1日より育児休業法が施行され、育児休業に関する制度を創設するための規定のほか、全面的な休業以外の方法で子の養育を容易にするために、勤務時間の短縮等の措置を事業主に義務づける規定が設けられた。

育児休業法で規定する「子を養育するために休業する制度」を育児休業制度という。育児休業法の施行前の1990年度には育児休業制度を規定し

ている事業所の割合が21.9%であったが、施行後の1993年度には50.8%、1996年度には60.8%の事業所で育児休業制度が規定され<sup>1)</sup>、育児休業制度を規定する事業所の割合が急速に高まったことがわかる。

以上のことから、近年、就業と出産・育児の両立を促進するための制度が整ってきたといえるが、これらの制度を実際に取得する立場からは、現状がどのように捉えられているのかを以下でみてみる。

厚生省大臣官房政策課が実施した『平成9年結婚と出生・育児に関する基礎的調査』<sup>2)</sup>(1997)では、子育て支援策が採られたならば理想子ども数を持つとすると答えた女性の割合が示されている。ここでは、保育所の充実が実現されたら理想子ども数を持つとすると答えた女性が43%で最も多くなっている。次いで、子育てに理解ある職場環境の整備をあげた女性が39.3%で多くなっており、育児休業や子どもの病気等での休暇がとりやすい職場環境が求められている。子育て支援策の充実が出生を促進する可能性があることがわかる。

表1には国立社会保障・人口問題研究所が実施した『第11回出生動向基本調査』(1999)における第1子の乳児期における妻の就業と保育状況が示されている。第1子の乳児期に保育を担当した者と利用した制度が示されているが、就業していない妻と就業している妻を合わせた総数でも、育児休業制度や保育施設の利用より夫や親に保育を手助けしてもらう場合の方がかなり多いことがわかる。また、就業していない妻と就業している

表1 第1子の乳児期における妻の就業と保育状況(複数回答)

保育担当者・利用した制度	総数	不就業の妻	就業の妻		
			雇用者	自営・農業	パート・臨時
妻	100	100	100	100	100
夫	33.9	36.7	20.8	37.6	22
同居の親	19.2	12.1	44	38.1	28.6
夫の親	14.8	9.2	33.3	30	25
妻の親	4.4	2.9	10.7	8.1	3.6
近居の親	16.7	14.4	26	17.7	28.5
夫の親	4.1	3	8.4	5.7	7.7
妻の親	12.6	11.4	17.6	12	20.8
その他の親族	2.5	1.7	4.6	5.7	4.2
認可の保育所	2.8	0.5	12.7	3.4	8.3
企業内保育所	0.6	0	3	0.2	1.2
その他の保育施設	0.9	0.3	4.1	0.7	3
個人家庭保育やベビーシッター	1.1	0.2	4.2	1.7	7.7
育児休業	2.8	0.7	14.5	0.2	1.8
標本数	5811	4348	888	407	168

資料) 国立社会保障・人口問題研究所『第11回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)第I報告書——日本人の結婚と出産——』(1999)による(調査年次は1997年)。

注) 対象は、子どもを1人以上産んだ夫婦で、その子の乳児期の保育の担当者、および妻の就業状況が記入されているもの。主たる保育の担当者についての回答は複数選択であり、標本数に対する割合(%)として表示。

妻を比較してみると、就業している妻は親への依存が大きくなっている。これは、就業している妻が、育児休業制度や保育施設の利用だけでは子育て期を乗り切ることが難しく、近親者による家事・育児の援助をかなり受けていることを示していると考えられる。

平成4年と平成9年に経済企画庁国民生活局が実施した『国民生活選好度調査』(表2)においても、出生率の低下原因として、男女共に「子育ての費用の負担が大きいから」と「外で働く女性が増えたが育児を容易にする施設・制度が充分でないから」をあげた人が特になくなってきている。「子育ての費用の負担が大きいから」を選択した者の割合については、4年度、9年度ともに男女間の大きな差は見られないが、「育児を容易にする施設・制度が充分でないから」を選択した者の割合については、男性に比べて女性の方が多くなっている。このことから、男性に比べて、実際に育児と就業の両立を迫られている可能性の高い女性の方が、施設・制度の現状に不満を持っている者が多いといえるだろう。

また、平成4年度の調査が実施された平成4年

6月時点では、育児休業法が施行されてからほんの2ヵ月しか経っておらず、育児休業制度をはじめ、勤務時間の短縮等の措置が充分整備されていなかった可能性が高い。しかし、平成9年度の調査では育児休業法が施行されてから5年が経過しており、育児休業制度については6割以上の事業所で規定されているにもかかわらず、「育児を容易にする施設・制度が充分でないから」をあげた女性は約5%減っただけで、まだ半数以上の女性が施設・制度の不充分さをあげている。

以上のことから、出産者や育児中の者に対する企業の制度や配慮に関しては、以前に比べて整ってきてはいるものの、まだ改善すべき点があると思われる。子育て支援策が採られたならば理想の子ども数を持つとする女性がいる中で、まだまだ仕事と子育ての両立が困難であると感じている者が多いことを考えると、実際にそれらの制度を利用し、出産・育児と就業の両立を支援することができていない可能性があるという問題点もあげられる。

こうした育児支援が出生行動にどのような影響を与えるかに注目し、実証分析を行っているのは、

表2 出生率低下の原因(複数回答)

出生率低下の原因	平成4年度		平成9年度	
	男性	女性	男性	女性
総数	1148	1292	1787	1986
家が狭いから	18.3	17.1	14	9
生活環境が悪くなったから	22	18	15.2	14.8
多様な楽しみができたから	14.1	14.8	17.6	15.4
子育ての費用の負担が大きいため	56.6	52.8	56.3	56.9
育児を容易にする施設・制度が充分でないから	45	56.7	38.9	51.8
子どもを嫌いな人が増えたから	1.7	1.5	3	1.8
子どもを作る必要性を感じなくなったから	9.3	8.7	13.8	12
結婚するのが遅くなったから	19.3	19.3	27.5	29.9
子どもの将来が不安だから	12.1	15.2	13.8	15.2
身近に子どもの世話をする人がいないから	6.2	7.7	7.3	7.7
避妊技術が発達したから	6.4	4.9	3.6	4.2
結婚しない人が増えたから	24	25.2	29.3	30.7
子育ては肉体的負担が大きいため	7.8	8.4	5.7	5.5
その他	1.5	0.5	1.2	0.9

資料) 経済企画庁国民生活局『平成4年度 国民生活選好度調査』。

経済企画庁国民生活局『平成9年度 国民生活選好度調査』。

注) 『平成4年度 国民生活選好度調査』は、全国の20歳以上の男女個人を対象とし、平成4年6月に行われた調査。層化二段階無作為抽出法による3000の標本のうち、回答者数は2440人で回収率は81.3%であった。

『平成9年度 国民生活選好度調査』は、全国に居住する20歳以上59歳以下の男女を対象として平成9年5月29日から6月11日に行われた調査。層化二段階無作為抽出法による5000の標本のうち、有効回収数は3773人、回収率は75.5%であった。

両調査において、出生率低下の原因を3つまでの複数回答で尋ねており、総数に対する割合(%)として表示。

織田(1994)、塚原(1995)、樋口(1994)、森田・金子(1998)、高山・原田(1993)、松浦・滋野(1996)である。

育児休業制度と出生行動についての分析として、樋口(1994)が1987年の『就業構造基本調査』を用いて、育児休業実施割合が出産に与える影響を分析している。この中で育児休業制度を備えている企業に就職した方が子どもをもつ者が多い傾向が示されている。また、森田・金子(1998)は、1996年の『女性の職業意識と就業行動に関する調査』を用いて、就業行動と出生行動および賃金水準と勤続年数の同時決定性を考慮した実証分析を行っている。この中で、育児休業を利用すると出生児数が増えることが示されており、樋口、森田・金子ともに育児休業制度が出産を促進するという結果を示している。

児童手当や育児休業中の所得と出生行動につい

ての分析としては、織田(1994)、塚原(1995)が、ヴィネット調査<sup>3)</sup>により、育児支援策の出生行動に対する影響を分析している。織田は、児童手当が出生行動に対して正の効果を与えることを示しているが、育児休業中の給与保障に関してはあまり有意な結果が得られていない。また、塚原は、児童手当の上昇が出生確率を高め、育児休業期間中の所得保障があれば出産に踏み切りやすくなることを明らかにしている。高山・原田(1993)は、1985年の都道府県別データを使用して出生率の分析を行い、その推定結果を用いて児童手当が出生率に与える効果も試算している。その結果、児童手当の出生率に対する効果はあまり大きくないことを示しており、児童手当や育児休業中の所得が出生行動に与える影響は共通した結果が導き出されていない。

また、松浦・滋野(1996)は、1989年の『家計



調査』と『貯蓄動向調査』の個票データを用いて、家計の出生行動と妻の就業行動を関連させた分析を行っている。直接的な育児支援に関する分析は行っていないが、得られた推定結果より、25～29歳の階層では社会的制度の整備や育児手当・子どもの扶養控除の充実などが出生率の上昇に寄与すると述べている。

以上のように、育児支援と出生行動についての研究において、育児休業制度の有無や利用、休業中の金銭的補助等が出生行動に与える影響を分析した論文はあるが、企業別データを使って育児休業制度とそれ以外の育児支援策が就業と出産の両立にどのような影響を与えるかを明らかにしている実証分析はないように思える。そこで、本研究においては、出産・育児と就業の両立に着目して、育児支援策が就業している女性の出生行動にどのような影響を与えるかを実証分析する。

## II 分析におけるデータとモデル

ここでの分析の目的は、企業におけるどのような制度が女性の就業と出産の両立を促進するのか、またどのような企業側の配慮が女性の就業と出産の両立促進への要因となるのかを明らかにすることである。

実証分析には『平成8年度 女子雇用管理基本調査』<sup>4)</sup>の企業別データを用いた。この調査は9大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、一定の方法で抽出した約10000事業所を対象とする調査である。調査実施期間は平成8年7月1日から7月31日までで、調査対象企業は、特に断りのない限り、平成8年7月1日現在の状況について記入している。

被説明変数に「女子従業員における出産者数の割合」を用いている。「女子従業員における出産者数の割合」とは、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの女性の出産者数を女性常用労働者数で割った値である。この調査における常用労働者とは、期間を定めずに又は1ヵ月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2ヵ月の各月におい

て18日以上雇用されている者である。一方、育児休業制度が対象となる労働者は、日々雇用及び期間雇用を除く労働者であり、育児休業対象外の労働者が含まれている可能性がある。

しかし、期間雇用者に関しては、労働契約で形式上期間を定めて雇用される者であっても、経済的事情の変化による余剰人員の発生等特段の事情がない限り、当然に更新されることとなっている場合は、実質上期間の定めのない労働者として育児休業の適用対象となり得ること、企業によって育児休業対象者の適応範囲がまちまちで、育児休業法で定められた適応範囲が最低条件であり、より寛大な適応範囲が定められている可能性があることから推測すると、育児休業対象外の労働者が含まれていたとしてもその数は少ないと思われる。

また、事業主は育児休業を取得せずに子を養育する労働者のために、短時間勤務制度等の措置を講じなければならないが、これらの措置については日々雇用者を除くすべての労働者が対象となっている。推定の説明変数には短時間勤務制度等の措置があるかどうかのダミー変数を用いていることから、育児休業対象外の労働者や育児休業を取得しない労働者における影響もみることができると考える。

推定モデルとしては、被説明変数の値をみると0となる場合が多く、0でセンサーされていると考えられるので、Tobitモデルを用いている。ただし、データは調査時点で就業している女性に限られており、非就業の女性に関するデータは観測できない。よって、女性が継続して就業していた場合、どのような要因が産出に影響するのかについての分析であるという点に留意する必要がある。しかし、ここでの分析結果は、継続就業の意思があるにもかかわらず、産出時の企業における制度や配慮が不十分であったがために継続就業を断念し、労働市場から撤退した非就業の女性にとって、どのような要因が継続就業しながら産出するという選択肢を広げる可能性があるのか、つまり継続就業と産出の両立の可能性を高くするのかという意味も含んでいる。よって、分析結果から女性の就業と産出の両立に影響する要因を明らかにする

ことができると考える。

また、高齢の女性が多い事業所では、出生者数の割合は当然少なくなる。しかし、この調査では女性労働者の年齢構成等に関する直接的なデータはない。この点については、ある程度、産業別ダミー、事業所規模ダミーで調整することができると思われる。

説明変数については、組合ダミー、育休ダミー、育休対象者ダミー、金銭支給ダミー、昇給ダミー、復職後賃金ダミー、能力措置ダミー、復職後職場ダミー、支援制度ダミー、産業別ダミー、事業所規模ダミー、都道府県別ダミーを用いている。表3に記述統計量を示している。

まず、組合ダミーとは、組合がある事業所を1とするダミー変数である。育休ダミーは、育児休業制度がある事業所を1としている。育休対象者ダミーは、配偶者が常態として子を養育することができる者である労働者を育児休業制度の対象と

している事業所、つまり、子を養育する人がいるにもかかわらず、育児休業を取ることが可能である事業所を1としたダミー変数である。

金銭支給ダミーとしては、100%支給ダミー、定率支給ダミー、定額支給ダミーを用いている。子が1歳未満の休業期間中に毎月会社から金銭の支給がある場合において、100%ダミーでは所定内給与の100%相当額を支給する事業所を1とし、定率支給ダミーでは定率により支給する事業所を1とし、定額ダミーでは定額により支給する事業所を1としており、毎月会社から金銭の支給がない場合と比べた値が示される。

昇給ダミーとして、育児休業を取得した者における休業期間中の定期昇給の取り扱いについて、定期昇給時期に昇給する事業所を1とする定期昇給ダミー、復職後に昇給する事業所を1とする復職後昇給ダミー、休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す事業所を1とする持

表3 記述統計量

変数名	観測値	平均値	標準偏差	最小値	最大値
女子雇用者数に対する出産者数の割合	7340	0.014	0.044	0	1
組合ダミー(労働組合あり)	7340	0.466	0.499	0	1
育休ダミー(育児休業制度あり)	7340	0.677	0.468	0	1
育休対象者ダミー(配偶者が養育可能)	7340	0.187	0.390	0	1
100%支給ダミー(会社から100%支給)	7340	0.003	0.057	0	1
定率支給ダミー(会社から定率支給)	7340	0.018	0.132	0	1
定額支給ダミー(会社から定額支給)	7340	0.005	0.071	0	1
定期昇給ダミー(定期昇給)	7340	0.252	0.434	0	1
復職後昇給ダミー(復職後昇給)	7340	0.171	0.377	0	1
持ち越し昇給ダミー(持ち越し昇給)	7340	0.221	0.415	0	1
復職後賃金ダミー(賃金を保証する)	7340	0.597	0.491	0	1
能力措置ダミー(能力措置を講じる)	7340	0.245	0.430	0	1
原職ダミー(復職後原職復帰)	7340	0.568	0.495	0	1
希望考慮復帰ダミー(復職後希望考慮復帰)	7340	0.049	0.216	0	1
短時間ダミー(短時間勤務あり)	7340	0.299	0.458	0	1
フレックスダミー(フレックスタイムあり)	7340	0.071	0.256	0	1
繰上げ下げダミー(時刻の繰上げ下げあり)	7340	0.188	0.391	0	1
労働免除ダミー(所定外労働免除あり)	7340	0.247	0.431	0	1
託児施設ダミー(事業所内託児施設あり)	7340	0.025	0.155	0	1
育児援助ダミー(育児経費援助あり)	7340	0.012	0.107	0	1
事業所規模ダミー(30-99人)	7340	0.306	0.461	0	1
事業所規模ダミー(100-299人)	7340	0.264	0.441	0	1
事業所規模ダミー(300-499人)	7340	0.067	0.250	0	1
事業所規模ダミー(500-999人)	7340	0.115	0.319	0	1
事業所規模ダミー(1000人以上)	7340	0.067	0.250	0	1

ち越し昇給ダミーを用いている。それぞれのダミー変数のパラメータは定期昇給がない場合と比べた値が示されている。復職後賃金ダミーは、復職後の賃金の取り扱いにおいて、休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する事業所を1としている。

能力措置ダミーは、育児休業者に対する職業能力の維持、向上のために休業中の情報提供(社内報、職場・仕事に関する情報)や職場復帰のための講習などの措置を講じている事業所を1としている。

復職後職場ダミーには、復職後の職場・職種において、原則として原職復帰する事業所を1とする原職ダミー、本人の希望を考慮し会社が決定する事業所を1とする希望考慮復帰ダミーを用いている。それぞれの変数は、会社の人事管理等の都合により職場・職種を決定する事業所と比べた値が示される。

支援制度ダミーとしては、短時間ダミー、フレックスダミー、繰上げ下げダミー、労働免除ダミー、託児施設ダミー、育児援助ダミーを用いている。育児休業法では、事業主は、「短時間勤務制度」<sup>5)</sup>、「フレックスタイム制度」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「所定外労働をさせない制度」、「託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与」のいずれかの措置を講ずることとされている。労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするためのこれらの措置が出産にどのような影響を与えているかを明らかにするために、これらのダミー変数を用いた。それぞれの制度がある事業所を1としている。育児援助ダミーについては、育児に要する経費の援助措置を講じている事業所を1としている。ここでの育児に要する経費の援助措置とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいう。

さらに、産業別ダミー、事業所規模ダミー、都道府県別ダミーも用いている。産業別ダミーは、産業を中分類に分けた職種を用いており、鉱業に従事する場合に比べてどの産業において出産しや

すい状況が整っているかをみることができる。事業所規模ダミーでは、事業所における従業員数が5~29人の事業所に比べて、どの規模の事業所が出生を促進するかをみることができる。都道府県別ダミーにおいては、沖縄県に比べてどの県が出生を促しやすいかを示している。

### III 推定結果

表4に推定結果を示している。ただし、産業別ダミーと都道府県別ダミーは表から削除した。表4をみると、組合ダミー、育休ダミー、育休対象者ダミーはすべて有意に正が示された。これは、労働組合がある方が就業と出産の両立を促進することを示している。育児休業制度の規定については、育児休業法の中で、企業における育児休業法の規定の有無にかかわらず、労働者が育児休業を申し出た場合、事業主は原則としてこれを拒むことができないとされているが、やはり育児休業制度の規定がある方が就業と出産を両立させやすいという結果が示されている。また、子を養育する人がいるにもかかわらず、育児休業を取ることが可能である方が就業と出産の両立を促進することを表している。

金銭支給ダミーについては、100%支給ダミーは有意な負の結果が示された。定率支給ダミーについては負、定額支給ダミーについては正の値が示されたが、いずれも有意でない。出産に踏み切れない理由として経済的要因をあげる者が多いことから、労働者にとってはより多くの金銭が支給された方が出産に踏み切りやすいという出生促進の要因が考えられるが、推定結果はこの点と矛盾した結果が示されている。企業サイドからみると、支給する金額が多くなればなるほど企業にとっての大きなコストになるので、出産の可能性が高い労働者を採用しない、または辞めさせるという点があげられる。他方、金銭支給において優遇制度をとるのは、女性に継続就業を望んでいることを反映している可能性が大きいのだが、そういう仕事は仕事条件がよくないということも考えられる。100%支給ダミーに有意な負の結果が示されたこ

表4 「女子従業員における出産者数の割合」のTobitモデルによる推定結果

女子雇用者数に対する出産者数の割合	係数	t値
組合ダミー(労働組合あり)	0.0087	2.334**
育休ダミー(育児休業制度あり)	0.0231	2.050**
育休対象者ダミー(配偶者が養育可能)	0.0089	2.419**
100%支給ダミー(会社から100%支給)	-0.0618	-1.888*
定率支給ダミー(会社から定率支給)	-0.0012	-0.118
定額支給ダミー(会社から定額支給)	0.0128	0.706
定期昇給ダミー(定期昇給)	0.0282	3.167***
復職後昇給ダミー(復職後昇給)	0.0194	2.132**
持ち越し昇給ダミー(持ち越し昇給)	0.0163	1.821*
復職後賃金ダミー(賃金を保証する)	0.0181	3.187***
能力措置ダミー(能力措置を講じる)	0.0125	3.619***
原職ダミー(復職後原職復帰)	-0.0132	-2.282**
希望考慮復帰ダミー(復職後希望考慮復帰)	-0.0205	-2.462**
短時間ダミー(短時間勤務あり)	0.0057	1.618
フレックスダミー(フレックスタイムあり)	-0.0065	-1.149
繰上げ下げダミー(時刻の繰上げ下げあり)	0.0109	2.801***
労働免除ダミー(所定外労働免除あり)	0.0000	-0.009
託児施設ダミー(事業所内託児施設あり)	0.0049	0.549
育児援助ダミー(育児経費援助あり)	0.0077	0.638
事業所規模ダミー(30-99人)	0.0250	4.196***
事業所規模ダミー(100-299人)	0.0475	7.690***
事業所規模ダミー(300-499人)	0.0690	8.954***
事業所規模ダミー(500-999人)	0.0795	11.128***
事業所規模ダミー(1000人以上)	0.0966	12.347***
定数項	-0.1456	-6.166***

サンプル数=7340 Log likelihood=452.03187

5136 left censored observations at bfr≤0 2204 uncensored observations

資料) 労働省「平成8年度 女子雇用管理基本調査」。

注) \*\*\*は1%水準, \*\*は5%水準, \*は10%水準で有意。

とは、就業と出産の両立に対する正の効果より、負の効果の方が大きいことを表しており、金銭の支給を負担する企業では、就業と出産の両立が困難になることが示された。

昇給ダミーについては、定期昇給ダミー、復職後昇給ダミー、持ち越し昇給ダミーすべてで有意な正の結果が示された。しかもパラメータの大きさを比較すると、休業期間中であっても定期昇給時期に昇給することが最も出生を促進し、昇給が遅れるほど就業と出産の両立を促進する効果が少なくなることが示された。

復職後賃金ダミーと能力措置ダミーについては、共に有意な正の値が示されている。休業前の賃金又はそれ以上が保障されていること、そして休業者に対して職業能力の維持、向上のための措置が

講じられていることは、予想通り就業と出産を両立させやすくなることが示された。

復職後職場ダミーについては、原職ダミー、希望考慮復帰ダミー共に有意な負の結果が得られた。原職での職場復帰は、継続就業しながらの出産者を優遇している措置のように思われるが、逆にこういう措置がとられる仕事は過酷な労働が強いられる可能性が高いとも考えられる。小さい子どもを抱えながら過酷な労働が課せられることは、出産者の不安を大きくすると思われる。よって、復帰したときには原職にもどるという事業所では、就業と出産の両立を困難にする傾向があらわれると思われる。希望考慮復帰ダミーについては、原職ダミーより負の効果が大きかった。これは予想に反している。

支援制度ダミーについては、繰上げ下げダミーだけが有意に正の結果となり、その他の支援制度ダミーは有意な結果が得られなかった。繰上げ下げダミーが正の結果を示したことについては、例えば、保育所への送り迎え、子どもが病気になったときの通院等を考えると、育児と就業を両立していく上で、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度が有効という結果が示されたといえる。

産業別ダミーでは、ほとんどのダミー変数が有意な正の結果を示している。特に医療業、社会保険・社会福祉、精密機械器具製造業、金融・保険業、教育の産業では、他の変数より大きな正の値が得られている。一つには、これらの産業では女性の職場進出が進んでおり、他の産業と比べて女性の活用が積極的に行われていると思われる。よって、これらの産業では、女性が働きやすい環境が整っており、就業と出産の両立を促進する結果が示されたと考えられる。もう一つは、これらの産業では出産時期の女性のいる割合が高いので、「女性従業員における出産者数の割合」が高くなったと考えられる。

事業所規模ダミー<sup>6)</sup>については、すべて有意な正の結果が示された。パラメータの大きさを比べると、予想通り、事業所規模が大きくなるにしたがってパラメータの値も大きくなり、就業と出産の両立を促進する傾向がある。これは、一つには、事業所規模が大きくなるにしたがって育児休業取得者の仕事をカバーできる人員の確保が容易になるので、事業所規模が大きい方が出産に踏み切りやすい環境が整っているためと考えられる。またもう一つは、事業所規模の比較的大きいところでは、若い年代の女性がいる割合が高く、就業と出産の両立に関して正の結果が導かれるということも考えられる。

都道府県別ダミーについては、北海道、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、和歌山県、山口県、愛媛県、鹿児島県が特に負の効果が強く出ている。東京都、大阪府、愛知県のような都市部では、やはり晩婚化、未婚化の傾向が強く、その結果、就業と出産の両立に対する負の効果が強く出ていると思われる。また、比較的負の効果が弱く出てい

るのは、有意な結果についてみると、福島県、新潟県、滋賀県、大分県である。このことから、地方においては都市部より就業と出産の両立を抑制する効果が小さくなっていることがわかる。

#### IV おわりに

本研究における分析の目的は、企業におけるどのような制度や配慮が女性の就業と出産の両立を促進するのかを明らかにすることであった。分析結果によると、子育て支援制度のうち、就業と出産の両立を促進するのは、育児休業制度が規定されている場合、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度がある場合である。育児休業法では、企業における育児休業制度の規定の有無にかかわらず、労働者が育児休業の申し出をした場合、事業主は原則としてこれを拒むことができないこととされているが、育児休業制度の規定がある方が育児休業を開始する環境が整っていると考えられ、就業と出産の両立を促進する。また、保育所等への送迎を考慮すると、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度があることも就業と出産の両立を促進すると考えられる。

育児休業中の昇給に関しては、育児休業を開始したことによって昇給が遅れることがない方が就業と出産の両立を促進し、賃金に関しても育児休業の開始により不利になるようなことがない方が就業と出産の両立を促進する。つまり、育児休業を取得することにより昇給や賃金に影響がでない企業では就業と出産の両立が促進される。また、労働組合がある企業、育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置が講じられている企業でも就業と出産の両立が促進される。

育児休業中に会社から支給される金銭については、賃金の100%が会社から支給される場合、就業と出産の両立を抑制する結果が示された。これは、支給される金銭が会社にとって大きなコストとなり、出産の可能性の高い労働者を採用しない、または辞めさせる傾向があるからであると思われる。また、そのような優遇制度をとる仕事は仕事条件が過酷で、育児との両立が困難である可能性

も考えられる。

以上のことから、企業が子育て支援制度を積極的に実施し、育児休業者が育児休業を取得することによって昇給や賃金における金銭的な不利益を受けないように配慮し、育児休業者が容易に職場復帰できるように配慮することが就業と出産の両立を促す結果を導くことが明らかになった。

本研究では、企業別データを用いて企業における制度や配慮に対する既婚女性の出生行動への影響を分析したが、データ上の制限により、女性個人の属性や特質については考慮できなかった。また、非就業の女性に関するデータが得られず、サンプルセクションバイアスが発生している可能性もある。これらの点も考慮に入れた分析が今後の課題である。

## 付 記

この論文は、厚生科学研究「家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究」（平成8年度～10年度）および厚生科学研究政策科学推進事業「少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究」（平成11年度～13年度）プロジェクトの研究成果の一部を大幅に書き直したものである。厚生科学研究費の資金援助に感謝の意を表したい。

（平成13年9月投稿受理）

（平成13年9月採用決定）

## 注

- 1) 労働省『女子雇用管理基本調査』昭和63年度～平成8年度を参照。産業計における育児休業制度の規定割合である。
- 2) 厚生省大臣官房政策課『平成9年 結婚と出生・育児に関する基礎的調査』に基づく国立社会保障・人口問題研究所の集計である。正規就業（週35時間以上労働）で子どもを持っている女性において、子育て支援策が採られたならば理想子ども数を持つとすると複数解答にて答えた女性の割合（%）を示している。ここでの「子育てに理解ある職場環境の整備」とは、育児休業や子どもの病気等で休暇がとりやすいことなどをさす。「保育所の充実」とは、必要な人が必要なときに便利な場所で保育が受けられる環境などをさす。
- 3) 架空の状況設定を提示し、これに対する回答

を求めるという調査手法。

- 4) 労働省婦人局（1996）『平成8年度 女子雇用管理基本調査』。
- 5) ここでの短時間勤務制度とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に規定する育児時間は含んでいない。
- 6) 事業所規模ダミーと他の変数との相関係数は、あまり大きな値は示されず、相関関係はない。

## 参考文献

- 織田輝哉（1994）『現代家族と社会保障 結婚・出生・育児』社会保障研究所編「第8章 出生行動と社会政策（2） ヴィネット調査による出生行動の分析」pp.151-180, 東京大学出版会。
- 経済企画庁（1997）『平成9年版 国民生活白書』。経済企画庁国民生活局『平成4年度 国民生活選好度調査』。
- 『平成9年度 国民生活選好度調査』。
- 厚生省（1996）『平成8年版 厚生白書』。
- （1996）『平成8年度 人口動態社会経済面調査報告 働く女性の出産』。
- 厚生省大臣官房政策課（1997）『平成9年 結婚と出生・育児に関する基礎的調査』。
- 国立社会保障・人口問題研究所（1999）『第11回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）第I報告書——日本人の結婚と出産』。
- 総 理 府（1994）『平成6年版 女性の現状と施策』。
- 高山憲之・原田 泰（1993）『高齢化の中の金融と貯蓄』, pp.1-16, 日本評論社。
- 塚原康博（1995）「育児支援政策が出生行動に与える効果について 実験ヴィネットアプローチによる就業形態別出生確率の計量分析」『日本経済研究』No.28, pp.148-161。
- 日本労働研究機構（1997）『女性の職業・キャリア意識と就業行動に関する研究 調査報告書 No.99』。
- 樋口美雄（1994）「第9章 育児休業制度の実証分析」『現代家族と社会保障 結婚・出生・育児』社会保障研究所編, pp.181-204, 東京大学出版会。
- 松浦克己・滋野由紀子（1996）『女性の就業と富の分配』, pp.25-60, 日本評論社。
- 森田陽子・金子能宏（1998）「育児休業制度の普及と女性雇用者の勤続年数」『日本労働研究雑誌』第459号, pp.50-62, 日本労働研究機構。
- 労働省婦人局（1996）『平成8年度 女子雇用管理基本調査』。
- （するが・てるかず 大阪府立大学教授）  
（にしもと・まゆみ 大阪府立大学大学院 博士課程）

## 平成11年度 社会 保 障 費

## —解説と分析—

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部

2001年(平成13年)12月13日「平成11年度社会保障給付費」を公表した。本稿では平成11年度の解説と分析をおこなう。なお、研究所のホームページで、配布資料全ページを公開している。公開形式はHTML形式とエクセルファイルのダウンロード形式で、配布資料同様の内容もPDFファイルのダウンロード形式で提供されている。

## 第1部 解 説 編

## I 平成11年度社会保障給付費の概要

- 1 平成11年度の社会保障給付費は75兆417億円であり、対前年度増加額は2兆9,007億円、伸び率は4.0%である。平成10年度以降、給付費の対前年度伸び率は低い水準を維持して推移してきている。
- 2 社会保障費の対国民所得比は19.60%となり、過去最高を記録した。これは社会保障給付費が増加している一方で、国民所得の対前年度伸び率が0.2%と低調だったことによる。
- 3 国民1人当たりの社会保障給付費は59万2,300円で、対前年度伸び率は3.9%となっている。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が26兆3,953億円で総額に占める割合は35.2%、「年金」が39兆9,112億円で総額に占める割合は53.2%、「福祉その他」が8兆7,352億円で11.6%である。構成割合は前年と変わらなかった。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は3.9%である。平成9～10年度にかけて、被用者保険の自己負担割合の拡大により低かった伸びは、再び上昇の傾向にある。
- 6 「年金」の対前年度伸び率は3.9%であり、給付費の3部門推計を始めて以来の低い伸びだった。
- 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は5.0%、前年の伸び率を3.0ポイント下回っている。
- 8 機能別分類において、最も大きいのは「高齢」(33兆6,477億円)ついで「保健医療」(26兆787億円)である。これら上位2機能分類で、総額の79.6%を占める。
- 9 上位2機能以外では例年と変わらず大きい順に、「遺族」(5兆7,326億円)「失業」(2兆8,037億円)「家族」(2兆360億円)「障害」(1兆8,465億円)「生活保護その他」(1兆6,741億円)「労働災害」(1兆449億円)「住宅」(1,776億円)となっている。
- 10 対前年度伸び率では「住宅」の12.3%がとくに大きくなっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成10年度	平成11年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	721,411 (100.0)	750,417 (100.0)	29,007	4.0
医療	254,077 (35.2)	263,953 (35.2)	9,875	3.9
年金	384,105 (53.2)	399,112 (53.2)	15,007	3.9
福祉その他	83,228 (11.5)	87,352 (11.6)	4,124	5.0

注) 括弧内は構成割合(%), 公表資料の表1に該当。

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成10年度	平成11年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	721,411 (100.0)	750,417 (100.0)	29,007	4.0
高齢	322,287 (44.7)	336,477 (44.8)	14,190	4.4
遺族	55,611 (7.7)	57,326 (7.6)	1,715	3.1
障害	18,025 (2.5)	18,465 (2.5)	440	2.4
労働災害	10,639 (1.5)	10,449 (1.4)	△189	△1.8
保健医療	251,640 (34.9)	260,787 (34.8)	9,147	3.6
家族	19,310 (2.7)	20,360 (2.7)	1,050	5.4
失業	26,742 (3.7)	28,037 (3.7)	1,295	4.8
住宅	1,581 (0.2)	1,776 (0.2)	195	12.3
生活保護その他	15,576 (2.2)	16,741 (2.2)	1,165	7.5

注) 括弧内は構成割合(%), 公表資料では表4に該当。

## II 平成11年度社会保障財源の概要

公表資料では、第10表および第11表で財源の推移を示した。前者は第18次までの調査票に、後者は第19次の調査票に基づいて集計された。

1 収入総額96兆9,265億円である。

注) 収入総額とは、社会保障給付費の財源に加えて、積立金への繰入・管理費および給付外の施設整備費の財源も含む。

2 大項目では「社会保険料」が54兆5,285億円で、収入総額の56.3%を占める。次に「税」



表3 項目別社会保障財源

(単位：百万円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
合計	85,124,526	87,081,417	90,067,693	89,218,799	96,926,467
I 社会保険料	51,222,116	52,708,994	54,815,077	54,973,713	54,528,481
事業主拠出	26,807,523	27,464,906	28,583,392	28,644,912	28,427,077
民間事業主拠出	21,750,624	22,327,796	23,338,437	23,401,548	23,243,086
公的事業主拠出	5,056,899	5,137,110	5,244,955	5,243,364	5,183,991
被保険者拠出	24,414,593	25,244,088	26,231,685	26,328,801	26,101,404
被用者拠出	19,290,417	19,885,883	20,701,182	20,738,659	20,398,403
自営業者及び年金受給者拠出	5,124,176	5,358,205	5,530,503	5,590,142	5,703,002
II 税	20,790,117	21,330,400	21,753,334	21,988,211	24,661,026
普通税	20,790,117	21,330,400	21,753,334	21,988,211	24,661,026
国	16,568,263	16,832,857	17,110,856	17,168,107	19,504,855
地方	4,221,854	4,497,543	4,642,477	4,820,105	5,156,171
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	13,112,292	13,042,023	13,499,282	12,256,875	17,736,960
資産収入	9,811,789	9,629,574	10,382,452	8,965,329	14,270,660
その他	3,300,503	3,412,448	3,116,830	3,291,546	3,466,300
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—
対前年度比(%)					
	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
合計	6.98	2.30	3.43	△0.94	8.64
I 社会保険料	7.85	2.90	4.00	0.29	△0.81
事業主拠出	7.46	2.45	4.07	0.22	△0.76
民間事業主拠出	8.25	2.65	4.53	0.27	△0.68
公的事業主拠出	4.22	1.59	2.10	△0.03	△1.13
被保険者拠出	8.28	3.40	3.91	0.37	△0.86
被用者拠出	9.56	3.09	4.10	0.18	△1.64
自営業者及び年金受給者拠出	3.75	4.57	3.22	1.08	2.02
II 税	6.74	2.60	1.98	1.08	12.16
普通税	6.74	2.60	1.98	1.08	12.16
国	5.57	1.60	1.65	0.33	13.61
地方	11.60	6.53	3.22	3.83	6.97
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	4.05	△0.54	3.51	△9.20	44.71
資産収入	4.79	△1.86	7.82	△13.65	59.18
その他	1.91	3.39	△8.66	5.61	5.31
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

注) 公表資料の第11表に該当。

この表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類(他制度からの移転を除く)に従って算出したものである。

が24兆6,610億円で、収入総額の25.4%を占める。

- 3 社会保険料収入が対前年比較で減少したのは、本推計を始めて以来のことである。
- 4 「他の収入」は資産収入の伸び(59.18%)によって飛び抜けて大きくなった。これは平成11年度において、厚生年金基金等の基金運用益が、国内の株式相場の好転により大きくなったことによる。注) 11年度の時価ベース運用利回りが13.09%を記録した。

## 第2部 分析編

### I 「社会保険中心財源」の特徴

日本の社会保険財源は全体の6割近くを社会保険料収入に依存している。財源構造の国際比較からみてもドイツに近い構成をとっており、「社会保険中心財源」となっている。社会保険制度が社

会保険料中心財源で運営されていることの特徴とは負担者である勤労者及び事業主の懐具合と人数の変動によって財源全体が大きく左右されることである。加えて、現状では公的年金制度で多額の積立金を保有していることが、運用収益の変化による資産収入の激しい増減という現象を生み出している。前出の「表3 項目別社会保険財源」でわかるように、ここ数年の動きは、「社会保険中心財源」の特徴を端的に表す動きとなっている。

前回推計(平成10年度)では社会保険収入総額が推計開始以来対前年比較で減少した。原因は資産収入の減少すなわち公的年金の積立金運用益が減少したことにあつた<sup>1)</sup>。しかし前年の収入減少の影響から、平成11年度の収入総額は対前年比で8.64%の高い伸び率を記録した<sup>2)</sup>。この伸びの要因は、前述の財源概要に示したように、厚生年金基金の資産収入の急激な増加が寄与していたものである。しかし運用益は景気変動に影響をうける。事実過日公表された厚生年金基金の資金運用

表4 被用者保険の被保険者数と標準報酬月額推移(平成10~11年度)

標準報酬月額の平均		(単位：円)	
	平成10年度	平成11年度	対前年度差
政管健保	292,492	290,719	△1,773
法第69条の7	13,555	13,563	8
組合健保	369,053	369,209	156
船員保険	375,800	374,737	△1,063
共済組合	428,950	441,284	12,334
国保	2,274千円 (平成9年年額)	2,081千円 (平成10年年額)	△193千円
厚生年金保険	316,186	315,353	△833
被保険者数		(単位：千人)	
	平成10年度	平成11年度	対前年度差
<b>医療保険(被用者保険)</b>			
政管健保	19,685	19,527	△158
法第69条の7	38	34	△4
組合健保	15,650	15,394	△256
船員保険	94	89	△5
共済組合	4,538	4,522	△16
<b>年金保険</b>			
第1号被保険者	20,426	21,175	749
第3号被保険者	11,818	11,686	△132
第2号被保険者	38,259	37,754	△505
厚生年金保険	32,957	32,481	△476
共済組合	5,302	5,273	△29

実態調査によると、平成12年度の運用利回りは時価ベースで-9.83%と再び減少した<sup>3)</sup>。

今回社会保険料収入が対前年比で推計開始後初めて減少した。表3でわかるように、自営業者及び年金受給者拠出以外のすべての社会保険料拠出が減少した結果である。これは被用者保険における被保険者数の減少と被保険者の標準報酬月額の下落が原因である。一方で、国民年金第1号被保険者や国民健康保険など被用者以外の制度加入者数は増加し、保険料収入も増えている。

すなわち、日本の社会保障は社会保険中心財源であることに変わりがないものの、被用者制度から非被用者制度(地域保険)へシフトしているのである。その背後には、高齢化による非就労者の増大と景気の低迷による失業者の増大や賃金の伸びの鈍化がある。例えば医療保険においては、すべての被用者制度の被保険者数が減少していることから、皆保険の原則からすると国民健康保険への移動が行われたと考えられる。

## II 税財源の変動要因

平成11年度の財源において、税財源が12.16%の上昇を記録した。特に国庫負担の伸び率は13.61%と大きくなっている。国庫分が2兆3,367億円の伸び、また地方分が3,361億円の増加となった。国庫分の増加分のうち、7,988億円については厚生年金の増で、平成10年度まで行われた国庫負担繰り延べが平成11年度には行われなかったことによるものである。また、4,912億円は、政管健保において国庫負担繰り延べ分の返還(4,183億円)がなされたことによるものである。その他、3,437億円は国民健康保険、2,984億円は老人保健のそれぞれ給付増によるものである。一方、地方分の増加分3,361億円は、社会福祉の増加により1,264億円、老人保健の増加により1,096億円、生活保護の増加により319億円、これらの費用の合計で説明できる。

すなわち11年度の国庫負担の増加は「繰り延べ」<sup>4)</sup>にかかる特殊事情で増加したが、地方負担は地方自治体の負担割合が固定された制度におけ

表5 年金の繰り延べ実態

国庫負担の繰り延べ額		(単位: 億円)
厚生年金	昭和61年度	3,040
	昭和62年度	3,600
	昭和63年度	3,600
	平成元年度	3,240
	平成7年度	4,150
	平成8年度	8,000
	平成9年度	7,200
国民年金	平成10年度	7,000
	平成6年度	2,082
	平成7年度	2,372

表6 政府管掌健康保険の繰り延べ実態

政府管掌健康保険の国庫補助繰り延べ  
(単位: 億円)

年度	繰り延べ	
	元本分	返還
昭和60	939	
61	1,300	
62	1,350	
63	650	
平成元	400	
5	1,300	
6	1,200	
7補正予算		1,543
8補正予算		1,413
11補正予算		4,183
計	7,139	7,139

る給付の増加に起因していた。

## III 過去最低になった「年金」伸び率

社会保障給付費「年金」の伸び率は、推計開始以来過去最低の3.9%となった(推計開始は昭和25年度、伸び率は昭和26年度)。その要因を第1に社会保障給付費全体の伸びに「年金」の伸びが与える影響から考察した。表7は伸び率の要因分析結果である。社会保障給付費全体の伸び率4.0%のうち「年金」給付が与えた影響は2.07%であった。また、「年金」の内訳を見ると、受給者増分が1.34%、年金額の改定分・その他が0.73%となっている。

第2に受給者数や受給年金平均額等の影響を見

る。表8は公的年金受給者数の推移である。近年の傾向1995年度から1999年度を観察すると、公的年金受給者数の対前年度増加率が1999年度(平成11年度)で最も低くなり2.5%になっている<sup>9)</sup>。このことから「年金」の伸び率が低かった要因の一つとして公的年金受給者数の伸びが低かったことが考えられる。

次に1人当たりの年金額変動の要因として、①物価スライド率の改定、②被保険者期間、③標準報酬月額、④給付乗率、等を考える。

まず、物価スライド率は、1999年度(平成11年度)は0.6%であり、過去10年間(平成2年から平成11年)では低い水準にとどまっており、10年度から11年度の低い年金給付伸び率の要因の一つと考えられる。なお、平成12年度並びに

13年度においては、物価スライドは0%であったため、他の要因に変化がなければ、平成12年度以降もひきつづき低い「年金」給付伸び率になることが予想できる。

次に年金受給者の被保険者期間や標準報酬月額の変化を見た。過去5年間(平成7年度から平成11年度)の厚生年金受給者の平均被保険者期間と平均標準報酬月額の推移を表9でしめした。表9の括弧内の値は対前年度伸び率である。対前年度伸び率を見ると平均被保険者期間・平均標準報酬月額ともコンスタントに延びている。ここからは、年金給付額の伸びを抑制する要因は見られない。

次に給付乗率について考察してみる<sup>9)</sup>。給付乗率が大幅に変更されたのは基礎年金部分が導入された60年改正の時である。60年改正前の給付乗率は1000分の10であった(昭和40年に1000分の5から1000分の6へ引き上げ)。1000分の10であった給付乗率が60年改正によって最低で1000分の7.5まで引き下げられた。ただし表10でわかるように、生年月日によって下げ幅は細かく調整され、昭和21年4月2日以降に生まれた人からはすべて1000分の7.5に固定されている。

平成11年(1999年)で年金受給を開始し始め

表7 要因分析

(単位：%)	
給付費の伸び率	4
年金分	2.07
(内訳)	
受給者増分	1.34
年金額の改訂分・その他の分	0.73

表8 公的年金受給者数

(単位：千人)					
	1995年度 平成7年度	1996年度 平成8年度	1997年度 平成9年度	1998年度 平成10年度	1999年度 平成11年度
国民年金	14,751	15,611	16,585	17,469	18,362
旧法拠出制	7,853	7,543	7,228	6,892	6,554
(新)基礎年金	6,898	8,067	9,357	10,576	11,808
基礎のみ(再掲)	3,814	4,233	4,686	5,097	5,481
厚生年金保険	13,621	14,324	15,778	16,503	17,233
船員保険(再掲)	115	111	107	102	98
共済組合	3,591	3,676	3,134	3,218	3,296
福祉年金	400	329	268	215	171
総計(1)	32,363	33,940	35,765	37,405	39,062
総計(2)基礎のみ	29,279	30,105	31,094	31,925	32,735
(2)対前年度増加率	4.5%	2.8%	3.3%	2.7%	2.5%

注) 1. 旧法拠出制とは旧法の拠出制年金をいう。拠出制年金とは受給権の取得に保険料の拠出を要件とする年金をいい、無拠出の福祉年金と区別される。

2. 基礎のみ(再掲)は厚生年金保険の受給権(同一の年金種別)を持たない者の数である。

3. 1997年度(平成9年度)に旧三共済が厚生年金へ統合。

表9 平均被保険者期間・平均標準報酬月額

	1995年度 (平成7年度)		1996年度 (平成8年度)		1997年度 (平成9年度)		1998年度 (平成10年度)		1999年度 (平成11年度)	
	平均被保険者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保険者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保険者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保険者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保険者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)
男子	389 (1.6%)	317,046 (1.2%)	391 (0.5%)	319,230 (0.7%)	395 (1.0%)	320,683 (0.5%)	397 (0.5%)	322,803 (0.7%)	401 (1.0%)	324,745 (0.6%)
女子	263 (1.5%)	172,925 (1.0%)	264 (0.4%)	173,938 (0.6%)	266 (0.8%)	177,297 (1.9%)	269 (1.1%)	178,205 (0.5%)	271 (0.7%)	179,088 (0.5%)
計	347 (0.9%)	268,360 (1.0%)	350 (0.9%)	271,037 (1.0%)	354 (1.1%)	275,269 (1.6%)	357 (0.8%)	276,911 (0.6%)	360 (0.8%)	279,241 (0.8%)

注) 括弧内は対前年度伸び率。

表10 厚生年金の定額単価及び乗率に関する経過措置

生年月日	施行日における年齢	乗率	定額単価 (昭和59年度価格)
昭和2年4月1日以前	59歳以上	1000分の10	2,400円
2年4月2日～昭和3年4月1日	58	9.86	2,323
3年4月2日～4年4月1日	57	9.72	2,249
4年4月2日～5年4月1日	56	9.58	2,176
5年4月2日～6年4月1日	55	9.44	2,106
6年4月2日～7年4月1日	54	9.31	2,039
7年4月2日～8年4月1日	53	9.17	1,974
8年4月2日～9年4月1日	52	9.04	1,910
9年4月2日～10年4月1日	51	8.91	1,849
10年4月2日～11年4月1日	50	8.79	1,790
11年4月2日～12年4月1日	49	8.66	1,733
12年4月2日～13年4月1日	48	8.54	1,676
13年4月2日～14年4月1日	47	8.41	1,623
14年4月2日～15年4月1日	46	8.29	1,570
15年4月2日～16年4月1日	45	8.18	1,520
16年4月2日～17年4月1日	44	8.06	1,471
17年4月2日～18年4月1日	43	7.94	1,424
18年4月2日～19年4月1日	42	7.83	1,379
19年4月2日～20年4月1日	41	7.72	1,334
20年4月2日～21年4月1日	40	7.61	1,291
21年4月2日以後	39歳以下	7.5	1,250

る世代は昭和14年生まれから昭和9年生まれ(施行日における年齢で46歳から51歳)に相当する。この世代の給付乗率は1000分の8.91～1000分の8.29である。給付乗率の圧縮と受給者コーホートの年金受給水準が相互に影響しあって年金給付の低い伸び率を示す結果となっていると考えられる。年金給付の分析において、60年改正のこの給付乗率圧縮の影響を分析することは、制度改正の影響をみる上で重要であろう。

社会保障給付費「年金」の伸び率が低かった理由をまとめると、公的年金受給者数の伸びの鈍化、物価スライド率の圧縮、60年改正(給付乗率の引き下げ)の影響などがあげられる。

### 第3部 まとめ

平成11年度は公的介護保険導入前年である。次年平成12年度より介護保険を社会保障給付費

の中でどのように位置づけていくかの検討を始められているところである。

平成10年度公表資料から採用したILO第19次調査では、機能別分類を採用しているため受給者を65歳以上と高齢者に限定した介護保険の給付は「高齢」機能に分類される。問題は、日本が独自に採用している3分類「医療」「年金」「福祉その他」においてどの分類に位置づけるかである。3分類は旧厚生省が公表してきた『社会保障の給付と負担の将来見通し』で採用されている分類でありゴールドプランの導入時に「医療・年金・福祉その他」の将来における割合を5対4対1から5対3対2にシフトさせていくことが議論されて以降一つの目標値として認識されている。旧厚生省が平成12年10月に公表した同見通しでは、2025年に社会保障給付費が207兆円となり、内訳では年金が99兆円・医療が71兆円・福祉その他が36兆円（内介護が21兆円）と予想されている。構成割合では48%・34%・17%となっている。平成11年度の3分類の割合は10年度と同じであり、福祉その他の割合は1割から変化していない。

従来から「福祉その他」という区分は医療と年金を控除した残余という位置づけだが、分類名に福祉が使われているために、一般には中身は「社会福祉費用」だと誤解を受けやすくなっている。最大のシェアを占めるのは「社会福祉」だが、同規模で「失業」がある。したがって、3分類を採用して「5対3対2」の議論をすすめていくと、失業給付の増大によって実現した場合も、福祉の充実という本来の目的を達することなく目標値だけが達成されるのである。3分類は我が国独自の分類であり、諸外国との比較が困難である。またILOが第19次調査以降採用している機能別分類では従来の方法で諸外国について3分類を推計することができない。介護保険が導入される平成12年度の社会保障給付費の推計を機に、分類方法の見直しを行う必要を指摘したい。

国際比較データについては、ILOがデータの更新を行っていない。国民所得データが更新されたため、対国民所得比に変化はあったものの、昨年と同様の情報しか公表できなかった。国際比較についてはILOホームページよりダウンロードしたデータで、社会保障給付費の付録（国際比較）pp.33-35の元データを海外社会保障（138号）に掲載している。

#### 注

- 1) 季刊社会保障研究（第36巻第4号）平成10年度社会保障費——解説と分析——を参照。
- 2) 報告1999年度厚生年金基金の資産運用実態調査——厚生年金基金連合会運用調査部——，企業年金 2000年10月号参照。
- 3) 報告2000年度厚生年金基金の資産運用実態調査——厚生年金基金連合会運用調査部——，企業年金 2001年10月号参照。
- 4) 繰り延べとは、その時の財政事情に応じて本来負担すべき国庫負担額の一部を制度に対して支出しないことを表す。将来運用収入相当分を含めて返済される。
- 5) 年金受給者数の対前年度増加率の計算では国民年金の受給者数には旧法拠出制と基礎のみを合計した値を用いた。
- 6) 給付乗率とは将来にわたって年金の現役収入の代替率を一定にするために、報酬比例部分の給付額をコーホートごとに調整する目的で採用されている。（報酬比例部分は、「平均標準報酬月額×支給乗率×加入月数」で計算される。）表10は昭和60年改訂時の給付乗率である。平成12年改正によって給付の5%適正化で、給付乗率はさらに引き下げられ、最低乗率が1000分の7.125となった。

平成11年度社会保障給付費の推計作業およびとりまとめは、勝又幸子・宮里尚三が担当した。本資料に関するお問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部  
第3室 03-3595-2985（総合企画部直通）

又は 勝又幸子 (YUKIKO-KA@ipss.go.jp)

(かつまた・ゆきこ 総合企画部第3室長)  
(みやざと・なおみ 総合企画部研究員)

## 社会 保 障 法 判 例

大 原 利 夫

生活保護開始申請書の交付拒否等に対する国家賠償上  
の損害賠償請求が認められた事例

大阪地方裁判所平成13年3月29日判決(平成11年(行ワ)第18号  
生活保護決定処分取消等請求事件)

## I 事案の概要

1 原告Xは、身体障害者手帳1級1種の交付を受けていた。昭和60年9月22日から枚方市内の重度身体障害者更生援護施設(以下「施設」という。)に入所していたが、平成8年2月28日に退所し、その後は大阪市生野区において一人で生活していた。被告は大阪市生野区福祉事務所長Y<sub>1</sub>と大阪市Y<sub>2</sub>である。

2 Xは平成8年3月1日、障害者介護人と共に生野区福祉事務所生活保護課において生活保護の申請について相談し、同課の相談員から、保護の開始に必要な書類を持参するよう指示された。

3 Xは平成8年4月1日、同課の別の相談員Aに対して以前に指示されていた書類を提出し、生活保護を申請するため申請書の交付を求めた。これに対しAはXの親族による扶養義務者申告書と扶養義務照会回答用紙の提出を求め、扶養義務者の回答が確認できない限りは申請書を交付することができないと述べて、Xの求めに応じなかった。

Xが福祉事務所を去った後、AはXの承諾を

得ることなく施設に電話をかけ、Xが正式に退所したかどうか問い合わせ、正式に退所したとの回答を得た。

4 Xが同年4月17日にY<sub>1</sub>及びAと面談をした際、Y<sub>1</sub>らはXに生活保護開始申請書を交付し、申請書を提出するよう求めた。Xは福祉事務所の相談員の権限等について質問する通知書をY<sub>1</sub>に送付していたが、その回答が得られるまでXは申請書を提出しないとして提出を拒否した。

5 Xは平成9年3月24日、申請日を平成8年4月1日と記載した生活保護開始申請書等を提出した。Y<sub>1</sub>は、平成9年4月1日、月額19万4880円を支給する保護開始の決定をし(保護開始日は平成9年3月24日)、保護決定通知書によりXに通知した。

6 以上の経過を踏まえて、XはY<sub>1</sub>が同日を保護開始日とせず本件決定をしたことが違法であるとして、Y<sub>1</sub>に対して本件決定を取り消して平成8年4月1日を保護開始日とする決定を行うことを求めた。

その他に、XはAが生活保護開始申請書の交付を拒否したことは親の扶養を受けないというXの自己決定権の侵害にあたり、Aが施設に対して調査したことはプライバシー権の侵害にあ

るとして、Y<sub>2</sub>に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償の支払いを求めた。

## II 判 旨

1 「生活保護法(以下「生保法」という。)には、保護の開始の申請について書面によらなければならない旨の規定はなく、同法の委任を受けた施行規則(以下「規則」という。)2条1項も、申請書の提出を申請の要件とするものではないと解される。申請書の作成及び提出が申請の要件でないことは被告も認めるところである。したがって、Xは申請意思を有してAに対してその意思の表示行為をしたのであるから、Xは、平成8年4月1日に保護の開始の申請をしたと認められる。」

「Y<sub>1</sub>は、遅くとも平成8年4月17日の時点では、Xは平成8年4月1日に口頭で保護開始の申請をしており、同日の時点でXが要保護状態にあったことを認識していたものと認められる。したがって、Y<sub>1</sub>としては、4月1日に申請がされたことを前提として、速やかに同日を保護開始日とする保護決定を行うべき職務上の義務を負っていたというべきであり、にもかかわらず、同月17日にXに申請書を交付してその提出を促しただけで、平成9年3月24日付けの申請に基づいて本件決定を行うまで、保護決定の措置をとらなかったのであるから、Y<sub>1</sub>は、職務上の義務に違反し、かつ、そのことにつき少なくとも過失がある。」

「Xは、Y<sub>1</sub>の職務上の前記義務違反により、平成8年4月1日から平成9年3月23日までの生活保護費を受領することができなかったものであるから、前記義務違反により、前記生活保護費相当額の150万25円の損害を被ったものと認められる。」

2 「要保護者が実施機関の担当者の説明や助言指導に対して納得せず、これと異なる見解を主張したとしても、これを理由として生活保護開始申請書を交付せず、保護開始の申請を受理しないことは、保護申請時の助言指導として許容される

範囲を明らかに逸脱するものであり、申請書の交付拒絶、保護開始申請の受理拒絶の行為は国家賠償法上違法というべきである。」

「したがって、Aの前記行為は、保護の実施機関の担当者としての職務上の義務に違反する違法な行為であり、かつ、その点につき過失があるというべきであり、Xは、Aの前記行為により、迅速・適正に保護を受ける権利を侵害されたと認められる。」

「Xの精神的損害に対する慰謝料としては、30万円が相当であると認められる。」

3 「Aが問い合わせた行為は保護の実施機関が行うべき調査の範囲に属するものとして適法であったと解される。」

4 「Aは、問い合わせの際、Xが施設に対してどのような理由を告げて退所したかという事実を知ったのであるが、この程度の事実を知ったことにより、Xのプライバシー権(自己情報管理権)が侵害されたものと認めることはできない。」

## III 解 説

1 生活保護制度の実務においては、申請の際に申請書の提出が求められている。

「生保法実施における標準事務処理方式について」(昭和28年4月1日社乙発第48号)によると、まず、受付の段階において来訪者を用向によって分け、保護を受けようとする者は、面接室に案内し、来訪者の生活状態等の聴取、法の趣旨・保護要件等の説明の後、保護申請の意思を確認し、申請の意思を有する者については申請諸用紙を交付して保護申請書を受領することになっている。

申請書の提出を求める法的根拠となっているのは規則2条1項である。同項には「保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない」として、申請書の提出による申請方法が明記されている。

しかし、本判決は申請書の提出は申請の要件ではないとして口頭による申請を有効な申請と認めており、申請書の提出を求めてきた実務に大きなインパクトを与えるものといえる。



また、保護の実施機関が来訪者に保護申請書を故意に渡さないといったことが以前から問題として指摘されていたが<sup>1)</sup>、本判決は申請書の交付拒絶行為等を国家賠償法上違法であると断じており、この点でも大きく注目される。

2 本件の中心的な問題は、申請書の提出は申請の要件か否か、すなわち生活保護の開始申請は必ず書面で行わなければならないのか、それとも口頭など書面以外でも申請ができるのかということである。この点判旨は、申請書の提出は申請の要件ではなく、このことは被告らも認めていると述べているが、まず、この点につき検討する<sup>2)</sup>。

生保法7条は「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする」と規定して、要保護者等に保護請求権を付与して、申請保護の原則を定めている。

そもそも申請とは、許可・認可・免許など自己に対してなんらかの利益を付与する処分を求める行為であると定義される。申請は申請者による一種の意思表示であり、原則として契約の申込みにおける意思表示と同様に、申請が客観的に行政庁の了知しうる状態に置かれたとき、すなわち行政庁の支配圏内に置かれたときに申請がなされたものとみなされる。生活保護給付の決定は処分にあたり、生活保護給付の申請も、この申請に含まれる。

生保法には、どのような申請手続きが必要とされるのかに関する規定がないので、申請が一種の意思表示である以上、口頭によって申請意思が表示されれば十分であって、規則が書面による申請手続きを定めることはできないようにも思われる。

しかし、生保法84条は「この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める」と規定し、これを受けた規則2条1項が、申請は書面を提出して行わなければならないとし、かつ、その書面には、①申請者の氏名及び住所又は居所、②要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係、③保護の開始又は変更を必要とする事由が記

載されていなければならないと規定する。

申請書の提出は申請の要件か否かという問題につき、見解は大きく二つに分けられる。文書の形式を整備しなければ有効な申請ではないとするもの<sup>3)</sup>と、口頭など書面以外による申請も有効な申請であるとするもの<sup>4)</sup>との二つである。

文書の形式を整備しなければ有効な申請ではないとする見解は、規則2条1項を根拠に、所定の事項を記載している書面による申請でなければ申請としての効果はなく無効であるとする。

これに対して口頭など書面以外による申請も有効な申請であるとする見解は、下位規範の規則で生保法の定める申請権の制限はできず、規則2条1項は行政手続き上の便宜以上のもではなく、申請の意思が実施機関に到達すれば効力が生ずるとする。判旨もこの見解をとるが、この見解には若干の疑問がある。

この見解は、生保法のなかに保護の開始の申請は書面によらなければならない旨の規定がないことを理由とするが、生保法には「保護の開始又は変更を必要とする事由」(規則2条1項3号)を示さなければならない旨の規定もないので、この見解によれば規則はこの点においても生保法の定める申請権を侵害することになる。最終的には、生保法のなかに申請手続きに関する規定がないので、規則で申請に関する手続きを一切定められないこととなる。

このように生保法84条があるにもかかわらず規則は申請に関する手続きを定められないとすれば、84条は各種の手続きのうち申請を除外した手続きにつき委任するものであると解するほかないが、このように解することができるであろうか。

この点、生保法84条は旧生保法9条に対応するものであるが、この旧生保法9条は「この法律で定めるものの外、保護施設の設置、管理、廃止その他保護施設に関して必要な事項は、命令でこれを定める」と限定的に委任するに過ぎなかった。それが現行生保法84条において全般的な委任規定へと変わったのである。このような限定的な委任から全般的な委任へとという流れを考えると、申請を除外して限定的に解するのではなく、生保法

84条は申請に関しても一定の手続きを下位規範で定めること、そのこと自体を除外するものではないと解すべきである。

したがって、口頭による申請手続きを保障する規定が生保法にある場合はともかく、保護の開始の申請は書面によらなければならない旨の規定が生保法の中にないことを理由として、口頭による申請も有効な申請であるとする見解を導くことには慎重であるべきであろう。

一方、規則2条1項があるからといって、文書の形式を整備しなければ有効な申請ではないと直ちに結論づけることはできない。というのも、規則はどんな手続きでも無条件に定めることができるわけではなく、法律の委任する範囲においてのみ定めることが許されるからである。

この点につき検討すると、生保法7条に規定する申請があった場合における保護の実施機関の処理手続きが生保法24条で定められているが、同条は保護の実施機関の便宜・専断による処理を防止し、迅速・確実な処理を図るために設けられたものである<sup>5)</sup>。したがって、当然に申請手続きは、迅速・確実に行えるものでなければならず、迅速・確実に行えない申請手続きを規則で定めることは委任の範囲を超えることとなる。

申請意思の表示が曖昧な言葉を用いて口頭で行われた場合などを考えると、申請を書面で行うことは「確実」という点で大きな利点がある。また、意思を書面にすることは通常、さほど手間のかかるものでもない。よって、書面の提出を申請の要件とすることは原則として委任の範囲内にあると解される。規則2条1項の定める記載事項も「極めて簡単」<sup>6)</sup>に3項目とされており、この程度の記載を要件とすることも委任の範囲内にあると考えていいであろう。

しかし、目の不自由な人や手に障害のある人など、筆記能力がなく又は欠けているために申請意思を書面にすることが困難な人にまで書面の提出を要件とすることは、申請手続きに求められる迅速性を著しく阻害するものであり、委任の範囲を超えるべきであろう。

以上の検討の結果、立法政策論としてはともか

くとして、現行法の解釈としては、原則として書面の提出は申請の要件であると解される。ただし、申請意思を書面にすることを困難とする特段の事情のある場合は、申請意思と記載事項を口頭で述べて行うなど書面以外による申請も有効な申請となると解すべきである。

なお、規則2条1項は所定の用紙によることまでを要件とするものではないが<sup>7)</sup>、仮に所定の用紙によることが規則で定められた場合は、申請するか否かの判断を用紙交付者に実質的に委ねてしまうことになり、申請保護の原則の趣旨<sup>8)</sup>に反するので、申請書交付請求権が要保護者等に法律上明確に保障されない限り委任の範囲を超えると解される。

そこで、本件を検討すると、Xは身体障害者手帳1級1種の交付を受けており、申請意思を書面にすることを困難とする特段の事情があるといえるのかどうか、さらに検討が必要であったと思われる。仮にXに筆記能力が十分にあった場合は、平成8年4月1日に申請がなされたことと認定することは困難であろう。

3次に、判旨はAが生活保護開始申請書を交付せず、保護開始の申請を受理しないことは迅速・適正に保護を受ける権利を侵害するとして、国家賠償法上の違法性と過失を認めているので、この点について検討する。

判旨は、前述したように口頭による申請も有効な申請であると解している。とすれば、要保護者等が申請書の交付を請求する意味はなく、申請書の交付を拒否したとしても違法と評価することはできないのではないかと疑問が生じる。

この点、申請の要件を判旨のように解したとしても、福祉事務所の担当者がXに対して、申請は所定の申請書を提出する方法で行う旨の説明を行ったうえで申請書の交付請求を拒絶した場合は、国家賠償法上の違法性を認めるべきである。なぜならば、一般の市民は生活保護の申請手続きについて詳しくはなく、福祉事務所の担当者の説明に頼るのが通常であり、当該説明の結果、Xは所定の申請書を提出するほかに申請の方法はないと思いついたため、申請できなくなったと考えられ

るからである。このような結果を引き起こすような助言指導は相当とはいえず違法性が認められる。Aの助言指導が当該結果を違法に惹起させることはA自身も十分予見できたはずであり、少なくとも過失が認められる。

なお、実施機関は規則2条4項に基づいて申請書以外の書面の提出を求めることができる。しかし、単に提出を求めることを超えて、提出がないことを理由に申請を受理しないことは申請権の侵害となり(行政手続法7条)、その提出が申請の要件であるかのような助言指導を行うことは、本件の申請書の交付拒絶と同様に国家賠償法上、違法と解される<sup>9)</sup>。

判旨は精神的損害として30万円を認めているが、仮に平成8年4月1日に申請が行われなかったと認定され、Aの行為の違法性が認められる場合は、Aの行為がなければXは平成8年4月1日に申請できたはずであるから、扶養や要保護状態等に関する判旨の認定を前提とすれば、同年4月17日に申請書を交付されるまでの間に受給できていた給付相当額も損害として主張することができると思われる。

#### 注

- 1) 佐々木1984, p. 12。
- 2) この点につき、直接判示した他の裁判例は見あたらない。なお、恩給請求者が提出した請求書を適法な裁定申請書と認めなかった裁判例として東京高判昭和39年1月29日行集15巻1号143頁がある。
- 3) この見解をとるものとして、「新版・社会福祉学習双書」編集委員会編2001, p. 80, 加藤・菊池・倉田・前田2001, p. 289, 小山1951, p. 395

がある。

- 4) この見解を取るものとして、田畑1999, p. 40, 粂井1991, p. 326, 古賀1997, p. 139, 荒木1988, p. 239, 清正・良永2000, p. 274がある。
- 5) 小山1951, p. 390を参照。
- 6) 木村1951, p. 38。
- 7) 立法者意思として、小山1951, p. 395を参照。
- 8) 生保法7条において申請を強制するのではなく個人の意思にかからしめるのが合理的であるとして、申請保護の原則が採用されたことを考えると、申請するか否かの判断が要保護者等以外の者に委ねられてしまうような手続きを定めることは法律の委任の範囲を超えることとなる。
- 9) 「生活保護の適正実施の推進について」(昭和56年11月17日社保第123号)は、申請者等から各種の書面を提出させるなどの措置をとることを実施機関に求めているが、本来申請後に行われるべき給付要件の審査を実質的に申請前に行うために申請書を受け取らないことは申請権の侵害にあたる。

#### 参考文献

- 佐々木富士松(1984)「事前審査しないと申請用紙は渡さない」『賃金と社会保障』No. 901。  
「新版・社会福祉学習双書」編集委員会編(2001)『公的扶助論』, 全国社会福祉協議会。  
加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子(2001)『社会保障法』, 有斐閣。  
小山進次郎(1975)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)』, 全国社会福祉協議会。  
田畑洋一(1999)『公的扶助論』, 学文社。  
粂井常喜編(1991)『社会保障法』, エイデル研究所。  
古賀昭典編著(1997)『現代公的扶助法論』, 法律文化社。  
荒木誠之編(1988)『社会保障法』, 青林書院。  
清正寛・良永彌太郎編著(2000)『論点 社会保障法(第2版)』, 中央経済社。  
木村忠次郎(1951)『生活保護法の実務』, 時事通信社。

(おおはら・としお 法政大学兼任講師)

## 書評

John B. Shoven (ed.)

*Administrative Aspects of Investment-Based Social Security Reform*

The University of Chicago Press, 2000

加藤久和

世界の年金改革は民営化を視野に入れた方向に進んでいる。チリをはじめ、南米諸国ではすでに年金の民営化が実施され、先進国においてもオーストラリアやイギリスで確定拠出型プランを伴う年金改革がすすめられている。現行の賦課方式による社会保障システムから個人年金勘定をベースにした民営化に移行することに様々な利点があることは、すでに多くの論文や書籍によって報告されている。ちなみに、本書はNBERが1998年に開催したカンファレンスにおける報告をもとに編纂されたものであるが、同様な企画の下で行われたカンファレンスの内容を整理した、“Privatizing Social Security” (M. Feldstein ed., The University of Chicago Press, 1998) では、民営化による社会保障改革の効果や具体的な移行手段が議論されている。一方、個人年金勘定をベースとした年金改革を実際に行うには、そのシステムの運営や維持といった管理業務に膨大なコストがかかり、この管理コストが民営化移行に関して最大の障害になるとの指摘も多い。本書は、この年金改革に伴う管理コストに焦点をあてて分析を行った論文を集めたものである。本書を一瞥した際、扱うトピックスから非常に限定された議論が展開されているのではないかと危惧したが、しかし管理コストを巡る諸問題は、年金民営化を現実実施する場合には避けて通れない課題であるのみならず、システム全体のデザインを決定するほど重要なイシューであることを、通読後あらためて知らされた。これは編者のショーブンを始め多くの論文で重視されている視点でもある。

本書は、5本の論文とパネルセッションの要約を納めた論文の計6つの章および編者によるIntroductionから構成されている。最初の4つの論文はいかに管理

コストを節約し、そのためにはどのような個人勘定を伴う年金システムを構築するかという点に話題が絞られている。5本目の論文はアメリカで広範に受け入れられている引退後のための貯蓄プランをもとに管理コストの具体的な大きさを議論したものである。パネルセッションの要約では、保険会社や投資会社など関連する産業からの代表を招いて、アカデミックな議論の現実妥当性などについて議論がなされている。以下では、各章ごとにその内容を簡単に整理し、その後で評者なりのコメントを付したいと思う。

第1章 (Reforming Social Security: A Practical and Workable System of Personal Retirement Accounts, by F. T. Goldberg Jr. and M. J. Graetz) では、個人引退勘定 (引退後の貯蓄を形成するために個人が所有し投資を行う勘定) システムを一般化した場合の課題とコスト節約の方法を議論している。社会保障システムに個人引退勘定を導入すると、その口座数が膨大なものとなる一方、各口座の資産額はきわめて小さく、そのため口座の維持運営に大きなコストがかかる。とりわけ被雇用者からの積立額や雇用者からの負担分の受け入れといった定期的に生じるルーティンがコスト削減にとって最も困難な課題となる。ゴールドベルグらは新たな社会保障システムにあっては既存のシステムを有効に活用した制度とすることが望ましいと指摘しており、例えば、現行の payroll tax の徴収制度等をそのまま引き継いで個人引退勘定システムを創設することが管理コスト節約のための条件であると述べている。この考え方は本書を通じてしばしば言及されており、既存システムの背中に乗るという意味で“piggybacking”と表現されている。また、コスト節約のためには個人勘定ではあるものの、資産の投資

先の選択などに関して制限を持たせることも必要であるとしている。

個人口座の資産を引退後にどのように扱うべきかについていくつかの課題がある。個人口座の貯蓄を、引退後に必ず終身年金化することを義務づけることは難しいが、しかし一定の所得以下の労働者については必要な部分の年金化は不可欠であろう。そのためゴールドベルグらは資産を政府（あるいは社会保障庁）に移転して、政府から年金給付を受ける制度を提案している。政府はそのために長生きのリスクを負うことになるが、しかし政府が個人引退勘定そのものを直接管理するよりも投資のリスクを負わない分だけ好ましいものになると述べている。さらに、個人引退勘定の一般化が賢明な公共政策であるためには既存の公共・民間諸制度に対する影響をできるだけ小さなものとするべきであるとの主張も重要であろう。

第2章 (Administering a Cost-Effective National Program of Personal Security Accounts, by J. Schieber and J. B. Shoven) では、各国の民営化システムを概観し、どの程度の管理コストが具体的に必要とされ、そのコスト削減にはどのような手段が可能であるかという点を考察している。チリでは1981年に強制型の個人年金プランが導入されたが、しかしその管理・運営システムは高コストで非効率であるとの指摘がある。シーバーらはその原因の1つとして、チリでは個人に向けたマーケティングコストが総コストの36%にも達していることを挙げ、オーストラリアではグループを単位とした確定拠出型年金を導入したことからマーケティングコストはチリの1/10程度に過ぎないことを示す。また、アメリカの投資信託 (mutual fund) においても個人向けの商品のコストはグループ向け商品のコストの3倍程度かかっているとの事実から、マーケティングコスト削減の重要性を強調している。

管理コストには規模の経済がみられるという研究結果もある。この点に関して、著者は401(k)プランに関する管理コストを分析し、とりわけ信託基金の分野や投資家の投資記録の維持・保全などについて規模の経済性がみられることを示している。一方、管理コストの抑制には投資家の投資戦略に何らかの制約をもうける必要があると述べているが、しかしそれぞれの投資家は異なるリスク選好を持つことなどからある程度の裁量権を持たせなければならないとしている。な

お、新システムはやはり既存システムをできるだけ活用して構築すべきであり、そうすれば雇用者、被雇用者とも新たに大きな負担を負うことはないであろうと結んでいる。

第3章 (Mutual Funds and Institutional Investments: What Is the Most Efficient Way to Set Up Individual Accounts in a Social Security System?, by E. James, G. Ferrier, J. Smalhout and D. Vittas) では、個人年金勘定に関する3つのオプションを提示し、どのシステムが最もコスト効率的であるかについて議論を行っている。彼らが提示したプランは、①自由な投資行動・投資対象の選択を認める小規模投資を前提とした個人勘定、②投資会社が投資先を限定した個人勘定、③ファンドを中央集約化して投資を行うシステム、である。

分析に先立ち、ファーリアーらは投資戦略を積極的に個人に認めるか、あるいは投資会社が主導して受動的な戦略をとるかによって年金ファンドの管理コストの規模に大きな違いが生じることを指摘するとともに、管理コストの指標は資産額あたりで算出するか、あるいは口座単位で算出するかによって異なることを示している。口座単位でみると、口座数が増えるとともに管理コストは増加するが、資産額単位で計測すると規模の経済性がみられ、資産規模が大きくなるにつれ管理コストは低下する。しかしながら、資産規模を前提として費用負担を行うと、大規模な資産をもつ口座から小規模資産の口座への一種の補助金が生じるとして注意が必要であるとしている。

3つのシステムを比較すると個人口座を持たない③の中央集約的なシステムが最も安価になる。その理由として顧客との連絡や問い合わせに関するコストが圧縮され、また交渉力が強い投資コストやマーケティングコストが低く抑えられること等を挙げている。しかしながら、投資家に低コストのポートフォリオと受動的な投資戦略という制約を課せば②のシステムも③に近いコスト削減が可能であると主張している。

具体的にはどの程度のコストがかかるのであろうか。チリの例では資産額当たりのコスト比率は年間で1.13%程度、またブローカー等の手数料を加えると1.8~1.9%程度であり、またその45%はマーケティングコストであった。この構造はアメリカの投資信託の費用構造と類似していることから、ファーリアーらは、投資信託のコストに関するデータを用いたパネル

分析を行う。これによると、資産額の増加は支出費用の資産額に対する比率を低下させ、投資に関する管理コストとマーケティングコストに関しても規模の経済性がみられることを報告している。また、ブローカーに支払う手数料にも規模の経済性がみられた。

以上の実証分析結果を前提として、ファーリアーら、コストを低下させるには数多くの小規模な個人口座を集計化する必要があること、マーケティングコストを削減すること、投資すべきポートフォリオや投資戦略に制限を課すこと、等が必要であると整理し、こうした条件を整備することによって②のシステムを、中央集約化された③のシステムに近い低コストとすることが可能であると結論づけている。

第4章 (Administrative Costs and Equilibrium Charges with Individual Accounts, by P. Diamond) もまた2つの仮想的なシステムを提案し、管理コストの視点からどちらが効率的であるかという議論を展開している。ダイヤモンドは、政府などが預金等の記録や投資を管理する政府組織型個人口座勘定システム(その類似例としてTSP(連邦政府の被雇用者が加入する貯蓄節約プラン)がある)と、個人が任意に選択した私的企業に投資や預金等の記録を委託する私的個人口座勘定システム(その類似例としてIRAs(個人退職勘定)がある)という2つの案を示す。政府組織型個人口座勘定システムでは、法律によってサービスの水準を制限するが、私的個人口座勘定システムでは最低水準のサービスは定めるものの、市場にそのサービス水準を委ねるというものである。

ダイヤモンドの試算によれば、政府組織型個人口座勘定システムは1億5千万にもものぼる口座を抱えることになるが、しかし低コスト・低サービスを課すことで一口座あたりの年間コストを40~50ドルの範囲に抑えられるとしている。しかし、多様な所得や教育水準、さらには雇用形態の異なる様々な個人を抱えることでそのコストはTSPに比べると高くなり、そのため現行の401(k)プランよりも制限されたサービスを提供せざるを得ないとする。一方、私的個人口座勘定システムでは投資家にとって多様な投資オプションが選択できるなどのメリットがあり、私的企業は政府に比べよりよい投資技術を持つものの、実際のコストは政府組織型個人口座勘定システムよりも相当高くなると推論している。その結果、ダイヤモンドは政治的にも政府組織型個人口座勘定システムの方が合意されや

すいと結論している。

なお、ダイヤモンドの報告に対してコメントを行ったフェルドシュタイン(M. Feldstein)は、私的個人口座勘定システムにはそれほど高いコストは不要であり、また政府が個人勘定の投資決定を行うことは受け入れがたいとして、ダイヤモンドの結論に同意できない旨を述べている。

第5章 (The Costs of Annuitizing Retirement Payouts from Individual Accounts, by J. M. Poterba and M. J. Warshawsky) では、現行の個人年金市場や大規模な確定拠出型年金プランであるTSP, TIAA-CREFF(大学等の教職員を対象とした年金プラン)からそのコストに関する興味深い事実を提示している。

ポターバらは年金プランを個人が購入することによって、その管理コストや販売コストに加え、アドバースセレクションに関わるコストも負担しなければならず、現行の社会保障システムから新たなシステムに移行することで、アドバースセレクションのコストを考慮する必要があることを強調する。

一般的な個人年金市場では元本10万ドルを支払うと65歳の男性では平均して月額733ドルの終身年金を受け取ることができるとポターバらは試算する。これを期待現在価値額に修正すると、1ドルの年金プラン購入によっておよそ0.85ドルの支払いを受けることになる。したがって、個人年金の管理コストはおよそ0.15ドルであると推論される。一方、一般的な生命表ではなく、保険会社が採用する生命表を用いて期待現在価値額を計算すると0.97ドルとなる。この差の0.12ドルがアドバースセレクションのコストになるという。ポターバらは続けて、一般的な個人年金市場と比較するため、TSP, TIAA-CREFFにおける、65歳男性が元本10万ドルを支払った場合の年金受給額を計算する。これによるとTSPでは月額763ドルを受け取り、一般的な個人年金よりもおよそ4%高くなり、TIAA-CREFFではさらに高い受給額が得られるとしている。

なお、ポターバらの報告に対してコメントータであるカトラー(D. M. Cutler)は、管理コストが15%であるという結論は、利子率をどのようにみるかによって変更されるという指摘を行っている。

第6章 (Panel Session: Industry Perspectives, by R. Pozen, J. M. Dickson, F. G. Ahern, F. L. A.

Grauer, and S. Mathews) は保険会社や投資銀行等の代表者5人によるパネルセッションを要約したものである。参加者は各自が代表する業界や企業の視点から、このカンファレンス全般に関する見解を述べているが、ポーゼンとグラウエルの発言のうち興味深い点を紹介しておこう。

ポーゼンは多様な市民が自己責任で投資戦略を行うことに危惧を表明し、年齢とともに投資先を変更するライフスタイル・ファンドを推奨する。これは若いうちには株式の比重が大きいファンドに投資を行うが、引退時期が近づくと元本が確実な債券を中心として構成されるファンドに投資先を自動的に変えるというものである。さらに、投資に関する教育を社会保障システム参加者に与えるコストを低く見積もりすぎていると述べている。

グラウエルは、社会保障システムの参加者が直接的に確定拠出型プランに移行するならば、この自己責任による投資と社会保障が担うべきセーフティ・ネットとはもはや相容れないものとなろうと警告している。

以上、おおまかに本書の内容を紹介したが、一般的にいえることは、管理コストが新しい社会保障システムのデザインに強い影響を与えるという点であり、こ

れはカンファレンスの参加者全員が合意している点でもある。加えて、新たなシステムは、既存の社会保障制度の中で利用可能なものはそれを利用し、また投資先の制約や投資戦略の方法に制限を加えることでコストを節約できるということについてもほぼ合意がある。しかしながら、どの程度のコストが見込まれるのか、投資家に認めるリスク選好の自由度をどうするか、さらには個人勘定の記録を誰がどのように管理すべきか、等の点については様々な意見がある。編者であるショーブンは序章の中で、これらの点については今後検討の余地があると結論しているが、しかし完全な合意を見いだすことは容易なことではないように思われる。

翻ってわが国の現状をみると、賦課方式から積立方式への移行に関する様々な議論があるものの、管理コストの視点からこれを詳細に考察するような議論は少ない。真剣に年金制度改革を考えるならば、その端緒として、現行の公的年金保険システムの効率性を、管理運営のコストの視点から検証する必要もあろう。

(かとう・ひさかず 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障基礎理論研究部第4室長)

菊池馨実著

## 『社会保障の法理念』

(有斐閣, 2000年12月)

河野正輝

### I

著者は『年金保険の基本構造——アメリカ社会保障制度の展開と自由の理念』(北海道大学図書刊行会, 1998年, 以下前著という)を著して、たちまち社会保障法学を担う次世代のホープと目されるに至った若手研究者である。その著者による2作目の本書は、一言でいえば、前著のアメリカ法研究で得られた自由の理念を基本理念として、わが国のあるべき社会保障像を描き直そうとしたものである。しかも基本理念の再構

築にとどまらず、そこから具体的な政策策定指針を導き出し、一貫した規範論理で社会保障像を描き出そうとしている。

著者は、実は前著において自問していた。すなわち、自由の理念とは「とめどない『公的責任論』や個人の利益が軽視されかねない『連帯』の捉え方に対する一定の内在的『枠づけ』」(前著526頁)にとどまるべきものであるのかどうか。それとも、より根源的な社会保障の根本理念として位置づけることが可能であり、そうすべきであるのか、と問い、もし後者なら、

そのような自由の理念から正当化されうる社会保障の範囲・性格(すなわち基本的ニーズにとどまるべきものか否かということ, また基本的ニーズにとどまるべきだとして, そのニーズは所得・医療・福祉サービスの各分野においてどこまでの範囲を含むと考えるべきか)といった問題に取り組む必要があると回答していたのである(前著530頁)。著者がすでに前著の中で意識し, 身構えていた「21世紀超高齢社会を見据えた, 戦後社会のパラダイム転換ともいうべき一般的な社会的課題にも発展しうるきわめて重要な理論的作業」(前著530頁)に自ら果敢に挑戦したのが本書に他ならないのである。

## II

1 本書の構成は, 「社会保障法学の理論動向」(第1章)を概観したのち, アメリカにおける「社会保障の『権利』論」(第2章)の展開を詳細にフォローして, そこからわが国への示唆として自由の理念を引き出し, そしてそれに基づいて「社会保障の法理念」(第3章)を再構築するとともに, その理念の具体化として, 「年金制度の基本枠組みとあるべき制度像」(第4章), 「生存権と介護サービス保障」(第5章), 「医療保障の法原理」(第6章)を展開し, 最後に「社会保障と社会保障法学の課題と展望」(終章)において, 本書の結論と次の理論的作業を示唆して締め括る。

構成は以上のとおりであるが, 手短かに読みたい読者は, 第3章「社会保障の法理念」で著者の基本視座を得たのち, 第4章(年金), 第5章(介護), および第6章(医療)の三分野の具体的政策策定指針を探しても, 本書の言わんとする要点は得られるであろう。

以下, その要点をごく簡潔に述べてみよう。

2 (1) 第3章「社会保障の法理念」では, わが国で従来から社会保障法の基本理念とされてきた生存権, 社会連帯を著者は一応容認して, それらとの理論的整合性に配慮しつつ, 生存権理念は, より根本的には次に述べる「自由」の理念によって基礎づけられ, その内容を画されるべきものとする。そしてその水準は所得保障と現物給付によって分けて考えられるべきであり, その上で前者は要保障事故の性格に応じて, 後者は医療と介護によって異なる水準と考えられるという。また, 社会連帯理念は, 「社会保障法関係を国家対個人の二項対立的に捉えてきたことに対する批

判」と, 「地方公共団体, 企業などを含む多面的な法主体が存在することへの再認識」という面から「積極的に評価」しうるとする。

(2) しかしながら, 生存権理念は個人を国家による一方的な保護の客体として位置づけることとなり, また社会連帯理念は社会全体の利益の中に個人を埋没させかねない危険性を持つ, という点を著者は重視する。

(3) そこで著者は「自由」の理念を社会保障の基本理念として位置づけ直すわけである。著者のいう個人的「自由」とは「個人は人格的に自律した存在として, 主体的に自らの生を追求できること」(140頁)であり, 社会保障の目的は, そのような人格的利益の実現(第一義的には自己決定の尊重)のための条件整備にあるべきと捉え, 著者はその憲法上の基礎を13条に求める(ただし, この「自由」の理念は, 同じく13条に基盤を置いて「人間の尊厳」理念を説いてきた従来の学説の延長線上にあるものではない。あくまでリベラリズムの立場からの「自由」の理念であることに注意を喚起する。31頁および142頁, 注記20)。

(4) そして, この「自由」の理念から, 著者は政策策定指針として次の規範的要素を導き出す。第1に, 国家による個人生活への過度の介入をもたらす制度設計は望ましくないということ。第2に, 社会保障法において, 個人は一方的な保護の客体ではなく, 能動的主体的な権利義務主体たる個人でなければならないということ。このことから具体的に, ①選択の原則, ②参加の原則, ③負担の原則が尊重されなければならないことになる。第3に, 自由の理念の中に当然, 平等取扱いという要請が含まれる, ということである。

3 以上を基に, 第4章(年金)では, 「加入強制を課す社会保険制度を設定すべき範囲をめぐって, 国家による個人生活への過度の介入をもたらすような制度設計は, 加入強制やそれによる財の移転を伴う人格的利益の侵害的側面を考慮すれば, 基本的に望ましくない」(162頁), 「したがって, 一応積極的な正当化が可能な基礎年金部分は別として, それを超えた報酬比例部分についてまで加入強制の下に置く現行制度の基本枠組みのあり方には疑問がある」(162頁)とする。

4 第5章(介護)では, 著者は, (1)健康で文化的な最低限度の生活保障を実現するための立法として, 生活保護法が位置づけられてきたが, 介護サービ



スに関しては、生活保護法はこれまで、そのような最低保障の十全たる法的基盤とはなっていないと評価する。(2) また、福祉法制全体を勘案しても、生存権の観点からは従来わが国の介護サービス保障法制が十分に整備されてきたとは評価しがたいと指摘する。(3) さらに介護保険法も、生存権的観点からみたとき、「給付水準および給付内容につき、量的な側面だけをみても、介護保険法は必ずしも介護サービス保障にかかる生存権の権利を十分に保障しているとはいえない」(202頁)とする。このように本章の叙述は、自由の理念よりむしろ生存権的観点からみた分析評価が主であるが、自由の理念に直接結びつく政策策定指針として、サービスの選択、介護保険制度の策定・運用などへの参加、能力に応じた負担につき適切な位置づけが必要である、とされる。

5 第6章(医療)では、著者は、リベラリズムの立場から公共的な政治価値としての平等を根底に据えて、医療における配分的正義論を展開するドゥオーキンに手掛りを求める。

ドゥオーキンは「平等な配慮と尊重」への権利を背景に、三つの市場の欠陥が是正された理想社会(すなわち富がより公平に配分され、患者側が十分な情報を保有し、個別リスクにかかる情報を保険会社が保有していない社会)を想定したときに、通常のブルーデントな人々が適切と考えるところを基準として、公的な強制の契機を含む給付制度を創設し、それを上回る部分については、補足的な任意加入の保険によってカバーすることを認めるのが公正(ないし正義)であるという。著者はここから示唆を得て、社会保険から定型的に給付する部分は基礎部分にとどめ、それを超えるいわゆるアメニティ部分などは自己負担に委ねる方向を是認する(237頁)。もっとも他の箇所では「医療及び介護の分野においては、それが国民の生命・健康に直接かわかり、かつ第三者によるサービス提供を不可欠とすることから、適正水準(とくに医療の場合、ミニマム保障とは区別されるオプティマム水準の保障)の給付を全国民に対し公的に保障すべきものともいう(272頁)。

### III

以下、評者の問題関心から二、三の感想を述べておきたい。

まず、わが国の社会保障法学への貢献という観点か

ら本書の意義・成果を述べるなら、第1に従来の生存権理念と社会連帯理念(市民的自由の修正の契機を重視)でなく、自由の理念(生存権も自由の理念から捉え直される)から社会保障法像を描き直そうとした最初の研究といえるであろう。一方で小さい政府が求められつつ、他方で諸々の自立支援サービスの社会化も追求される中で、個人の自由と社会連帯(国家の介入)の関係のあり方が根底から問い直されているときに、本書は真正面からこの時代の課題を受けとめようとした研究作業であることは間違いない。

第2に、抽象的な法理念の再構築から進んで、年金、介護、医療の具体的な政策策定指針を考察し、一貫した規範論理によって全体として揺ぎない社会保障法像を描き出そうとした点でも、これまでの研究水準を引き上げる作業と評価できる。

加えて、前述の本書の構成と要点のところで詳しくふれなかったが、本書第2章におけるアメリカの権利論をめぐる判例動向・研究動向の分析および各章末に詳細に注記された社会保障法学とその関連分野の研究動向のフォローはやや煩雑とはいえ、これを一瞥するだけで著者のなみなみならぬ研鑽のあとがわかるとともに、読者にとってはこれを見ることによって最新の理論動向が判然としてくるといっても過言ではないほどである。

このように本書は構想力のある挑戦的な研究であるだけに欲を言えば、もう少し説明を要すると思われる点もないわけではない。

その1は、「政策策定指針」である以上、それを曲りなりにも遵守させる何らかの方法・手段が不可欠であると思われるが、本書で言及された指針についてどのような実効性確保の手段が構想されているか、という点である。たえず見直しと法改正を迫られる社会保障では、法解釈論のみならず政策指針論が有効であり、かつ必要であることは著者も認識するとおりである。しかし、ここで重要なことは、法解釈論であれ政策指針論であれ、策定された法的基準や政策指針の実効性を確保するための、レビュー(審査)とフィードバック(審査結果に基づく改善)のメカニズムを、政策指針なら政策指針なりに、どうつくり上げていくかということである。政策指針の実効性を確保する手法として、福祉サービスの分野で導入されつつあるものを例にとれば、周知のとおり、一つは自己点検評価のうえに第三者評価を加えて、改善勧告・評価結果の公

表といった手法を採ること、二つは利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ解決する手続きを設けること、三つは広く市民に開かれた情報公開と市民参画(条例や福祉計画等の策定過程への参画等)のみちを開くこと、などが挙げられる。このような手法が真にレビューとフィードバックのメカニズムとして機能するようにどう開発・運用するか、とりわけ第3のみちをどう構築するかが、今日、民主主義システムの再生の観点からも問われている。

その2に著者も指摘するとおり、アメリカには社会手当的性格を有する包括的な所得保障給付プログラムは存在しない。一般扶助主義に立った公的扶助プログラムも、また一般的包括的な医療保険制度も存在しない。これらの点に、アメリカではわが国のような生存権理念や社会連帯理念が浸透してこなかったこと、むしろ生活自助原則が色濃く影響していることが顕著に表れている。自由の理念とは、このようなアメリカの社会保障制度のあり方の基本理念をなすものでもある。著者のいう「自由」の理念はアメリカ法に示唆を得つつ、それとは異なるものであるのか否か、異なるものであるとして、理念レベルにおいてどのように異なるのか(政策策定指針レベルにおける差異は容易に読み取れる)について、より鮮明に示されるならこれに対する賛否はともかく、もっと説得力を増したのではないかと惜しまれる。

その3は、「自由」の理念とその政策策定指針という本書の基調は、第4章(年金)においては明瞭に響くものの、第5章(介護)や第6章(医療)においては、その基調は必ずしもリズムカルに伝わってこないという点である。

もっとも、本書が必ずしも説明を尽くしていない、これらの点はむしろ著者の今後の研究の発展可能性を暗示しているともいえる。著者のいう「自由」の理念は、年金では社会保険への加入強制の抑制に通じ、他方介護や福祉サービスではむしろ給付水準の引上げ=社会連帯の拡充さえ招いている。そのような「自由」の理念は、単に社会連帯の否定や制約ではなく新たな社会連帯像の模索であると読み取るべきである。新たな社会連帯像の構築という見地からみれば、年金では世代間連帯に揺らぎが見られる反面、介護保険では社

会連帯の再生、しかも住民自治の要素を持ちつつ連帯による自由理念の再生という要素を持った社会連帯が見られる。住民自治というのは、住民の参画によって介護保険事業計画を定め、住民の選択によって給付水準を定め、これを基本として住民の自主財源である高齢者(第1号被保険者)保険料を決定するという点で、自治の要素を有するからであり、社会連帯による自由理念の再生というのは、介護保険は一定の強制的な拠出(経済的自由の制限)を伴う反面、その財源によって、障害を持つ一人ひとりの高齢者のサービスの選択(自己決定)による生活の自立支援と、社会においてノーマルな生活を構成するすべての活動に参加する権利(Social inclusion)を保障するという、より広い自由の要素を持つからである。

さらに思考を進めるなら、「社会連帯による自由の再生」を基礎にして、より大きな枠組みを構想することもできる。たとえばD・ピータースは、「社会的・生態環境的な世代間契約(Socio-ecological inter-generational contract)」の理念の基づいて、社会保障の持続的可能性を追求してもいるのである。

もちろん著者は基本的にリベラリズムの立場から「自由」の理念を構築しようとしているのであるから、本書の延長線上にD・ピータースのような立場がありえないことは明らかである。が、本書の大胆かつボレーミッシュな切り口は社会連帯をめぐる以上のような問題意識や論争を喚起せずにはおかないであろうことを指摘したいのである。

著者は、前著で提起した根源的な研究課題を本書で見事に果した。その著者の今後の研究の行方を予想すると、本書の末尾に記されている課題(すなわち(1) 社会保障における新たな民主主義システムの構築、(2) 社会保障の制度横断的なグランドデザイン、(3) ストックを含む再分配の社会システムなど)までに踏み込んで近い将来解明するのではないかとその期待を抱かせる。本書に示されたどのような学問的困難にも屈しない著者の気魄には、その期待を抱かせるに十分なものと私は思う。本書から活発な論争が生まれることを期待したい。

(かわの・まさてる 九州大学大学院教授)

## 季刊社会保障研究 (Vol. 37, Nos. 1~4) 総目次

凡例：I, II, III…は号数, 1, 2, 3は頁数を示す。

## 巻頭言

彌縫策は政策の信用度を下げるだけ……………	佐々木 毅	I	2
政策評価と計量分析……………	吉野 直行	II	110
障害者福祉の課題……………	正村 公宏	III	206
日本の年金問題……………	田近 栄治	IV	314

## Foreword

The Patch-work Policies Conduce to the Decline of Trust in Policy-making ……	TAKESHI SASAKI	I	2
Policy Evaluation and Econometric Analysis ……	NAOYUKI YOSHINO	II	110
How to Improve Social Supports for the Disabled ……	KIMIHIRO MASAMURA	III	206
Japan's Pension Issues ……	EIJI TAJIKA	IV	314
地主重美先生 (1926-2001) を悼む……………	宮澤 健一	III	244
In Memory of Professor Shigeyoshi Jinushi (1926-2001) ……	KEN'ICHI MIYAZAWA	III	244

## 論文

公的医療保険下における製薬企業の競争環境と企業価値……………	中西 悟志	I	59
--------------------------------	-------	---	----

## Article

Market Competitions and Market Values for Japanese Pharmaceuticals under the Public Health Insurance ……	SATOSHI NAKANISHI	I	59
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	---	----

## 投稿 (論文)

子供の健康資本と親の時間配分行動—親は家計内健康格差に回避的か?—……………	山内 太	I	73
公的年金支出の決定要因—制度論アプローチによる計量分析—……………	鎮目 真人	I	85
厚生年金・共済年金の給付水準は過剰か? —年金相殺モデルを用いた検証—……………	鈴木 亘	II	183
医師需要誘発仮説とアクセスコスト低下仮説 —2次医療圏, 市単位のパネルデータによる分析—……………	岸田 研作	III	246
病院における看護サービスの価格付けの試み……………	下野 恵子・大津 廣子	III	259
年金, 早期退職, 貯蓄……………	前多 康男・桃田 朗	IV	360

## Articles

Child Health Capital and Parental Time Allocation: Are Parents Averse to Intra-household Health Inequality? ……	FUTOSHI YAMAUCHI	I	73
The Determinants of Public Pension Expenditures: Quantitative Analysis Based on Institutional Theory……………	MASATO SHIZUME	I	85
Are the Elderly Over-Annuitized in Japanese Public Pension System?: Empirical Analysis Using Annuity Offset model ……	WATARU SUZUKI	II	183
Supplier Induced Demand Hypothesis Versus Decline of Access Cost Hypothesis: Analysis with Panel Data of Second Medical Areas and Cities……………	KENSAKU KISHIDA	III	246
Feasible Prices of Nursing Care in the Hospital ……	KEIKO SHIMONO and HIROKO OTSU	III	259

Social Security, Early Retirement, and Savings .....	YASUO MAEDA and AKIRA MOMOTA	IV	360
------------------------------------------------------	------------------------------	----	-----

**特集：社会保障の政策決定の特徴と今後の課題**

戦後社会保障政策の過程と構造.....	新川 敏 光	I	4
世紀末の年金改正を検証する—その政策形成の特徴と課題—.....	宮 武 剛	I	17
圧力グループと日本の医療政策 (1995~2000年) .....	ポール・タルコット	I	29
介護保険制度の政策形成過程の特徴と課題 —官僚組織における政策形成過程の事例—.....	増田 雅 暢	I	44

**Special Issue: Characteristics of Decision-making and Issue in the Future on the Social Security**

The Process and Structure of Social Security Policy in Postwar Japan .....	TOSHIMITSU SHINKAWA	I	4
Verify the Pension Reform in the New Millennium: Characteristics and Problems of the Policy Development.....	TAKESHI MIYATAKE	I	17
Pressure Groups and Japanese Healthcare Policy, 1995-2000 .....	PAUL TALCOTT	I	29
Characteristics and Issues of the Policy Making Process for the Long-term Care Insurance system: A Case in the Japanese Bureaucracy .....	MASANOBU MASUDA	I	44

**特集：社会保障のマクロ計量分析**

マクロ経済、財政および社会保障の長期展望 —供給型計量経済モデルによる分析—.....	加藤 久 和	II	112
社人研マクロモデルによる社会保障改革の計量分析.....	佐藤 格・山本 克也	II	126
介護保険制度の経済分析.....	吉田 有 里	II	139
社会保障の変化がマクロ経済に与える影響—財政・マクロモデルによる検討—.....	佐倉 環	II	151
年金財政再計算における経済的基礎率の連立可能性 —金融資産市場モデルを用いた実証分析—.....	亀田 啓 悟	II	162
一般均衡マクロ動学モデルによる公的年金改革の経済分析.....	宮里 尚三・金子 能宏	II	174

**Special Issue: Macro-Econometric Analysis of Social Security**

The Long-Term Outlook for the Macro Economy, Public Finance and Social Security: Simulation Analysis Using Traditional Supply Oriented Econometric Model .....	HISAKAZU KATO	II	112
Social Security Policy Evaluation with IPSS Macro Model .....	ITARU SATO and KATSUYA YAMAMOTO	II	126
The Welfare Analysis of Long-Term Care Insurance System .....	YURI YOSHIDA	II	139
The Impact of Social Security Changes on Macro-Economy: Fiscal and Macro-Econometric Model Analysis .....	TAMAKI SAKURA	II	151
On the Feasibility of Economic Assumptions in Public Pension System .....	KEIGO KAMEDA	II	162
A Dynamic Macroeconomic Analysis on Public Pension Reform for Achieving Intergenerational and Intragenerational Equality .....	NAOMI MIYAZATO and YOSHIHIRO KANEKO	II	174

**特集：障害者の就労と社会参加**

できない・と・はたらない—障害者の労働と雇用の基本問題—.....	立 岩 真 也	III	208
障害者の雇用促進と福祉の連携—リハビリテーションを視点として—.....	松 為 信 雄	III	218
障害者雇用政策とバリアフリー施策の連携—障害者の福祉と国民経済への影響—.....	金 子 能 宏	III	228

**Special Issue: Work and Social Inclusion of Disabled People**

Fundamental Problems of Labor and Employment of People with Disabilities

.....	SHIN'YA TATEIWA	III	208
Cooperations with Employment Promotion and Welfare of the Persons with Disabled: From a Rehabilitational point of View.....	NOBUO MATSUI	III	218
Toward the Coordination between Employment Policy of the Disabled and Development of Barrier Free Environments: Its Influences on the Well-being of the Disabled and Japanese Macro Economy.....	YOSHIHIRO KANEKO	III	228

**特集：学界展望—年金研究の現在**

座談会：年金研究の現在.....	岩本康志・大竹文雄・小塩隆士	IV	316
法学からみた年金研究の現在.....	菊池馨実	IV	350

**Special Issue: Present Situation of Pension Studies**

Symposium on Present Situation of Pension Studies: Review of Academic

Works 1998-2001.....	YASUSHI IWAMOTO, FUMIO OHTAKE, and TAKASHI OSHIO	IV	316
Present Situation of Pension Studies: From a Jurist's Point of View.....	YOSHIMI KIKUCHI	IV	350

**投稿 (研究ノート)**

公的年金給付の家計貯蓄率への影響について.....	増淵勝彦	III	274
家族同居・別居選択と訪問介護サービス需要.....	遠藤秀紀・吉田あつし	III	281
育児支援策が出生行動に与える影響.....	駿河輝和・西本真弓	IV	371

**Report and Note**

A Study of the Effect of Public Pension Expenditure on

Household Saving Rates.....	KATSUHIKO MASUBUCHI	III	274
Living Arrangements and Demand for Care Services of the Elderly .....	HIDEKI ENDO and ATSUSHI YOSHIDA	III	281
The Effect of Parental Leave on Childbirth.....	TERUKAZU SURUGA and MAYUMI NISHIMOTO	IV	371

**書評**John B. Shoven ed., *Administrative Aspects of Investment-Based Social*

<i>Security Reform</i> .....	加藤久和	IV	393
菊池馨実著『社会保障の法理念』.....	河野正輝	IV	396

**Book Reviews**John B. Shoven ed., *Administrative Aspects of Investment-Based Social*

<i>Security Reform</i> .....	HISAKAZU KATO	IV	393
Yoshimi Kikuchi, <i>Legal Principles of Social Security</i> .....	MASATERU KAWANO	IV	396

**動向**

世帯の中の未婚者—世帯内単身者に関する実態調査(2000年)の結果より—

.....	白波瀬佐和子・大石亜希子・清野仁子	III	297
平成11年度 社会保障費—解説と分析—.....	国立社会保障・人口問題研究所	IV	380

**Report and Statistics**

The Survey of Unmarried People Living with Their Families

.....	SAWAKO SHIRAHASE, AKIKO OISHI and KIMIKO KIYONO	III	297
-------	-------------------------------------------------	-----	-----

## Cost of Social Security in Fiscal Year 1999

.....National Institute of Population and Social Security Research IV 380

**判例研究**

社会保障法判例.....橋 爪 幸 代 I 100

—保育所入所措置の措置権者たる市と入所児童の保護者との間に幼児保育委託  
契約又はこれに準じる法律関係が存在するとされた事例 (山崎訴訟第一審判  
決) —

社会保障法判例.....堀 勝 洋 II 196

—不法行為によって死亡した者が将来受給し得たであろう遺族厚生年金は、賠  
償すべき損害として逸失利益にあたらないとされた事例 (山口等訴訟上告審  
判決) —

社会保障法判例.....中 益 陽 子 III 307

—離婚による財産分与における年金の取扱い—

社会保障法判例.....大 原 利 夫 IV 388

—生活保護開始申請書の交付拒否等に対する国家賠償法上の損害賠償請求が認  
められた事例—

**Report and Statistics**

Social Security Law Case .....SACHIYO HASHIZUME I 100

Social Security Law Case.....KATSUHIRO HORI II 196

Social Security Law Case .....YOKO NAKAMASU III 307

Social Security Law Case.....TOSHIO OHARA IV 388

季刊社会保障研究 (Vol. 37, Nos. 1~4) 総目次 .....IV 400

General Index to the Quarterly of Social Security Research (Vol. 37, Nos. 1~4) .....IV 400

**編集後記**

次期の財政再計算を控え、公的年金をテーマに学界展望を企画しました。経済学、法学の分野では多数の研究論文が出ていますが、網羅的に把握することは容易ではありません。そこで初の試みとして経済学の先生方による座談会を開き、これまでの研究業績と最先端の研究テーマについて一般読者にもわかりやすい形で議論していただくとともに、文献リストを作成しました。読者の皆様のお役に立てば幸いです。

(A.O.)

**編集委員長**

阿藤 誠 (国立社会保障・人口問題研究所長)

**編集委員**

岩村正彦 (東京大学教授)

岩本康志 (京都大学助教授)

遠藤久夫 (学習院大学教授)

唐沢 剛 (厚生労働省政策評価官)

菊池馨実 (早稲田大学助教授)

新川敏光 (北海道大学教授)

田近栄治 (一橋大学教授)

永瀬伸子 (お茶の水女子大学助教授)

平岡公一 (お茶の水女子大学教授)

山崎泰彦 (上智大学教授)

植村尚史 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

須田康幸 (同研究所・総合企画部長)

府川哲夫 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

松本勝明 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

**編集幹事**

後藤玲子 (同研究所・総合企画部第2室長)

東 幸邦 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長)

大石亜希子 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長)

加藤久和 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第3室長)

小島克久 (同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長)

宮里尚三 (同研究所・総合企画部研究員)

泉田信行 (同研究所・社会保障応用分析研究部研究員)

**季刊****社会保障研究** Vol. 37, No. 4, Spring 2002 (通巻155号)

平成14年3月25日 発行

**編集**

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区千代田2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

制作 (株)UTP制作センター





# THE QUARTERLY OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (KIKAN SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol. 37

Spring 2002

No. 4

## Foreword

Japan's Pension Issues .....EIJI TAJIKA 314

## Special Issue: Present Situation of Pension Studies

Symposium on Present Situation of Pension Studies: Review of Academic

Works 1998-2001 .....YASUSHI IWAMOTO, FUMIO OHTAKE and TAKASHI OSHIO 316

Present Situation of Pension Studies: From a Jurist's Point of View

.....YOSHIMI KIKUCHI 350

## Articles

Social Security, Early Retirement, and Savings .....YASUO MAEDA and AKIRA MOMOTA 360

## Report and Note

The Effect of Parental Leave on Childbirth...TERUKAZU SURUGA and MAYUMI NISHIMOTO 371

## Report and Statistics

Cost of Social Security in Fiscal Year 1999

.....National Institute of Population and Social Security Research 380

Social Security Law Case .....TOSHIO OHARA 388

## Book Reviews

John B. Shoven (ed.), *Administrative Aspects of Investment-Based*

*Social Security Reform* .....HISAKAZU KATO 393

Yoshimi Kikuchi, *Legal Principles of Social Security* .....MASATERU KAWANO 396

## General Index to the Quarterly of Social Security Research

(Vol. 37, Nos. 1~4) ..... 400

Edited by

National Institute of Population and Social Security Research  
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO • JINKO MONDAI KENKYUSHO)